

白岩龍平校閱
安井正太郎編著



湖南

明治
38 8 24
内交

東京 博文館藏版





猿啼洞底梅

人在木杪东舟

為

白雲子雲子

明倫之已仲友

後書對西園子公望



湖南題詞 二首

披君新著夢魂通 自古長沙柳颯風

太傳承塵人賦鵬 季連苗裔地名熊

蕙蘭澹日靈均廟 禾黍殘雲義帝宮

果否松醪能醉客 竹枝一曲夜雲空

蛾賊漫天日不明 長毛長劍忽縱橫
廷南嶺北蟲沙劫 七澤三湘風鶴聲
儒將談兵非趙括 書生倚馬悉袁宏
守城我憶駱巡撫 百雉能經衆志成

乙巳午日

寧齋主人

例言

一 既に支那開發を以て我天職なりといふ、邦人の彼國事情の研究を怠るべからざるや論無し、乃ち滄海の涓滴として本書あり、

一 近時邦人の支那に遊ぶもの日に益々多からんとするは吾人の喜びを禁ずる能はざる所、この書先づ最も風景名蹟に富みて趣味饒き湖南省の情況一斑を記し、以て其案内に供し、兼て未だ遊ばざる人の參考に資せんとす、

一 本書は昨年の夏七八分の稿を成し、後ち事によりて繼がず、今玆急に出版の事に従ひたるを以て、極めて不備不完なるが上、吾人の淺學寡聞なる悞謬脱漏も亦定めて多し、これ等は幸に大方君子の示教を仰て、他日の是正補訂を期す、

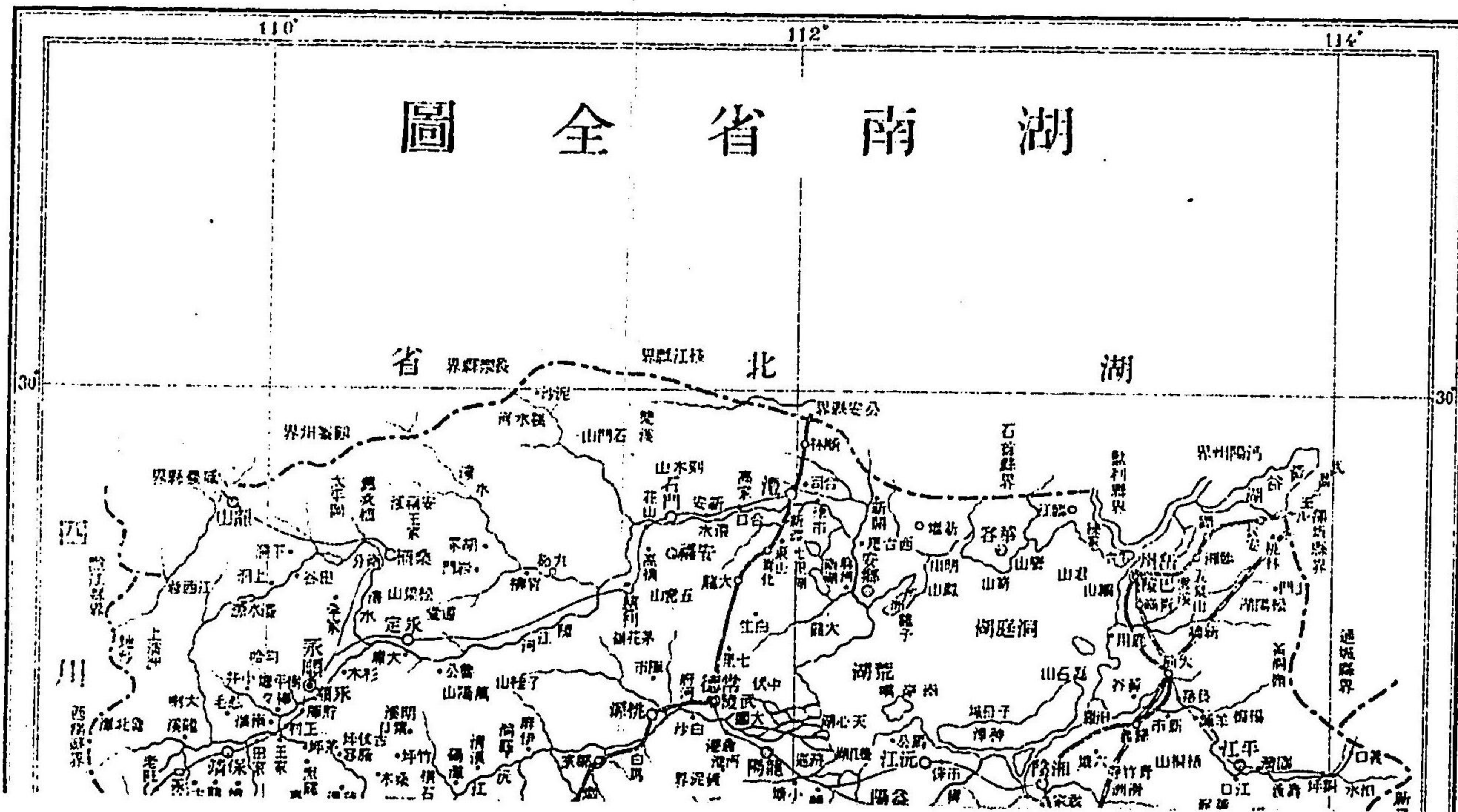
一本書の編纂に就て瀨川、山崎、故前任漢口領事、永瀧現任同領事、木村前任愛宕艦長、四竈同航海長の各出張報告の閲覽を許され、その資料に負ふ所最多し、茲に特記して感謝の意を表す、

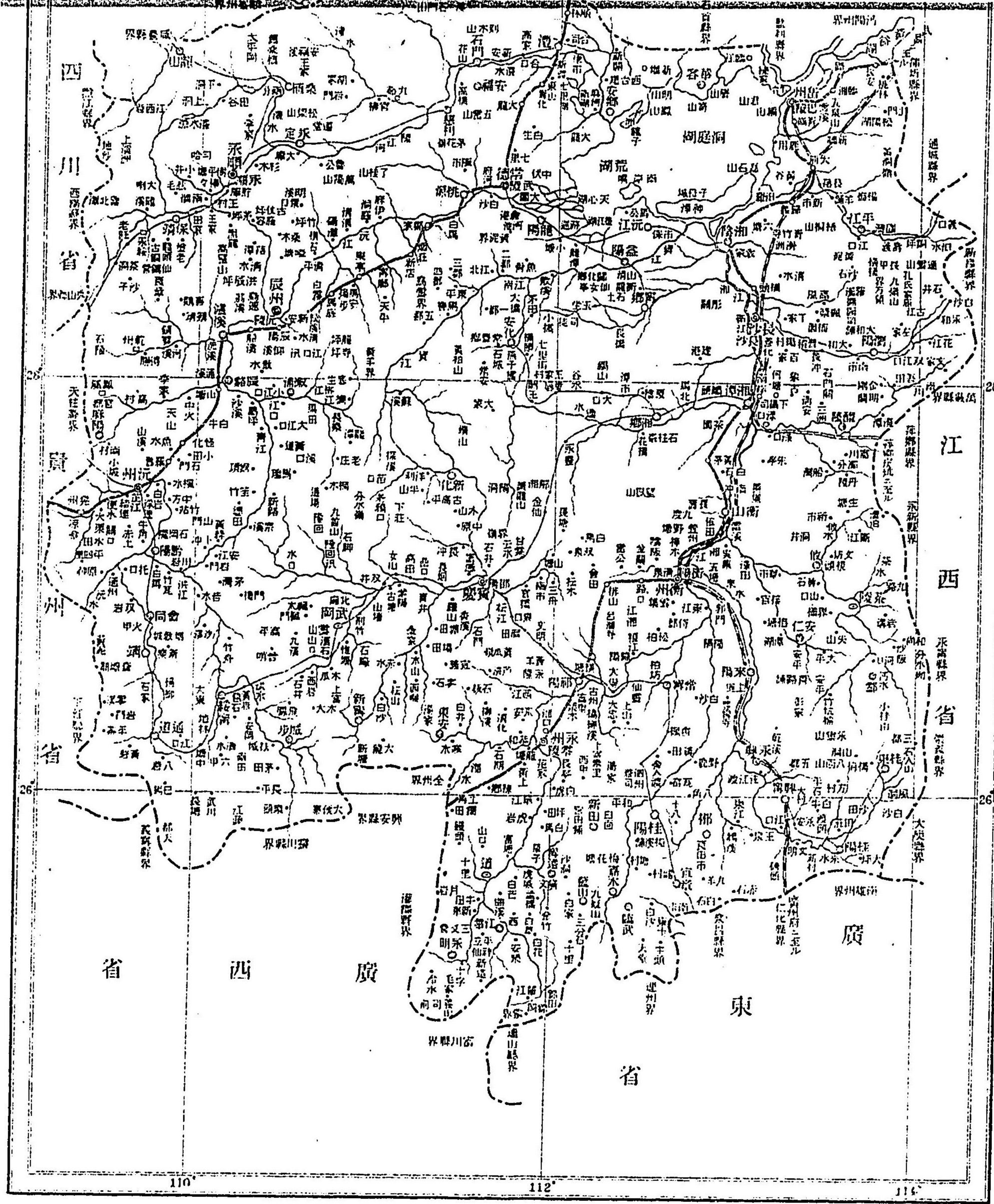
一湖南瀛船會社は材料の供給に付き種々の便宜を與へられ、又佐々木信綱、鳥居龍藏、水野梅曉諸氏の各有益なる文字を寄與せられたるは、編者の深く感謝する處なり、
一陶菴西園寺侯爵は題字を惠まれ、永井禾原氏は跋詩を投贈、本書に光彩を附與せられたるは編者の榮譽とする所なり、又野口寧齋氏の題詞は不幸にもその絶筆となり、岸田吟香氏の手澤に成れる湖南省全圖は、同じく故人を追懷するの紀念となれり、人事の變も亦悲む可きに足る、

一本書の出版及校訂に就ては是空大谷藤治郎氏の勞に依頼する所頗る多し、編者は茲に鳴謝の意を述べて此書と共に長く之を記臆せんとす、

明治乙巳仲夏

白岩子雲
安井小白 謹て識す





四川

江西

廣西

廣東

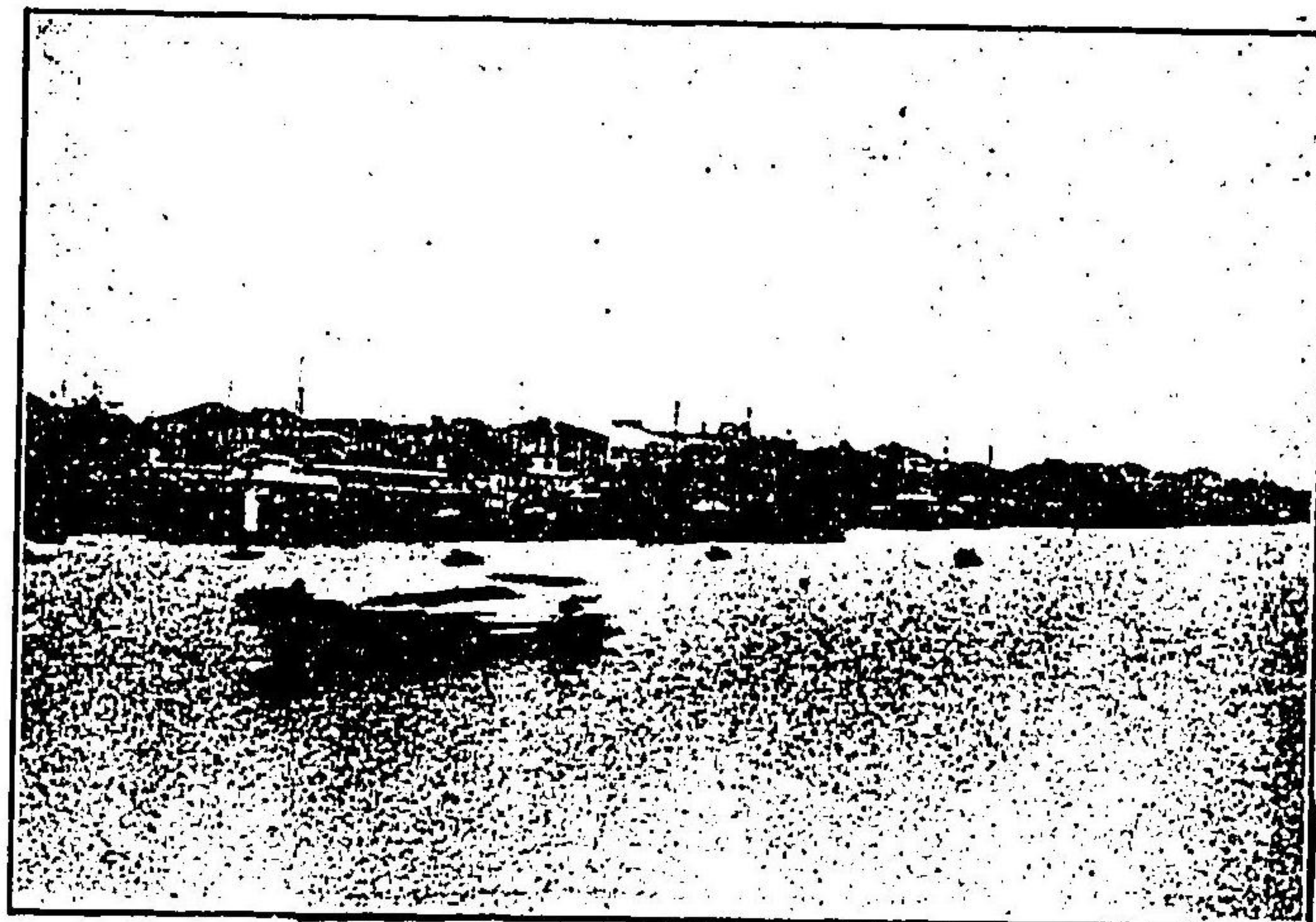
省

110

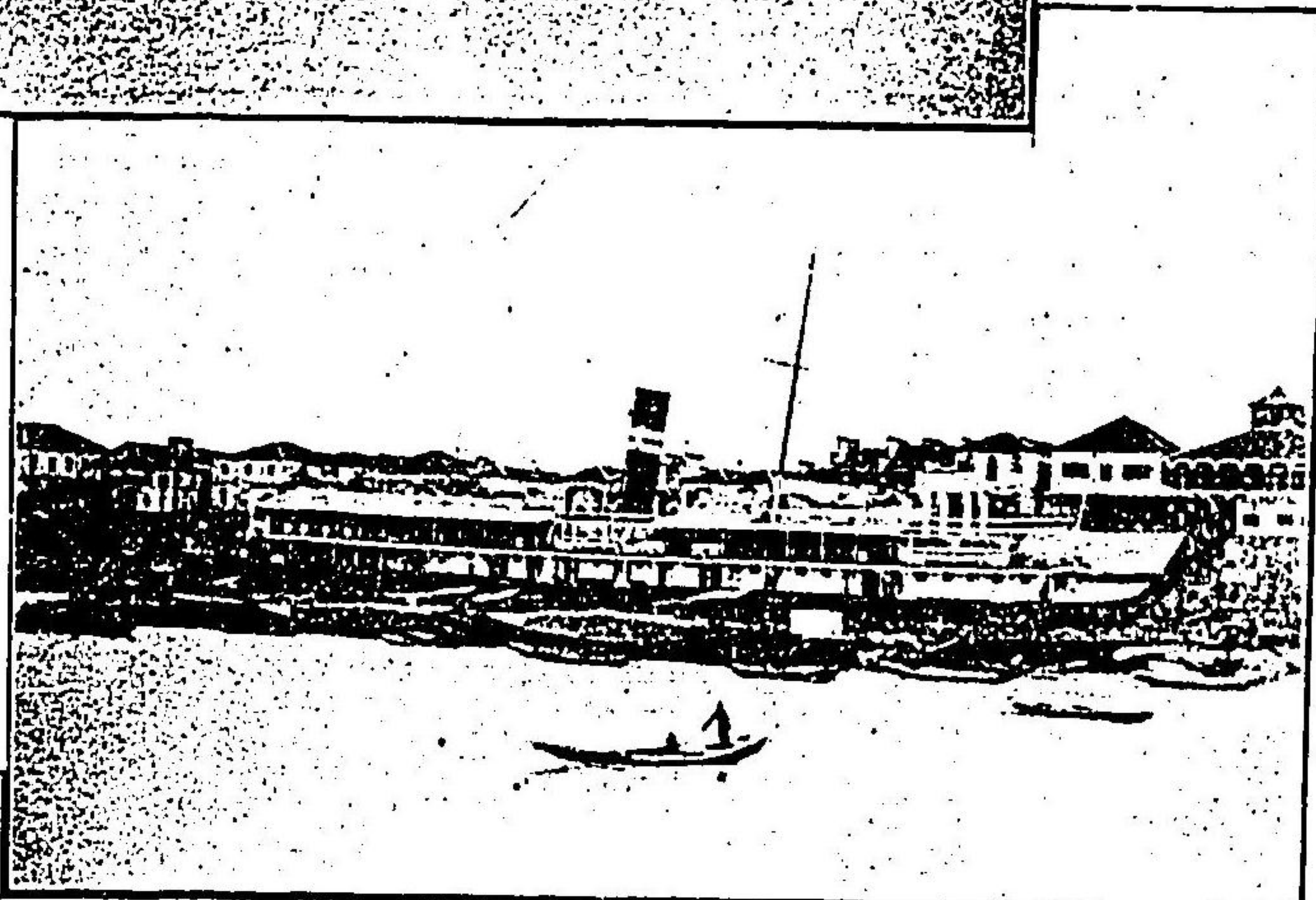
112

114

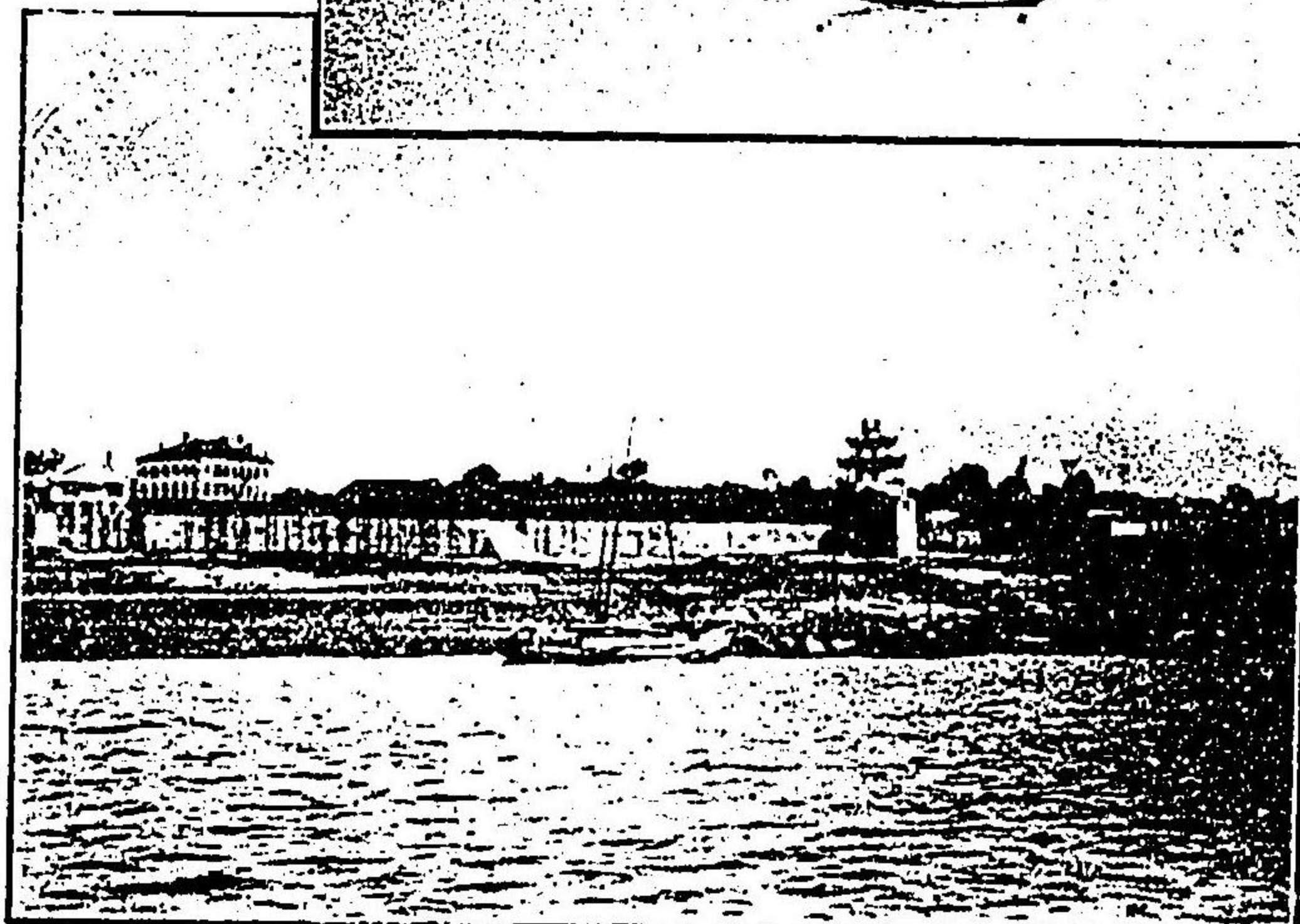
漢口英租界



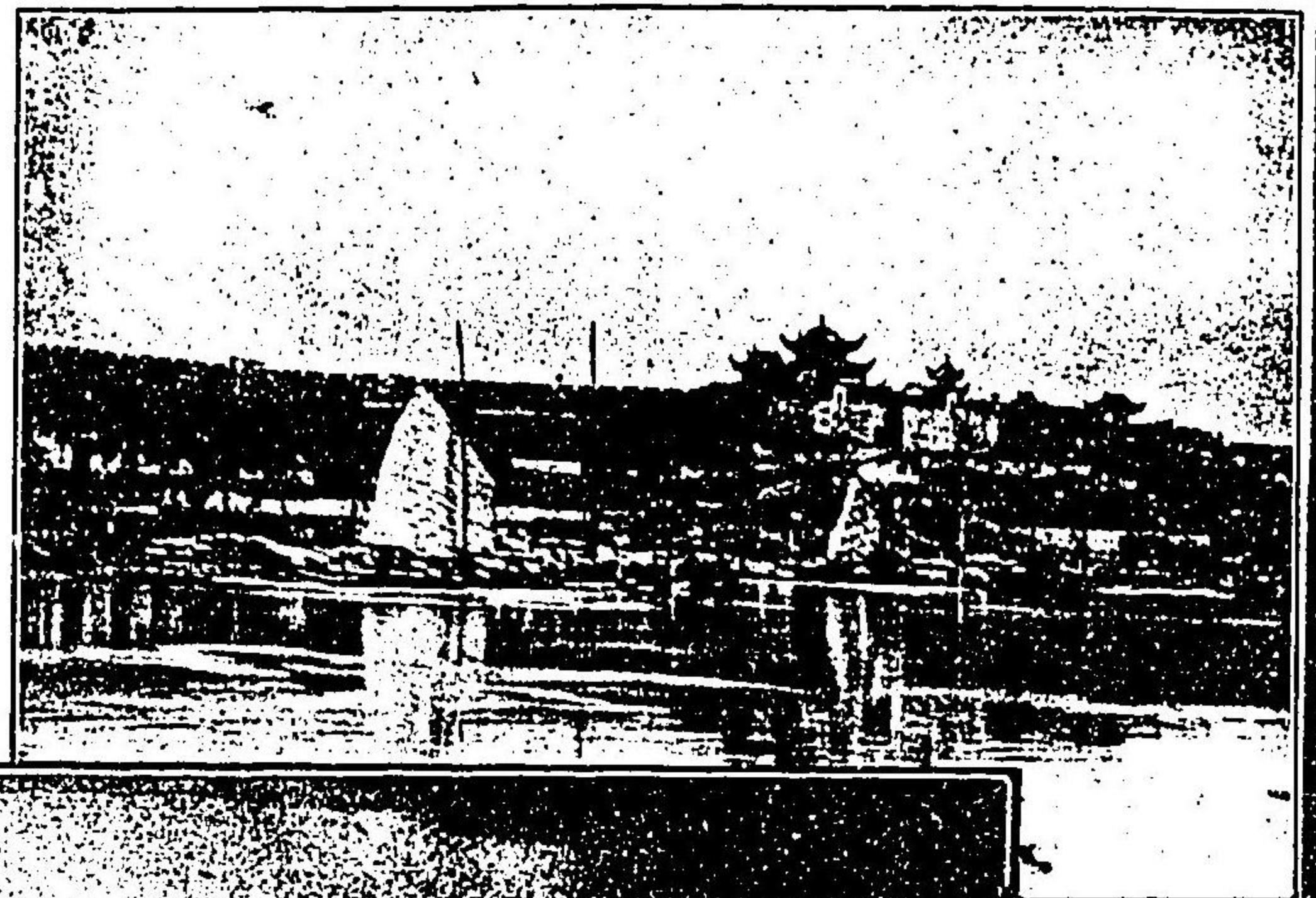
漢口商船會社埠頭及汽船



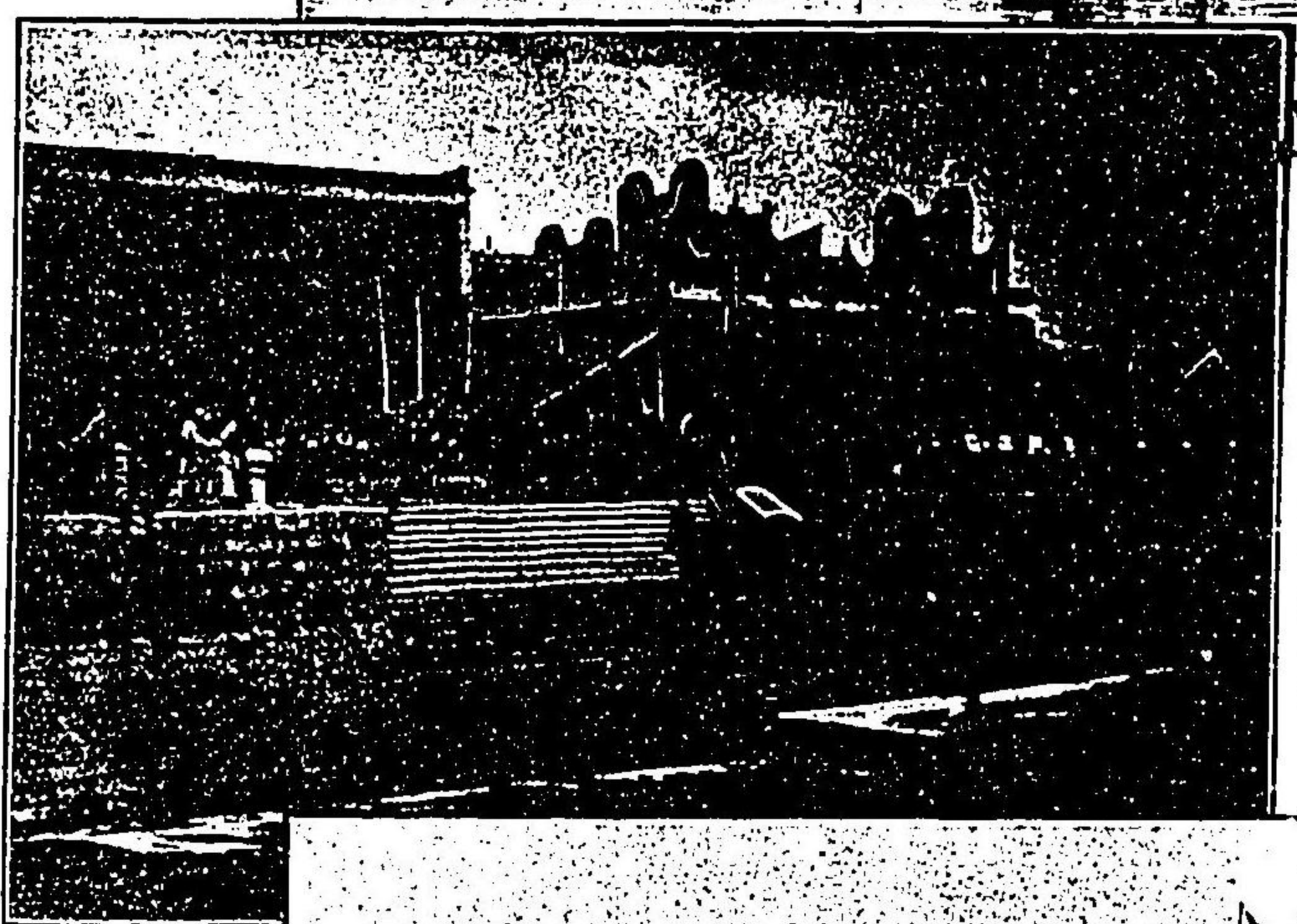
城陵磯(岳州)稅關



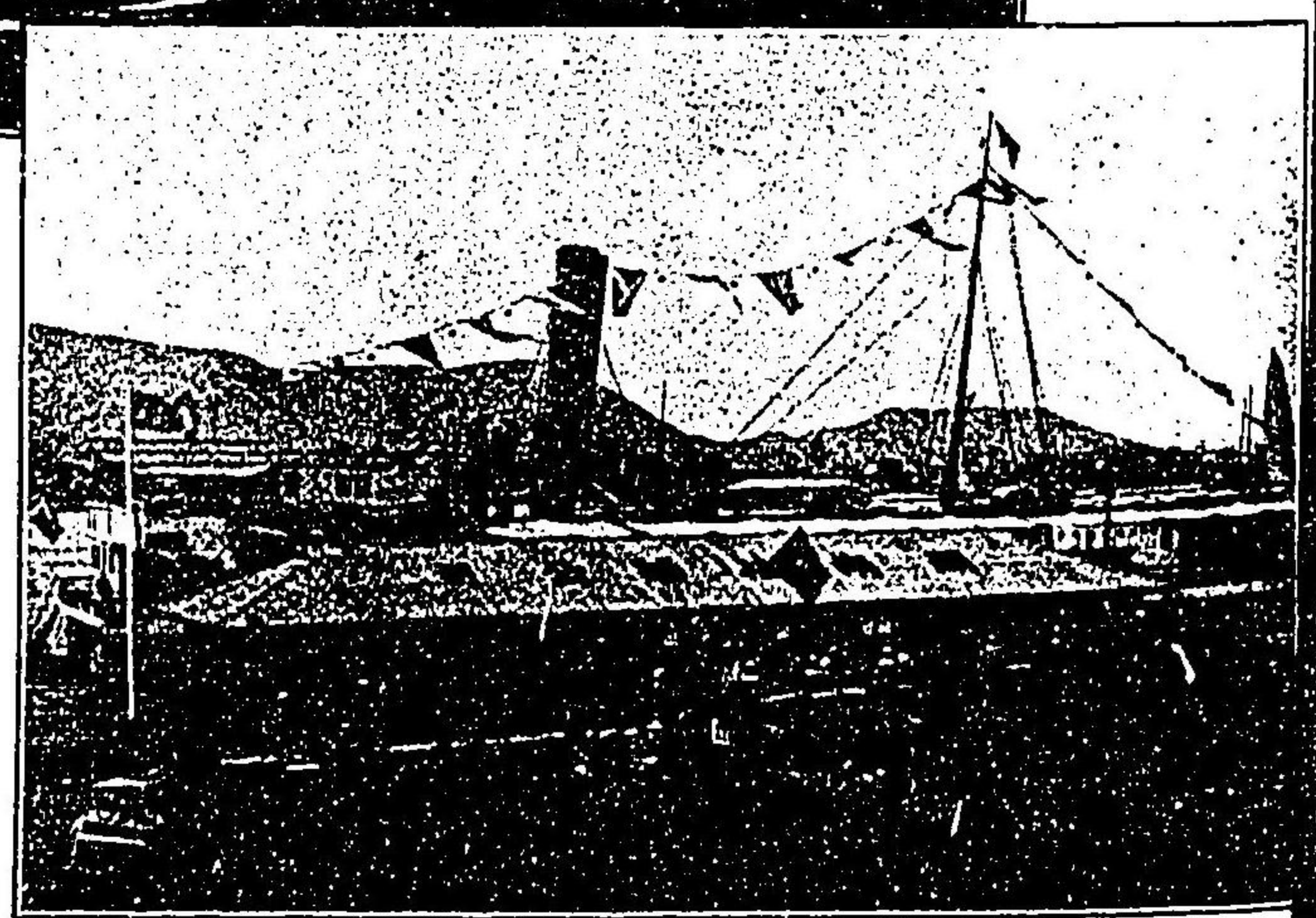
岳陽樓

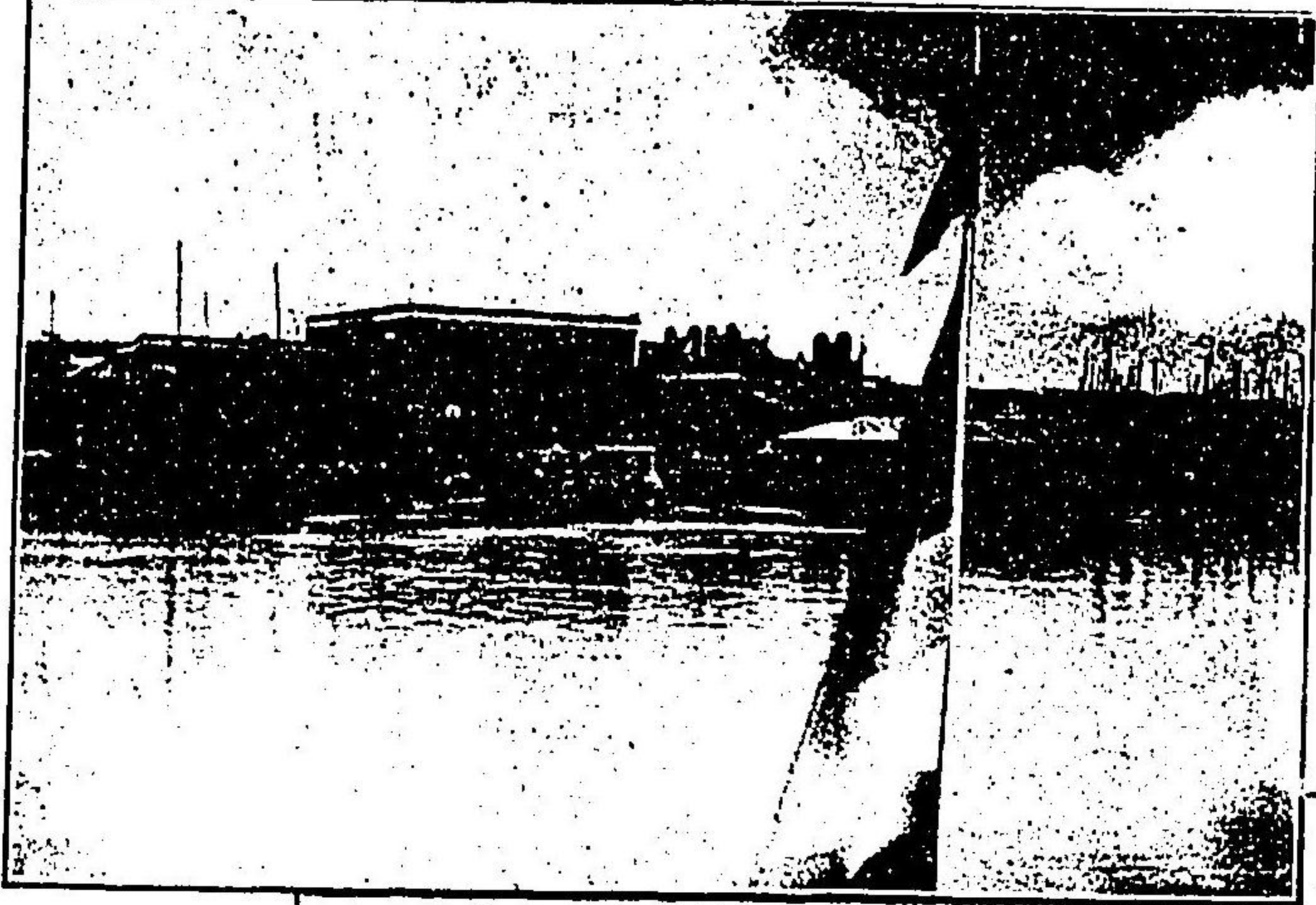


長沙湖南汽船會社碼頭

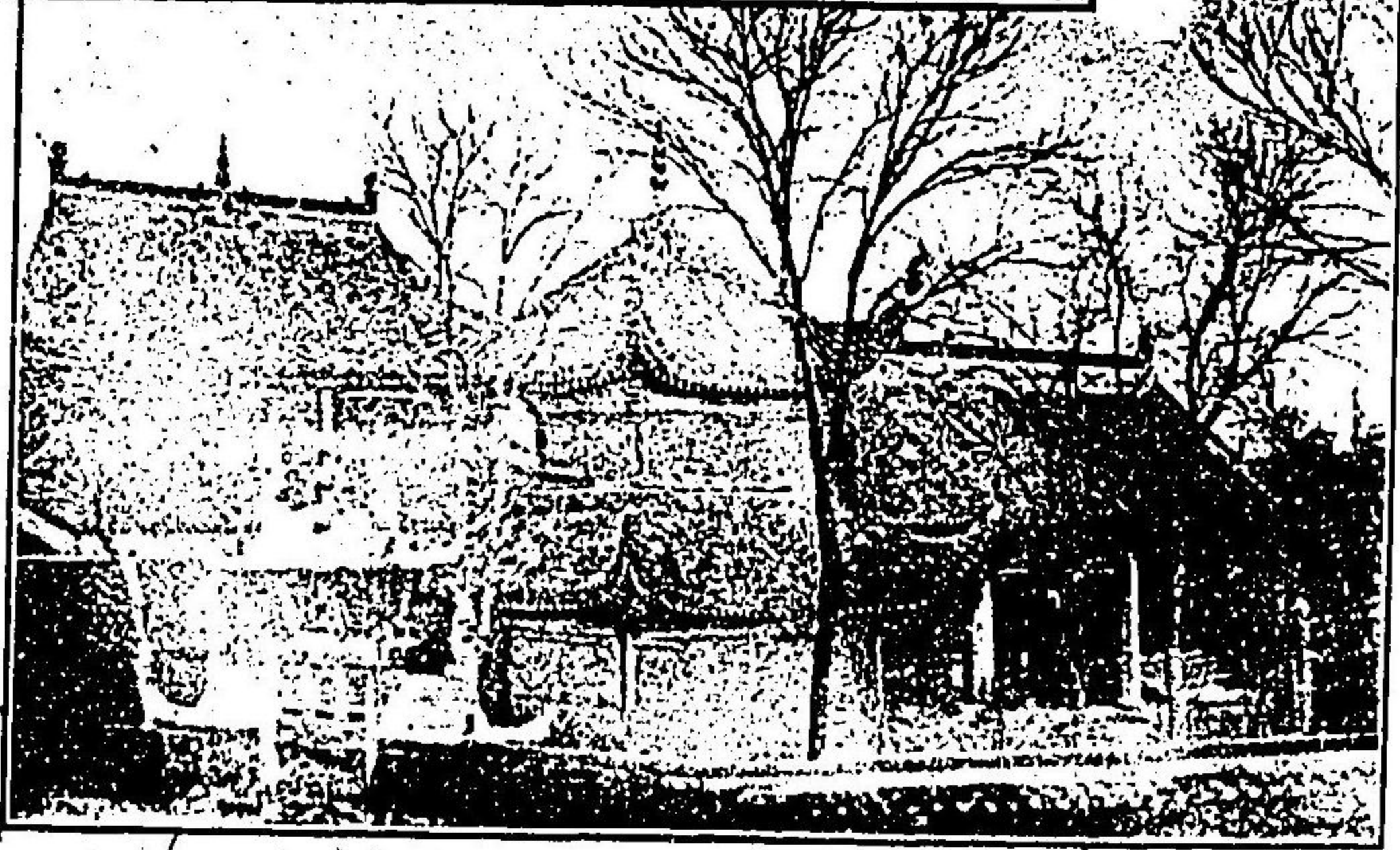


湘江丸 長碼頭、繫船

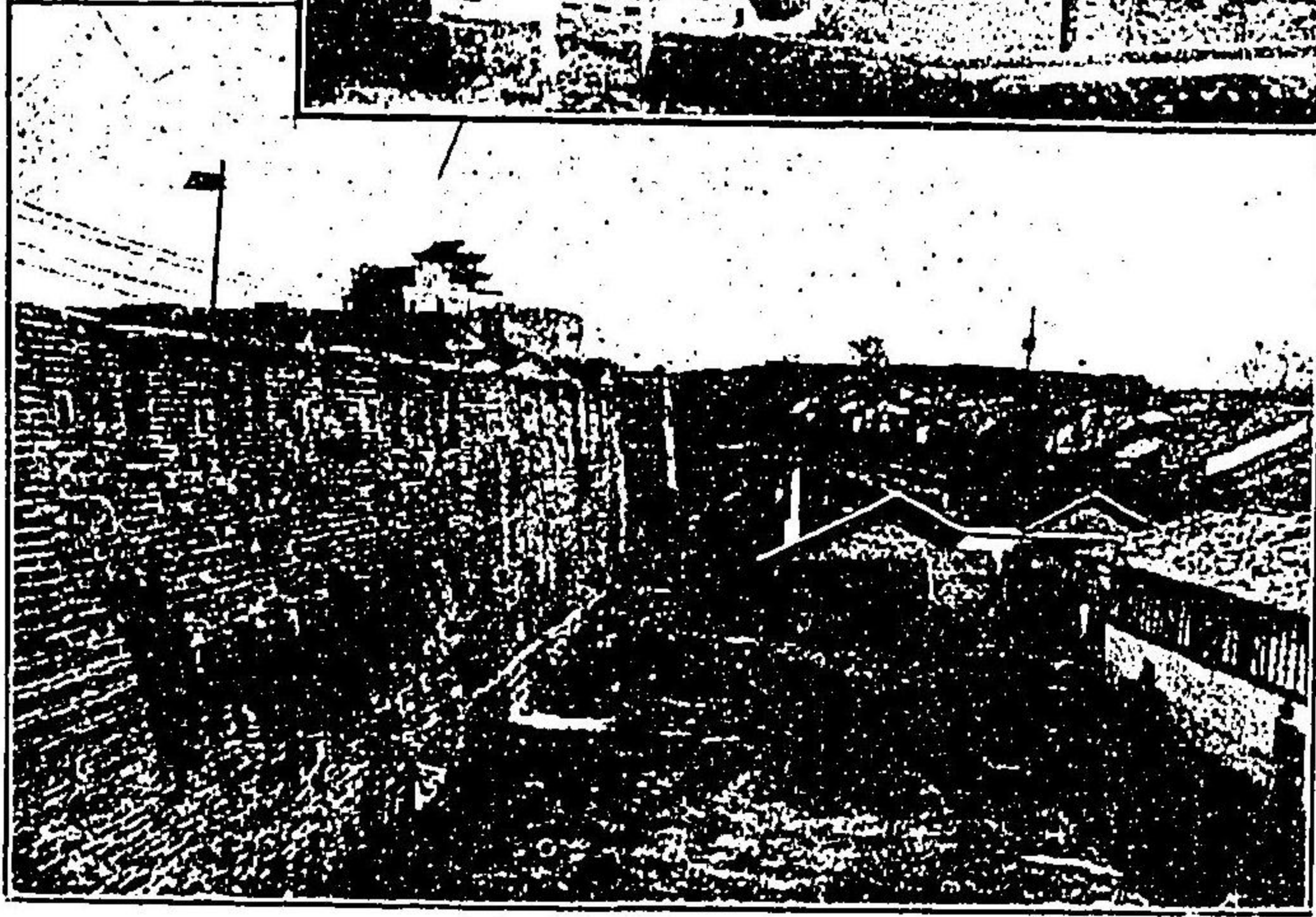




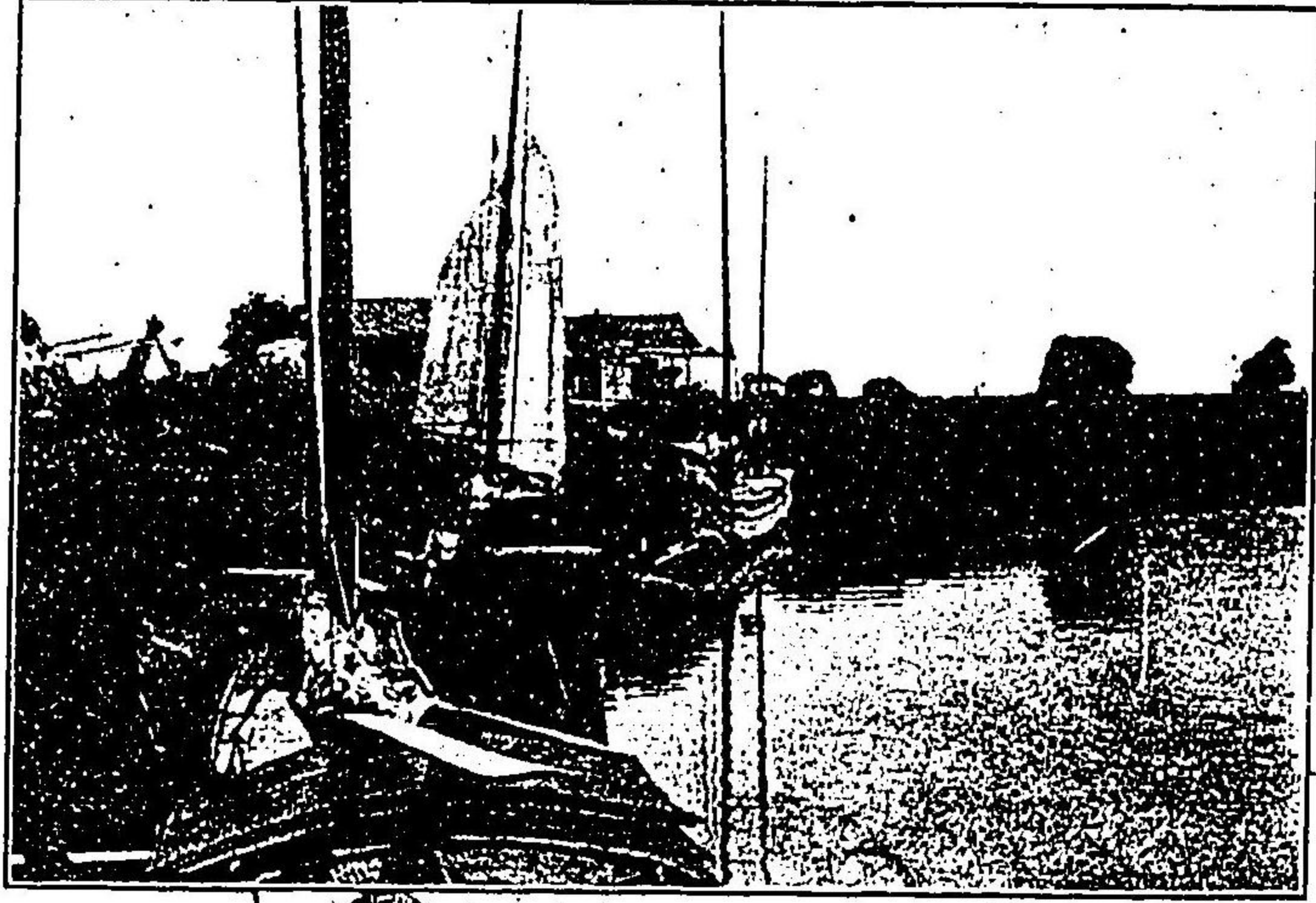
長沙碼頭及萬足船



長沙孔子廟



長沙城壁及天心閣



常德附近

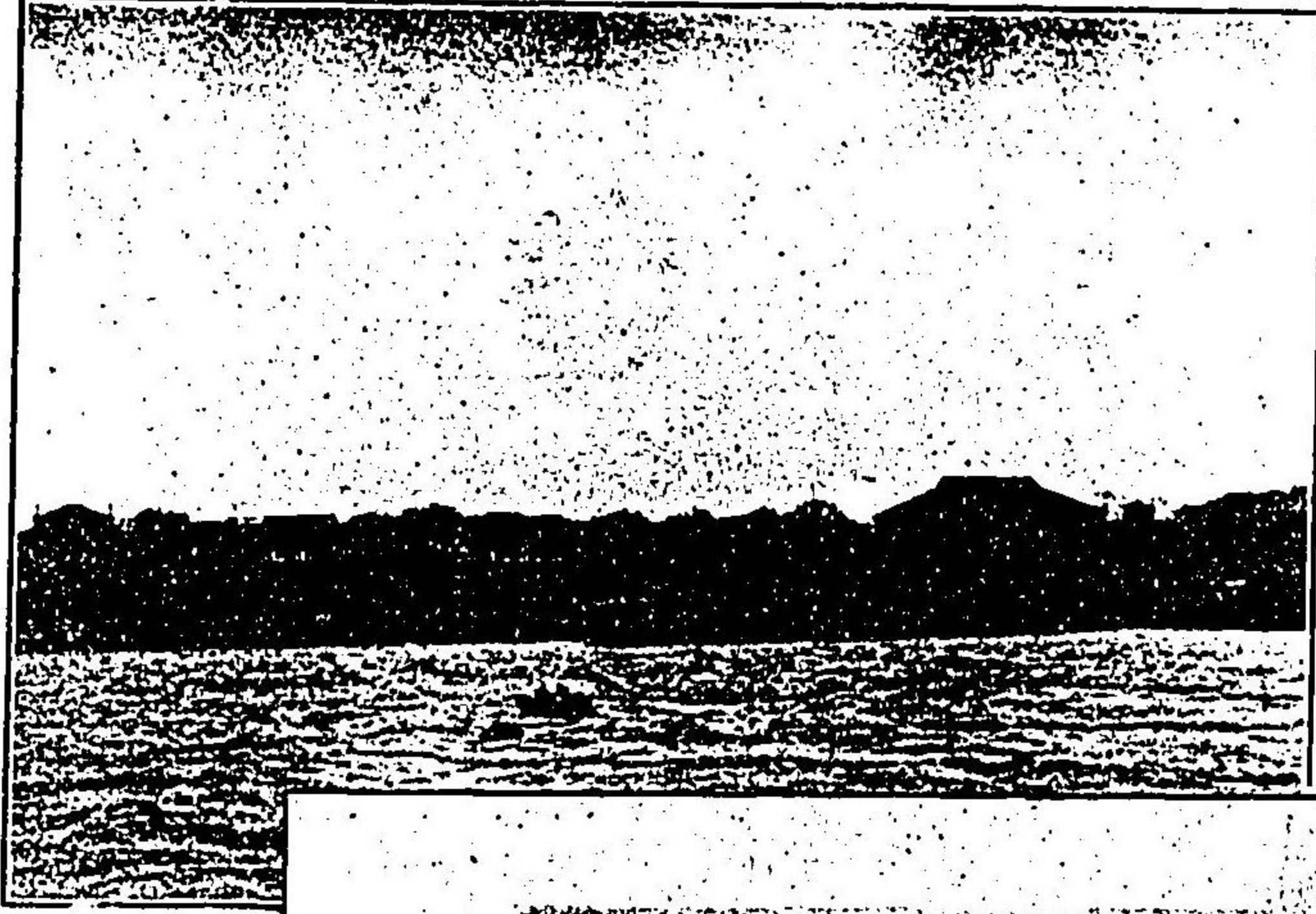


沅水河畔



沅水

宜昌



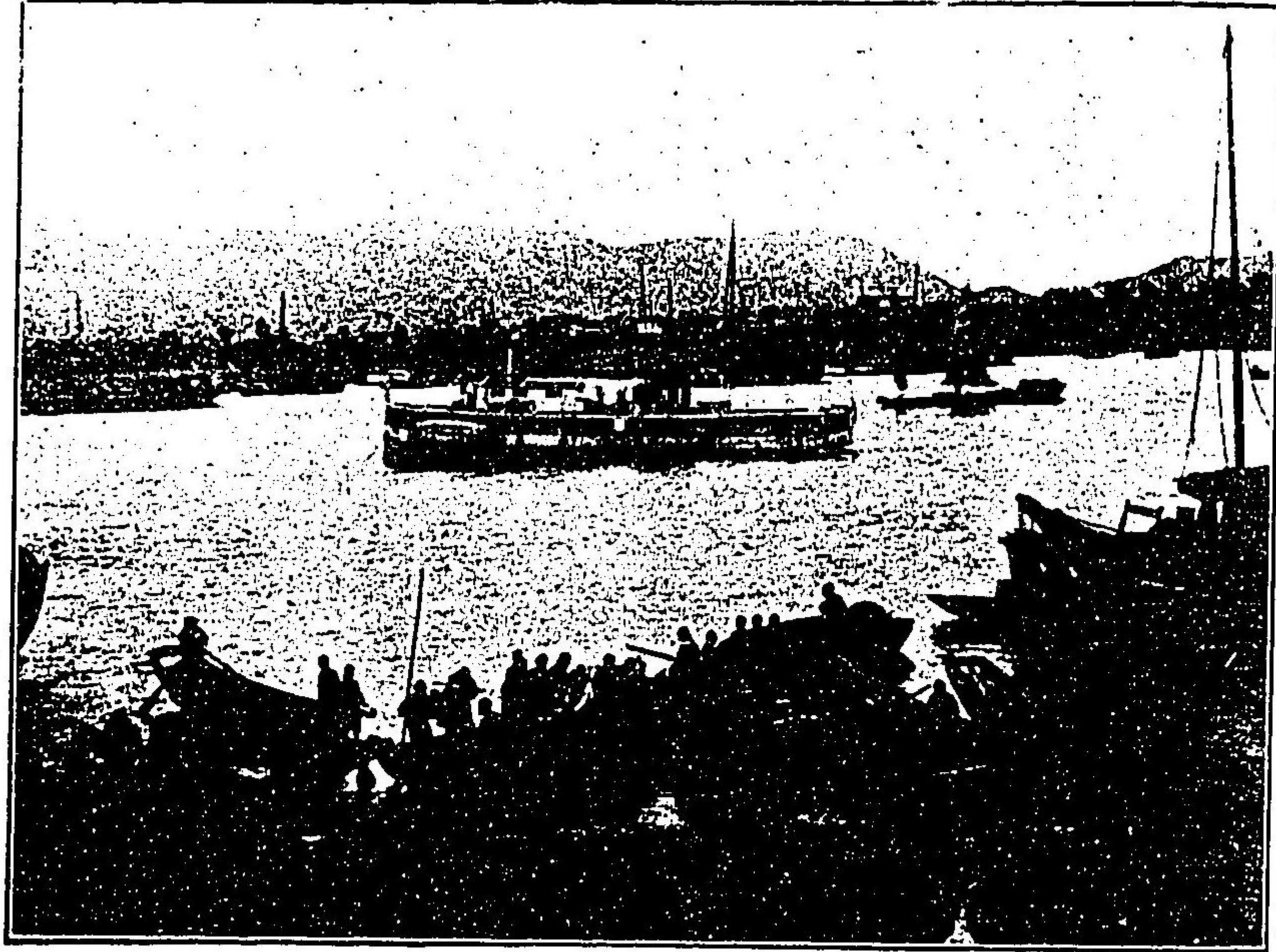
巡撫親衛兵



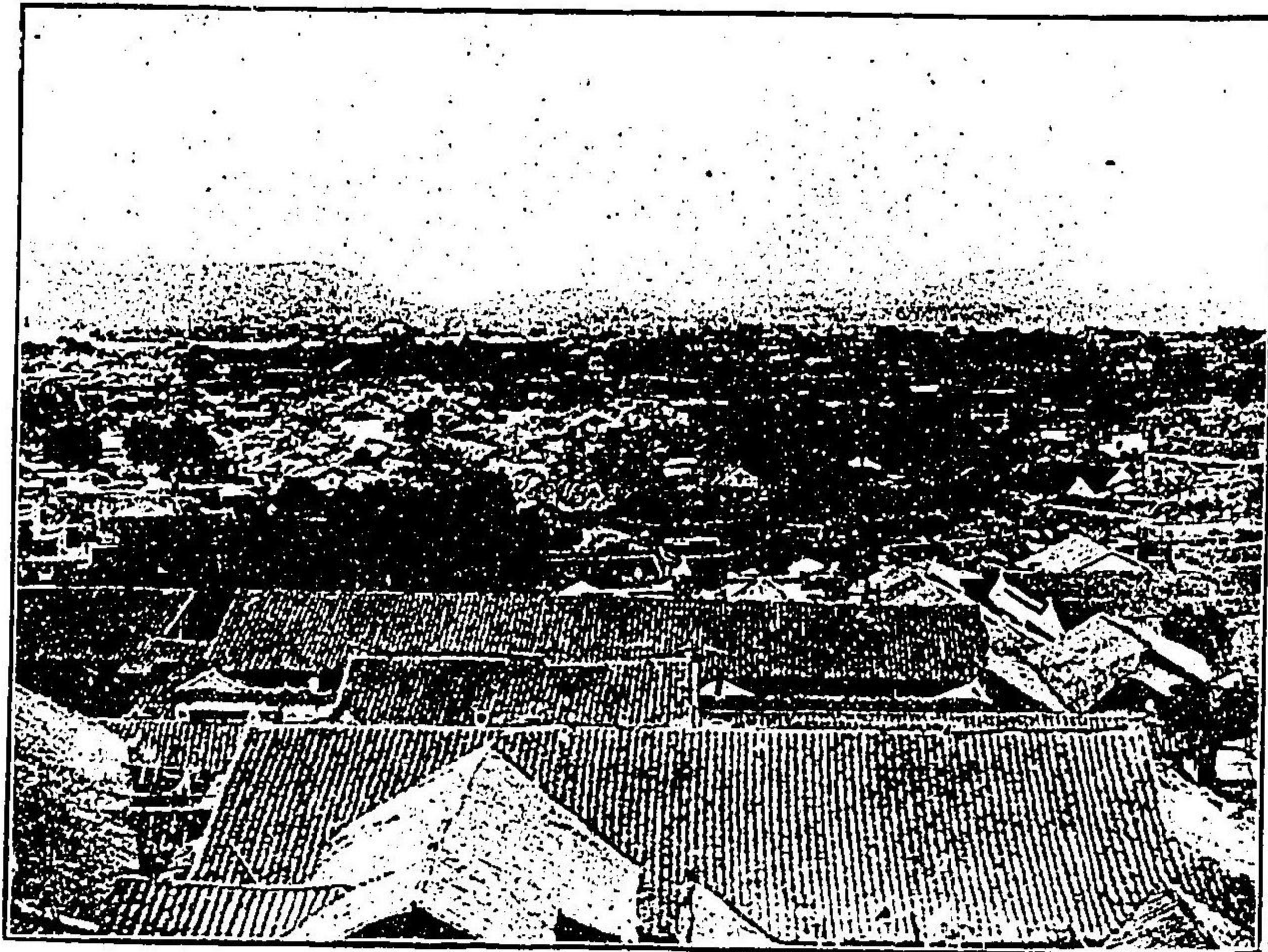
洞庭湖畔



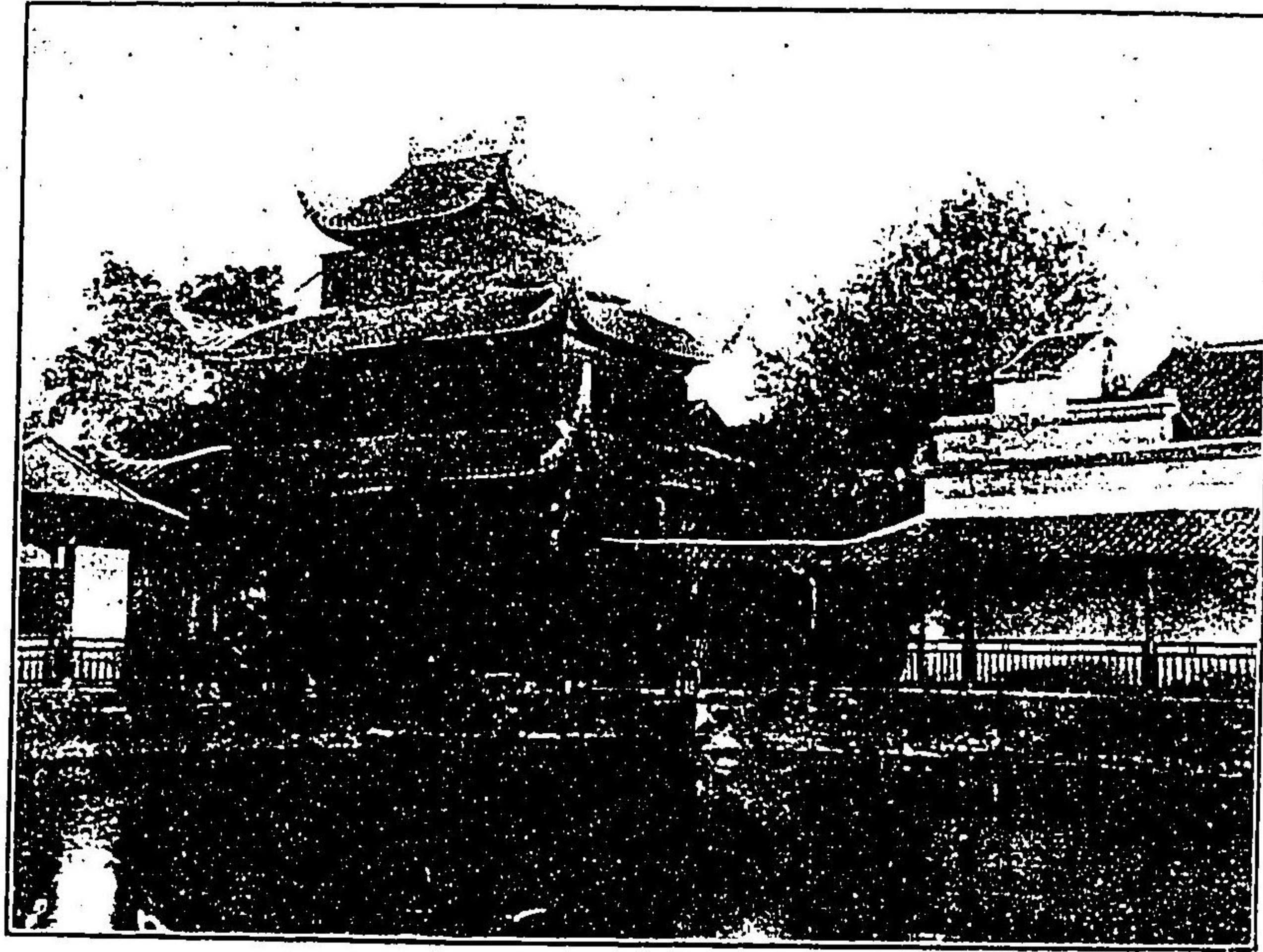
長沙大西門外泊船之景



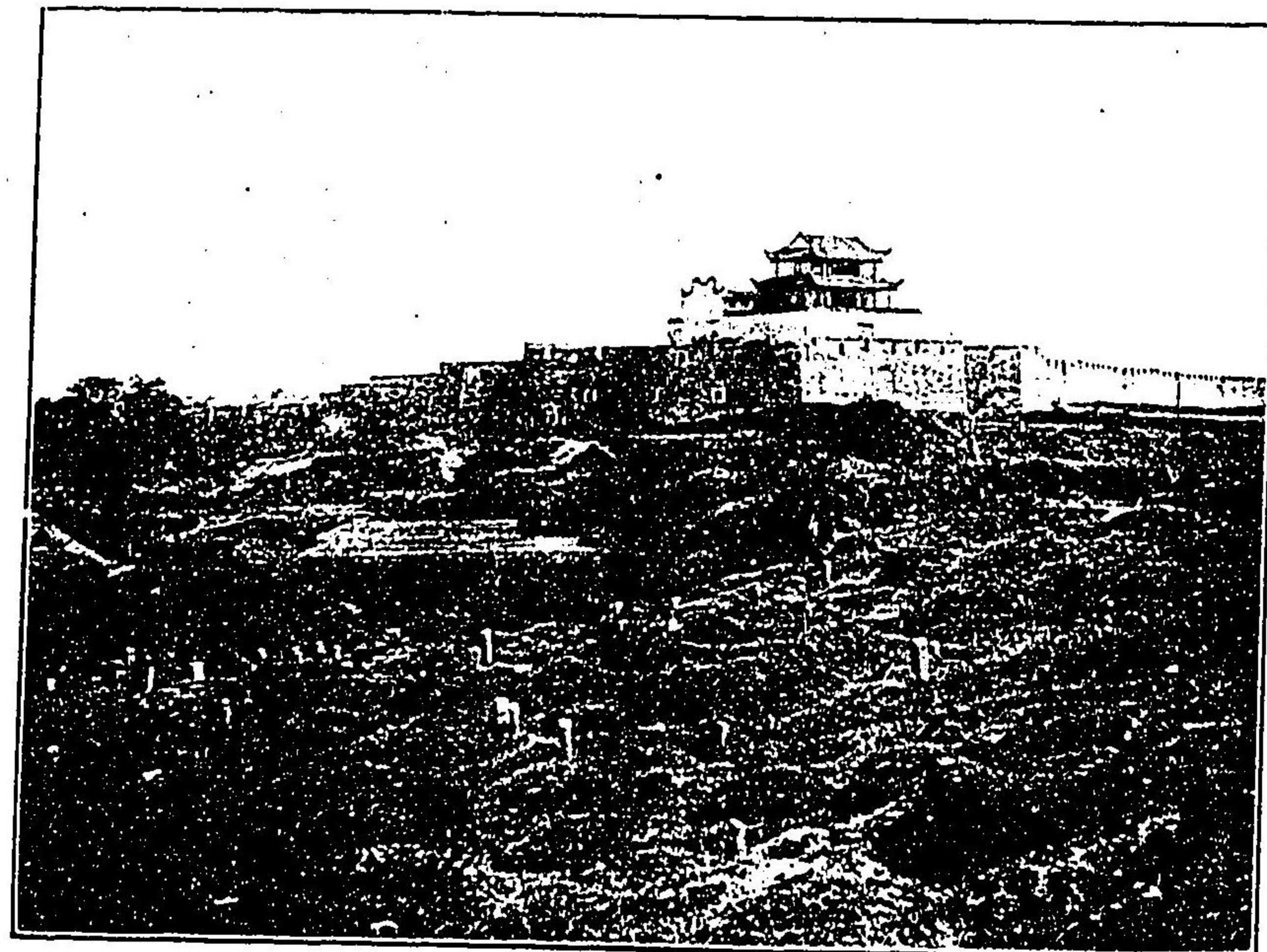
長沙全景



長沙會公廟內庭園之景



天心閣

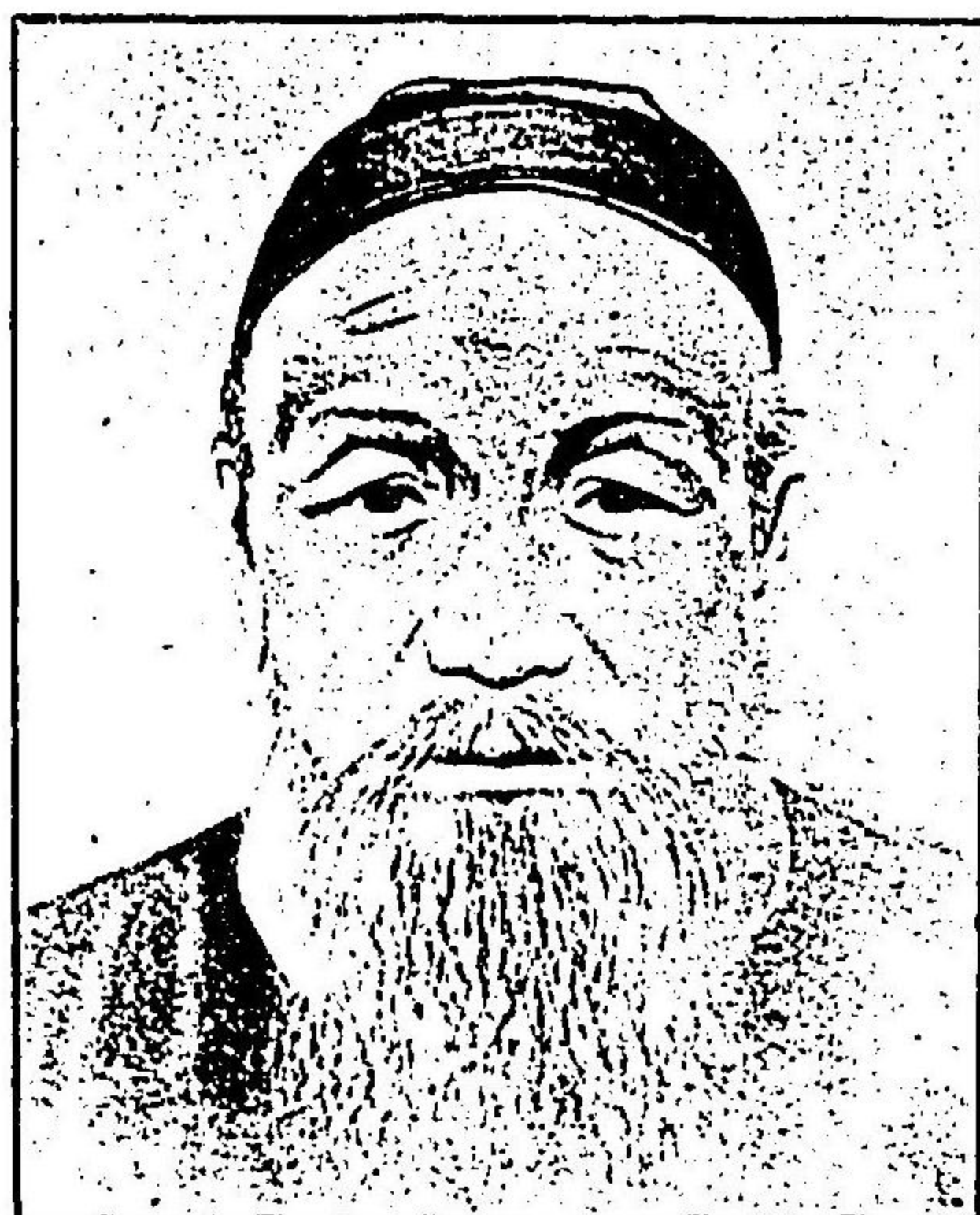




長沙會公廟內庭之景



紀澤人夫



曾侯國藩



紀子侯



孫廣繼侯

慶時之髮滿胸中
謝傳成在陽平木
安虎天下無生
我問先勳存古
敬書法能美詩
先祖文正公
字政在元大
天清光緒
年
弟國藩題
四月二十日



弟國茶伯

湖南目次

第一編 總說

第一章 總論

一頁

第二章 地理

八

第三章 沿革

一一

第二編 都府及產業

第一章 長沙府

一八

第二章 湘潭

三一

第三章 常德府

四五

第四章 岳州府

五一

第五章 輸出入品

五三

第六章 長沙開港第一回半期海關報告

五六

目次

第七章 長沙開港に關する諸取極書及章程……………六二

第三編 水路及航業

第一章 水路……………八〇

第一網 岳州より長沙湘潭に至る水路……………八一

第二網 常德水路……………九七

第三網 英國砲艦巡航記事……………一一八

第二章 航業……………一三〇

第一網 汽船航業……………一三〇

第一 當初の汽船業……………一三〇

第二 現今の汽船航業……………一三三

第三 常德航路……………一三四

第四 湖南汽船會社の組織及營業……………一三四

第二網 民船航業……………一三六

第四編 名勝

第一章 山川……………一四四

第一 山嶽洞巖……………一四四

第二 江湖溪泉……………一八一

第二章 名所舊蹟……………二二二

第三章 祠廟陵墓寺觀學校……………二四八

第一 祠廟……………二四八

第二 陵墓……………二七六

第三 寺觀……………二八五

第四 學校及書院……………二九九

第五編 人物

第一章 湖南の三偉人……………三三〇

第一 屈平……………三三〇

第二 周茂叔……………三三四

第三 曾國藩……………三三九

第二章 歷代の人物……………三三七

第一綱 宋代……………三五四

第二綱 明代……………三五五

第三綱 清朝……………三六六

第三章 學者と其編著……………四〇六

第一綱 唐代……………四〇六

第二綱 宋代……………四〇八

第三綱 元代……………四一〇

第四綱 明代……………四一三

第五綱 清代……………四一八

第四章 技術家……………四二八

第一綱 晉代……………四二八

第二綱 唐代……………四二九

第三綱 宋代……………四三一

第四綱 明代……………四三二

第五章 湖南に關係ある歴代の人物……………四三三

第一綱 漢代……………四三三

第二綱 三國漢代……………四三四

第三綱 晉代……………四三四

第四綱 唐代……………四三五

第五綱 宋代……………四三七

第六綱 明代……………四四一

第七綱 清朝……………四四三

第六章 故事逸聞……………四四六

第六編 雜纂

第一章 基督教と湖南……………四六二

第二章 粵漢鐵道と湖南郷紳……………四七四

第三章 雜聞……………四七九

 第一 湖南開發と官民一氣……………四七九

 第二 湖南汽船會社と湖南開發……………四八〇

 第三 湖南に遊べる人……………四八三

 第四 湖南に住める人……………四八四

 第五 湖南汽船會社の長沙碼頭……………四八五

 第六 湖南探險と河本荒井兩氏……………四八六

第七編 附録

第一 短歌二十七章……………佐々木信綱……………四八七

目次 完

第二 南清風景談……………全……………四九二

 苗族は現今如何なる状態にて存在するや……………

 ………鳥居龍藏……………五一〇

 苗子の笙……………全……………五三七

 武陵桃源……………全……………五五三

 第三 湖南省佛敎視察報告……………水野梅曉……………五六六

 第四 湖南省探險旅行記……………英人オーソリツァン……………六二五

 第五 粵漢鐵道條約同追加條約……………六九一

湖南

第一編 總說

第一章 總論

白岩 龍平 校閱
安井正太郎 編著

舊記に曰く、湖南は土風純ら古にして世利に淡に、其俗多くは慷慨節を尙び而して不義を爲すを耻づ、學者は禮に勤め耕者は力に勤む、故に甚だ富むもの無しと雖も亦甚だ貧しきもの無しと、この數語は湖南人の性情を盡して能く其眞を得たるものといふべし、彼等は南嶺を距て、廣東と隣りし、洞庭を隔て、湖北と腹背相連り、又三峡の險を界として四川と對し、連山を屏障として雲貴諸省と界を交ゆるも、土風民情截然として自ら四周各省と異なり、古來別に一天地を爲せる

ものゝ如し、

史を案ずるにこの地古へ羣苗の萃まる處、王化に沾被すること遅し、しかも周末に方り屈平其間に生れ、潔志廉行容れられずして曾てその君を怨みず、被髮して澤畔に行吟し、濁世汚俗を慨し、遂に石を懷きて汨羅に死し、一篇の離騷千古情韻を言ふものゝ祖となる。宋に至り周子其間に生れ、志を高ふし、道を講じ、太極圖説を作り、上孔孟の緒を紹ぎ、下二程張朱の統を垂れ、後世義理を言ふものゝ祖となる。近代に至り曾國藩、絕世の偉材を懷きて、又この間に生れ、その道徳文章は撥亂反正の大業と共に高し、而して一時人材雲の如くに輩出す。豈山川秀靈の氣鍾まりて然るものあるか、

湖南人は頗る現政府に憚られ、其勢力陰に天下の重きを爲せり、其原因を釋ぬるに、髮賊の亂十八省中十六省は蹂躪せられ、州縣の攻陥せらるゝもの六百餘城、當時愛親覺羅氏の朝廷は、僅かに餘喘を邊陲に保つに過ぎずして、其絶えざること縷の如し、而るに之を裁定討滅し、清朝政府をして再び中原に君臨せしめたるものは、實に湖南人の力なりとす、即ち曾、左、兩公を初めとし、胡林翼、羅澤南、彭玉麟、

曾國荃、江忠源、楊岳斌等の水陸諸將以下、中興の名將は率ね湖南より出づ、道光帝曾て遺詔して中興名臣の像を麒麟閣に繪かしむるに、四十八人中その湖南出身にあらざるものは十指に充たざりき、亦以て其盛を見るべし、如此く湖南人は現朝廷に再造の大功あるを以て、其勢力は動もすれば北京を傾けんとし、試みに光緒初年の職官表を檢するに、全部七總督中湖南人を以て六總督の印綬を佩ふるを見る、

南京總督の位地は近年に至る迄湖南人にあらざれば任用せず、劉坤一、魏光燾等皆湖南の出身たり、劉坤一の死するや、張之洞の聲望を以てして中央政府は尙之を難かり、遂に情面を破除して之に任ずる能はざりき、今や劉鴻機の軍機大臣として張百熙の管學大臣として中央の要路を占むるあり、湖南在籍の郷紳も亦尙尠からざる勢力を有せりといふ、

近く道光咸豐の際偉人傑士を輩出したる湖南は、流風餘韻の未だ盡きざるものありて、子弟青年の斐然として、章を成し、間々俊髦のその間に出づるを見る、況んや近年陳寶箴の巡撫、江標の學政たりし時の如き、今の戸部大臣趙爾巽の彙に湖

南巡撫たりし時の如き、何れも銳意新學を獎勵して人材の養成に務めざるはなく、今又新進聰明の巡撫端方を得て育英の鼓舞獎勵せらるべきは蓋し疑を容れざる所也。

これ等の青年は學問思辨の工夫に於て頗る優越なる性格を具有するに似たるも、從來外界との交通不便なるが爲め其見聞較もすれば世界の大勢に伴はず、時に或は狂暴躁急の舉動に出で、自ら損し他を損し延て社會の進運を阻路するの虞れなきにあらず、例せば庚子の政變に於ける譚嗣同の如き、忠誠天日を貫くは假令萬人の認むる所とするも、その行爲は毀譽兩がら有りて吾人はたゞ其志を憐み其人を惜むを得るのみ。

譚嗣同の後を承けて、少壯者の往々にして過激狂暴の行に出で改革を口にするものあり、その何れも失敗に歸すべきは寧ろ理の當然にして、此の如きは思ふに時勢に通ぜざるの過にして、蓋し亦湖南人の本意にあらざるべし、しかも彼等がその父祖の一たび干戈を杖いて中原を廓清したるの遺志を空しくせず、再び湖南人に由りて時局の艱難を濟ひ清國の衰運を挽回せんとするの念、勃々として

抑ゆる能はず、外列強の跳梁に慨し内庶政の不振を慄するは亦豈多とするに足らざらんや。

舊記に所謂ゆる土風古にして世利に淡く、慷慨節を尙ひ不義を爲すを耻づ、學者は禮を勤め耕者は力に勤むといへるもの、頗る能く湖南人の性情を寫せるに似たり、遊歴者一たび足を湖南に入るときは、其土人の禮に厚く民風の樸實にして、貧富の懸隔甚しからず、稀に乞丐の徒を見るが如き、街路の整然として不潔を委棄することなきが如き、之を清國中何れの地方に求むるも見るを得べからず、更にその士人に接するに及びては、簡率勁直わが古武士の風あり、國子監祭酒王先謙は碩學一省の望んで師表とする所、又水師提督にして長沙の老將軍たる陳海鵬の如きは、彷彿として古豪傑の風、丰態度を備ふといふ、日本人が湖南人を敬愛して自然に相親しまんとするは蓋し偶然にあらずといふべし。

彼等も亦その日本人に彷彿たるものあるを知り、或は湖南を以て我鹿兒島に擬し、或は湖南省を目して小日本となせり、前の巡撫趙爾巽の長沙學堂に於ける演說中に、卿等は自ら稱して小日本人といふ、卿等は維新の俊傑西郷隆盛あるを知

らんと説き出せるが如き、彼等の眼中に映する西郷隆盛は、猶吾人が少時史を讀んで曾國藩を欽仰せる所の如し、

彼等の久しく取りたる排外の主義は、猶わが維新前に於ける攘夷の主義と同じく、一旦開悟大勢の遂に固陋に安んずべからざるを知るや、孜々として只文明の輸入に後れんことを之れ怖るゝに似たり、今や長沙の首府に大小三十餘の學堂新設せられ、理化工藝の新學を講じ、本邦人にして雇聘せられてその教師となれるもの既に其數に乏しからず、一方には清國より本邦に遊べる留學生の如きも、湖南人は他の各省に比し最多數にして官派私費を併せて現に六百を算せり、又頻りに商工殖産の重すべきを悟り、委員を本邦に派して之が改良獎勵の方法を研究調査せしめ居れりといふ、以て彼等が如何に時勢の進運に對し、翻然として覺悟するに至りたるやを知るに足れり、

省の内地は僅々三四年前迄は地方官の周到なる保護あるも、尙且つ洋裝せる各國人の同省に到るもの危険を感ずる甚しかりしが、今やこれ等の危険は全く除去せられたるの觀あり、殊に首府長沙の如きは同地に於ける各國人の洋裝徒步

して夜間街上を觀覽するも人の見て敢て怪むものなきに至れりといふ、その極端より極端に趨るも亦彼等の性情然るに由るか、

この異彩ありて而も敬すべく親しむべき湖南人の門戸は、端なく本邦人に由りて洞開せられ、各國人は本邦人の紹介に由りて彼等と握手するに至れり、今や首府長沙は條約上の開港場として世界の通商貿易に開放せられ、本邦人と湖南人との合資に成れる航通業は、既に定期の交通を開きて彼我貿易實際の用に供せらる、湖南人はこれより果して如何なる發達文化を遂ぐべきや、本邦人は果して能く湖南人の希望に副ひ、其教育に殖産に商工業に誠心誠意以て之を補翼し、貿易上に於ては彼此共に其益を享け、國交上に於ては更に一層の親善を加ふることを得べきや、共に未來の事に屬するも吾人はこの性情相近き兩人種の、偶然にも相倚り相信するに至りたる既往に徴して、その將來を卜しこれを励めんとするものなり。

第二章 地理

湖南省の面積は約八萬四千方哩にして我國の四分三弱に當る、多くの史家は二千萬より二千二百萬に至るの生靈の中に定住せりとなす、北緯廿五度より三十一度、東經百九度より百十四度の線内にありて夏期はやゝ暑氣強しと雖、春秋は溫和なり、且小丘各所に存在して夏日と雖亦頗る衛生に適し繪畫的美風光も少からず、土壤肥沃にして産物豊饒、宛然一獨立國の觀をなす、米穀の産出尤豊富にして諺に湖南熟天下足と云へり、湖北全省民の要する米穀は湖南より供給するを常とし其餘長江一帯及南北沿海岸の各地に輸出す、又殊に水運の便多く洞庭、湘江、沅江は湖南の大動脈たること宛かも楊子江か支那本部の大動脈たるが如し、その他沼澤江匯夏季試みに高處より一颯すれば、淼々漫々眼中の山は皆島嶼の如し澤國の名に負かすといふべし、物産の重なるものは前記の米穀及茶とし、漢口に集まる茶の大部分は實に本省より出づ、又石炭、鐵、安質母、尼銅、鉛、金、銀

産業貿易上より見たる湖南

及錫等の礦石に富み、就中石炭は最も富饒にして英人モルテマ・オースリヅン氏の探險報告によればその炭礦の廣さ二萬一千平方哩にして歐洲全體のそれに比して猶勝れりといへり、歐洲全體の石炭礦の廣さは二萬七百二十平方哩、内英國一萬二千平方哩未だ劇かに信ずべからざるも亦以て其量の多きを推すべし

右の外桐油、棉花、夏布等の巨額を産し、輸入品としては綿布、綿絲、砂糖、石油、及雜貨頗る多く、綿絲の大部分及雜貨は重に日本製のものなりとす、

故に産業上、貿易上より見たる湖南省は中部支那の一大重要地なりとす、而して其政治上軍要上より見たる位地は果して如何

本省の地たる略ぼ滿清帝國の中央に位して、洞庭を中にし、長江に濱し、西黔蜀を扼し、南桂粵を制す、東は江西に界し、北は湖北に面す、其形勢實に清國の一大重鎮たり、蓋し滿清十八省中、湖南を制すれば武漢略すべく、武漢を略すれば金陵陥るべし、金陵陥て四百州の統一支ふべきにあらず、これ古來覇を中原に争ふ者、長江一帯を制せんには先づ必ず湖南を略取するを力むる所以也、その最も近く最も

政治上、軍要上より見たる湖南省の位置

適切にこの理を證せしは實にかの長髮賊の變亂にあり、匪王洪秀全豪邁不羈の資を以て決然干戈を執り天下に呼號して起つや、湖南省は第一に其銳鋒の向ふ處たりき、而かも時の巡撫張亮基、駱秉章等堅守勳かす、秀全長沙の守堅くして抜くべからざるを見、急に兵を引て直往岳州を屠り、武漢を陥れ、金陵を覆して王と稱すること十四年、この間は實に清朝の暗黒時代にして民は塗炭に泣き、腥風枯骨を吹く、其情景の慘憺凄寥筆舌の外にあり、而かも支那本部の中心たる湖南は嚴乎怒濤澎湃中に屹立する巨巖の如く禍亂支持の砥柱として能く落日を既昏に運らしたり、髮賊は湖南より入りて武漢を得、武漢を得て更に金陵を得、遂に天下を二分するを得たり、而かもその湖南に於ける基礎薄弱なりしがために忽ちにして武漢を失ひ、金陵を奪還せられて滅亡を告げたり、髮賊は嘗に湖南人に制せられたるのみならず、また實に湖南省に制せられたる也、湖南を略取する能はざりしは髮賊失敗の第一原因なりとす、後の史を繙く者深く茲に鑑みざるべからず

第三章 沿革

歴代の沿革

湖南省は禹貢・荊州の域、周末の所謂楚にして、秦代には黔中・長沙郡の地たり、西漢には長沙・桂陽・武陵・零陵四郡に分れ、荊州に屬せり、東漢の制畧ぼ西漢と同じた、王莽か一時、長沙郡を填蠻郡、武陵郡を建平郡、零陵郡を九疑郡、桂陽郡を南平郡と改稱せしのみ、

三國時代にあつては、吳・漢昌・天門・衡陽・湘東・昭陵・營陽の諸郡を増置し、共に十郡となる、長沙は東西二部都尉の治下にあり、零陵は北部都尉の治下にあり、晋代にては武帝營陽郡を廢して南平郡を増置し、東晋は平陽郡を増置す、懷帝又湘州を置けり、穆帝また營陽郡・義陽郡を置き、荆州に屬す、惠帝桂陽郡を以て江州に屬す、

宋・巴陵郡を増置し、梁・羅州・岳陽郡・巴州・武州・彬州・南陽郡・夜郎郡・藥山郡・盧州・南安郡・營州・永陽郡を増置せり、北周の世、北衡州を増置し、陳に至て羅州を廢し、武州を改

めて沅州となし、通寧郡、廬陽郡を増置す。
隋大業の初諸州を廢し改めて沅陵、武陵、澧陽、巴陵、長沙、衡山、桂陽、零陵等の郡となし、俱に荊州に屬す。

唐武徳の初復改めて諸郡を州となし、岳、潭、衡、永、道、郴、邵、澧、朗、辰、錦、叙業、溪、南梁の諸州あり、五代には楚の馬氏の地たり。

宋の時荆湖南北路に屬せり、元湖廣行省湖南道宣慰司に屬す、明湖廣布政司に屬し、洪武五年潭州府を長沙府の舊稱に復せり。

清朝に至ては湖廣總督の管下湖南巡撫の治下に屬し九府、四廳、四州に分れ、更に府州を細分すれば六十四縣、四州、四廳あり、乃ち左の如し、又嘉慶二十一年の調査に由れば戸三百二十一萬八千六百六十三、口一千八百七十五萬四千二百五十九とあり、素より其確否を知らざるも參考の爲め附記す。

長沙府

十一縣一州 口 六九一、七四二
四、三四八、八八三

長沙縣、善化縣、湘陰縣、瀏陽縣、醴陵縣、湘潭縣、寧鄉縣、益陽縣、湘鄉縣、攸縣、安化

嘉慶年間の調査にかゝる戸口

縣、茶陵州

衡州府 七縣 口 二、三六八、〇三〇
二、三三三、七八四

衡陽縣、清泉縣、衡山縣、安仁縣、耒陽縣、常寧縣、鄧縣

永州府 八縣 口 一、三〇三、九三七
一、六八〇、〇五二

零陵縣、祁陽縣、東安縣、道州、寧遠縣、永明縣、江華縣、新田縣

資慶府 四縣一州 口 一、二九九、二八〇
一、六七二、二一〇

邵陽縣、新化縣、武岡州、新寧縣、城步縣

岳州府 四縣 口 一、七〇三、〇五〇
一、七八二、九一八

巴陵縣、平江縣、臨湘縣、華容縣

常德府 四縣 口 一、二〇二、五六二
一、三四九、九九六

武陵縣、桃源縣、龍陽縣、沅江縣

辰州府 四縣 口 一、三三一、〇九三
九〇八、九〇二

沅陵縣、溆溪縣、辰溪縣、溆浦縣

永順府 四縣 口 一、三三一、二〇六
六四二、六九〇

第三章 沿革

一四

永順縣、保靖縣、龍山縣、桑植縣	沅州府	三	縣	口戸	五九二、三八〇 五九五、三三五
芷江縣、黔陽縣、麻陽縣	郴州	五	縣	口戸	一、一八七、一三五 一、〇二四、八〇九
永興縣、宜章縣、興寧縣、桂陽縣、桂東縣	靖州	三	縣	口戸	一、〇四、四七四 六一九、一八一
綏寧縣、會同縣、通道縣	澧州	五	縣	口戸	一、二一、二八八〇 一、〇四一、七九五
安鄉縣、安福縣、石門縣、慈利縣、永定縣	桂陽州	三	縣	口戸	一、六五、四一一 七八八、一八六
臨武縣、藍山縣、嘉禾縣	應州	四	縣	口戸	一、三三、四八二 一、六二、〇七三
乾州廳、鳳凰廳、永綏廳、晃州廳	古來の民風				

史志に見はれ
性たる湖南人の

惟概節を尙ひ
不義を爲すを
耻つ

この地古來の民風を察するに、史記貨殖傳に曰く「西楚の俗は剽輕にして怒を發し易し、隋書地理志に曰く「荆州の風俗物産は揚州に類す其人率ね勁悍決烈多し天性然る也」と、宋史地理志には即ち曰く「湖南路、大率材木茗蕒の饒あり金鐵羽毛の利あり其土宜は穀稻、賦入稍多し其民は徃々にして遷徙す古より深く耕して漑種し率ね富饒を致すと又南齊書州郡志に曰く「湘州の輿人豊かに土閑なり湘中記には「人多くは純樸にして士に宦情少し」と云ひ而して元一統志には「土風純ら古にして世利に恬也其俗多くは慷慨節を尙ひ而して不義を爲すを耻づ學者は禮に勤め耕者は力に勤む故に甚富むもの無しと雖も亦甚貧しきもの無し」と云へり清朝に及び髮賊の亂、湘軍は遂に天下無比の勁旅となる古來尙武の風素因あるに依るか、

第二編 都府及産業

六水三山一耕地

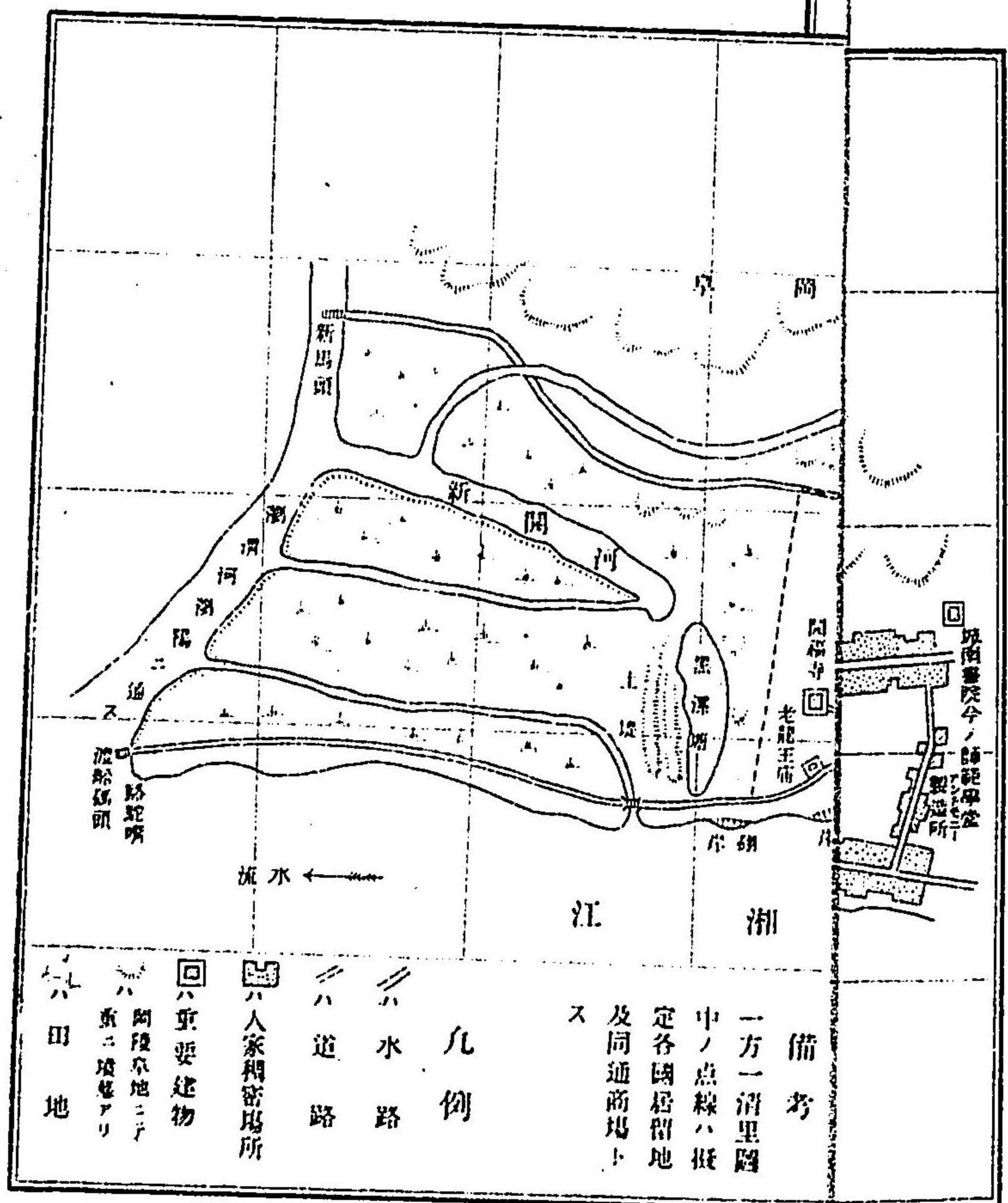
湖廣熟して天下足る

北部平原の産物
米、綿、藍、胡麻

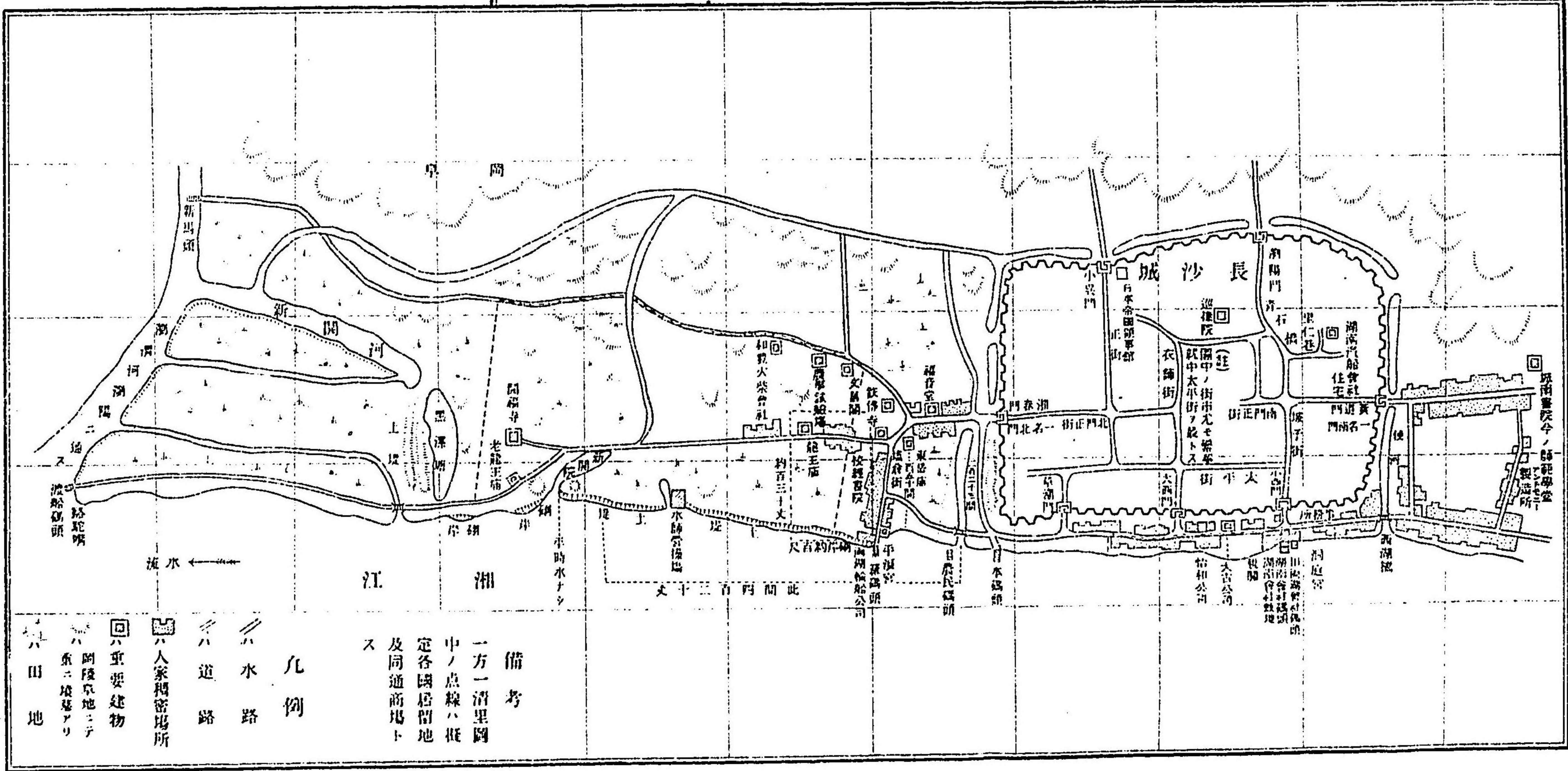
湖南省は諺に稱して六水三山一耕地となす、探險者の多くも亦之を認むるもの、如し、従て農産物に比して鑛産物若くは水産物の饒多なるべきは理の當然也、然れども古來、湖廣熟天下足と謳歌されし沃土にして、現に本省の米は常年湖北省及貴州の一部を養ふ外、上海廣東を経て各省に輸出するもの多量にして、地質の良好なることは疑ふべくもあらず、中央支那に於て一王國を形成するの資力ありと稱せらるゝ、其一原因は實にこゝにあり、

湖南省を分ちて大體三部となすことを得、其一是乃ち楊子江と洞庭湖との間にある北部沖積平原、其二是乃ち湘江の流域なる南部沖積平原、其三是乃ち沅江の流域なる西部沖積平原これ也、

洞庭湖の北部平原は通常の夏期増水には浸されざれども概して非常なる洪水の危険を免るゝ能はず、土地はよく灌漑せられ耕耘治ねく米、綿、藍、胡麻等を産す、



長沙城內外概圖



湘江流域

石炭と米穀

沅江の三角洲

常德は一大米
綿市場なり
四川及貴州と
通ず

二三の小都會ありて夏期航行し得べき水路これに通ず、物産は岳州を通せずして直接に長江(沙市方面)に出づ、

湘江の流域は殆ど省の三分二を包括す、其三角洲は沅江の三角洲と合して湖南岸一帯を占め、沖積土の平原をなし、耕耘に適し米穀を産す、又高原は茶を産し、礦物に富み殊に石炭多し、この地方の重要都會は長沙、湘潭、衡州、寶慶なり、就中湘潭と長沙とを以て最重要となす、

沅江の流域は湖南省の西部約三分一を占む、其三角洲は米を産し、毎年後方の山地より夥しく木筏の流下する頃再び收穫せらるゝを以て其産額多大なり、丘陵は礦物に富み石炭、安質母泥、硫黄等既に發掘せらるゝ、重なる都會は常德及澧州にして殊に常德は一大米綿市場なるのみならず、又實に沅江上游貨物の集散地にして一方に四川を控へ他方に貴州と通ず、湘潭に優るとも劣らざる重要市場也、澧州は西北山地と北部沖積平原との境に位して綿花の中心市場たり、沙市を経て四川に輸出す、

茶、米、木材、綿花、石炭及アンチモニ、其他諸種の農産及鑛物の湖南より外省及諸

外國に輸出せらるゝ額は統計全からずして其數額を知るに由なきも米及石炭の二大宗のみにても莫大の價額に達すべし、今や首府長沙は開港せられ、内外船の航通洞開し貿易は驟々として長足の進歩を示さんとし、土地の士商亦皆銳意して之が發達を助長せんとす、由來豐饒殷富なる湖南貿易の前途こそ有望なれ、

第一章 長沙府

位置及城郭

長沙府は人口約五十萬、湖南省の首府にして政令の出づる處なり、巡撫以下の大官駐在し物貨の大集散地なり、府は岳州を去ること約百五十里、湘水の東岸江に接し、約二里半に亘りたる市街を有す、城市は其形長方形にして周圍約十五里、繞らすに城壁を以てし、之を疊むに煉瓦を以てす、壁上約二十間毎に横櫓を設けて舊砲を裝置す、又八大門を設けて毎日點燈の時より日出時迄を閉鎖して内外の交通を遮斷す、只大西門は長沙開港後船舶出入の頻繁となり必要上特に夜間十

市街及道路

時閉門となせり、

市街は概して規模大にして繁華なり、此地長髮賊の亂に損害を蒙らざりき、最も繁盛なる街衢は南正街(南門内)、碧湘街(小西門内)、大平街(大西門内)、青石街、武中街、八角亭(賤中)等にして鹽舖、茶舖、錢舖、書肆、吳服店、小間物店、傘店、銀細工店、靴店等最も多し、道路は其幅二間乃至三間にして狹隘なるも二階造の家屋少きが故に他の清國都府の市街と比較して空氣の流通良く甚しく暗鬱ならず、道路は全面敷くに石を以てし、其下に下水道を設け狭き街上には轎を飛ばすあり、荷物を擔ふあり、小車を輸するあり、此間に魚鳥肉を賣る露店、又は蓄音器の見世物等あり、肩摩穀擊熱鬧を極むれども概して清潔にして臭氣なし、城外は城内に比して繁盛ならず、其戸數は城内の約八分一なり、河岸は帆檣林立せり、

繁華の時期

市内商業の季節は四時甚しく繁華の度を異にすることなし、然れども其最も繁盛なる季節は冬季及夏季にして、冬季には當地方に於て嫁娶の盛に行はるゝ、季節なるが故に、從て當市を出入するもの多くして商況を盛ならしめ、夏季には城内に於て秀才の學位試験を舉行するの時期なるが故に、諸方より數千の書生受

通貨

驗の爲め蒐り來り市中賑盛なり、
 墨銀は長沙に於て通用すれども、江蘇湖北省にて流通する紙幣即ち香港上海銀行、橫濱正金銀行、中國通商銀行等の紙幣は其銀行の支店なきがために通用せず、當地方にては別に二十錢、五十錢、一圓、五圓等の紙幣ありて通用すれども市民多くは紙幣を好まず銀貨若くは青銅を好むが如し、最近銅元局の設けあつて盛に銅貨を鑄造し之を市場に出せり、

日用品

日用品には不自由なし、舶來小間物を賣る大店二十餘軒ありて各種の洋燈、鉛筆、綿布、絹布の各種類、毛布、粗毛布、掛時計、懐中時計、テーブルクロス、玻璃器、双眼鏡、「ナイフ」、「スポン」、「壁紙」、手袋、陶器、食器、銀細工、獨逸製花鳥畫、金盃、玩具、ボタン、手拭、西洋釘、鑿口、寫眞掛、額縁、鏡、針、西洋縫糸、鍍等又樂器類あり、内日本製の品少からず、糧食品には、「ビスケット」、「ミルク」、「罐詰菓物」、「牛肉」、「鳥魚肉の罐詰」、「野菜の罐詰」、「酒類」には、「マンダリン」、「三鞭酒」、「麥酒」、「葡萄酒」等各種あり、日用品の價は漢口を溯ること六百五十浬なるにも拘らず、價格は漢口と甚だしき差なく、僅に二分若くは三分高きを認む、

地質

當地は寒暑の差甚しく春秋の季節短し、清曆十二月一月及二月は極寒にして三月下旬急に溫暖となり、五月初旬より俄に暑氣加はりて夏季となり、六、七、八月を以て酷暑の候となす、十月中旬に至り北風吹き始めれば俄に寒冷となる、而して夏季は華氏九十度を超ゆれども其暑氣漢口より寛なり、冬季嚴寒にありては三十度以下に達し時々降雪あるも甚しからず五六寸に至ること稀なれども嘗て二三尺に達したることありと云ふ、江岸は僅に結氷することあり、雨量は四五月最も多く河水大に漲る、風は冬季及春季には北風連吹し、夏季及秋季には西南風多し、冬季北風最も強きは二月頃にして、時々小船の轉覆することあり、秋季大風起るも屢々ならず、

飲料水

地質は赤色の粘土層にして滋潤し、土地豐饒、米麥秀て蓼菜に富む、耕作には肥料を用ふること少きが如し、
 飲料水は一般に河水を濾過沈澱して用ふ、市中井ありと雖も水質不良、鹽分多く飲用に堪へず、南門外に白沙水と稱する泉水あり、水質最良なりと稱せられ、飲用に供するも其量は多からず、

左に長沙河水、白沙水、白鶴水及丁字灣河水の試験成績を掲ぐ、白鶴水は長沙府の對岸嶽麓山の山腹にある泉水にして、往年遠く北京に送り皇帝に献じたりと云ふ、丁字灣は長沙の下流十里にありて河水清冷なり、

地名	清濁色	臭	鹽素	石灰	亞母	硫酸	亞硝酸	硝酸	有機物	掲要
白沙水	清	無		無	無	無	多量	無	多量	飲量不適
長沙河水	濁黄色	無	無	無	無	無	無	無	少量	過澁沈澱 飲料ニ適ス
白鶴水	清	無	少量	無	無	無	無	無	多量	飲用ニ適ス
丁字灣	清	無	無	無	無	無	無	無	少量	飲用ニ適ス

食糧

糧米は價廉にして品質良なり、魚類は鯉、鮒、鰱、魚、鯰等の河魚、獸肉は牛、豚、羊を得べく、雞及雞卵は多量にして野菜亦種類多し、

流行病

一般に健康にして并て流行病の甚しかりしを聞かず、風土病と稱すべきものなく、只夏季に至れば霍亂あり、又痘疹あり、小兒三歳に至れば種痘すと稱するも未だ普及せざるが如し、熱病は時々あるも劇症ならず、脚氣はなし、トラホーム様の

衛生

眼病多く肺癆多し、市街は一般に清潔にして下水は市街の兩側に設け石を以て蓋ひ河に導く、地勢江岸を去るに従て高きを以て排水可なり、故に市街臭氣なし、又街上には尿を委棄することなく、共同便所多し、家屋は平屋多く一般に清潔なり、

龍舟競渡の俗

長沙の風俗五月五日龍舟競渡を盛なりとす、按ずるに續齊諧記に曰く、屈原五月五日汨羅に投ず、江楚の人之を哀れみ、此日に至る毎に竹筒を以て米を貯へ、水に投じて之を祭る、漢の建武中長沙の歐回、白日一人を見る、自ら三閭大夫と稱し、回に謂て曰く、祭りを見るに甚だ美なり、但蛟龍の竊む所となるを苦む、今若し恵みあらば、楝葉を以て筒口を塞ぎ、五綵の絲を以て之を縛す可し、此二物蛟龍の畏るゝ處なりと、是より龍舟競渡の俗あり、今に至て年々士女紛として此戲を行ひ、又櫻子を作る、蓋し皆古の遺風なり、

開港後の長沙府

長沙府は日清通商改締條約に由りて明治三十七年七月一日開港せられ、同時に税關の設立ありて、大西門外に假事務所を設け、當日より其事務を開始せり、岳州に税關長たりし米人、ハリス氏當地に轉任して長沙税關長となり、前の當地鹽道

たる朱延熙氏は海關道台に任ぜらる、又邦人猪熊隆三氏は四等幫辦として當稅關に勤務を命ぜられたり、

領事館及郵便局

帝國領事館は明治三十七年十二月一日漢口領事館分館として開館せられ、本年四月一日長沙領事館と改められ副領事井原眞澄氏駐在せり、帝國郵便受取所も領事分館開館と共に設立せられ爲替、小包、貯金等の事務を兼扱ふ、

居留民及醫師

當地は開港以前已に四十名に近き居留民を有し、漸次増加の勢あり、其重なるは領事館、郵便局、稅關の各公吏、湖南汽船會社々員、及公私の各學堂に聘せられたる教官及其家族にして、醫師佐久間三郎氏は武備學堂の教官として兼て居留邦人の招聘に應ぜり、

日本商店

日本商店としては湖南汽船會社支店、日東洋行綿絲、日豐洋行雜貨の委託販賣及藥種商等とす、

外國領事館としては英國領事館已に開設せられ獨米領事館の開設も亦近きにありと傳ふ、又外國商社は未だ開かれず、城内に英人某銀行業を開始せんとして、土地官民の反對を受け今尙紛議の間にあり、

萍鄉機器局の新設

萍鄉に新たに機器局の設置せられんとするは事實なるに近し、其規模上海に於ける江南機器局と同じといふ、吾人は本邦商人がこれ等新開地に於ける新事業に向て商機を外商に先んぜられざらんことを望む、

外國宣教師

當地に於ける外國宣教師は二三年間に其數を増し、今や城内に四十名に近き各國人を見るに至れり、其詳は別項「基督教と湖南なる題目に譲る、

外國人居留地

居留地は北門外と豫定され別に小西門大西門外一帶の地を劃して、汽船の繫泊及通商場となせり、其詳は別項「長沙居留地取極書に譲る、

巡撫以下の大官

現任巡撫以下道台以上の大官氏名左の如し(明治三十八年三月)

- 巡撫 端方 (一品官)
- 布政使 任國均 (二品官)
- 督糧道 同上
- 按察使 繼昌 (二品官)
- 洋務局總辦 張鶴齡 (三品官)
- 學務處總辦 同上

鑛務局總辦 金 還 (二品官)
 營務處總辦 俞明頤 (二品官)
 武備學堂總辦 同上
 海關監督 朱延熙
 監金局總辦 同上

長沙に郷紳あり、多年省外に宦遊し郷に歸つて退隱せるものの稱にして、文武の大官少からず、其勢力陰然として重を成し、地方督撫、中央政府と雖も之を左右するを得ず、他省に類例なき所なり、今其重なる氏名を擧ぐ、

長沙府著名の郷紳

譚 鍾 麟	號 雲 觀	前任 兩廣總督	住 荷 花 池
王 先 謙	號 益 吾	現前任 兩廣總督 院山祭酒 長	住 全 上
湯 聘 珍	號 幼 安	前任 山東藩台	住 碑 石 塘
張 祖 同	號 雨 珊	前任 刑部郎中	住 會 文 正 公 祠 內
龍 湛 霖	號 芝 生	前任 浙江學台	住 北 門 西 園

長沙に於ける重なる商店

葉 德 輝	號 煥 彬	前任 吏部主事	住 洪 家 井
陳 啓 泰	號 伯 屏	前任 雲南藩台	住 東 牌 樓
劉 鳳 苞	號 采 九	翰林院現城南書院山長	住 吉 慶 街
孔 憲 教	號 靜 皆	翰林院現孝廉書院山長	
汪 榮 榮	號 靜 卿	翰林院現求忠書院山長	
杜 本 棠	號 喬 松	現校經書院山長	

以下長沙に於ける商店の著名なるものを各其商業種類に分ちて掲出す

(明治三十七年十月調)

長沙府票號共に八家其名稱及位置

蔚 盛 長	火 官 殿 後 街	蔚 豐 厚	坡 子 街
天 成 亨	坡 子 街	協 同 慶	洪 家 井
百 川 通	同 同	新 泰 厚	同 同
蔚 泰 厚	同 同	日 昇 昌	同 同

長沙府錢店共に五十九家其稱號

第二編 都府及產業

典舖

裕	鼎	永	協	中	遠	同	怡	泰	乾	振	同	源
春	隆	興	茂	吉	來	茂	順	成	和	僑	泰	隆
洪	大	南	鈞	天	保	同	匯	裕	達	祥	禹	源
家	西	門	隆	申	和	順	康	源	順	順	和	順
井	門	外	匯	隆	茂	義	信	利	祥	裕	廣	義
五	德	恒	豐	裕	生	祥	知	用	春	長	隆	昌
福	福	裕	瑞	啓	祥	頤	福	恒	福	同	廣	同
大	北	瀏	慶	盛	隆	和	太	和	裕	泰	利	義
西	正	陽	和	益	祥	咸	大	祥	洪	洪	隆	壽
門	街	門	春	謙	三	鼎	慶	生	茂	盛	茂	康
				益	益	昌	興	寶	寶	晉	榮	昌
								新	晉	康		

長沙府典舖共二十八家其名稱及位置

煙舖

洋貨號

濟	乾	瑞	同	仁	鼎	賴	黃	黃	賴	長	吳
元	升	和	仁	昌	裕	日	永	永	日	興	大
燈	清	南	小	府	梨	新	盛	隆	新	與	茂
龍	太	正	東	正	頭	盧	元	昌	賴	六	上海分店
街	街	街	街	街	街	際	記	記	德	和	祥漢口分店
和	通	怡	瑞	瑞	乾	泰	記	記	德	長	全
隆	濟	裕	昌	春	和	和	和	和	隆	寶	昌
藥	小	草	青	南	南	和	和	和	隆	潤	上海分店
王	吳	湖	石	正	正	鄭	和	和	隆	祥	全
街	門	門	礮	街	街	慶	和	和	隆	全	全
						興	和	和	隆		

長沙府大煙舖共十四家其稱號

長沙洋貨號の重なるもの

(備考) 以上各號上海より直接仕入するもの三分漢口より仕入るゝもの七分方とす

長沙油行共に四家

恒 泰 昌 啓 康 和 一 晉 昌 和 一 瑞 昌 美

油行
生糧食品の
價

生糧食品も亦漢口と大差なく多量を得るに適せり其品名及價格大略左の如し

品名	價	品名	價
豚肉一斤	百四十文	雞肉一斤	百三十五文
雞卵一個	七文	牛肉一斤	百二十文
冬瓜一斤	三十文	莫瓜一斤	二十文
茄子一斤	三十文	酢一斤	六十文
老酒一斤	五十六文	西瓜一斤	百二十文
米一斗	七百文		

第二章 湘潭

湘潭の位置及
商情

湘潭は省城長沙を距る九十清里の上流湘水の西北岸にある一縣城にして、人口約三十萬、古來有名の貿易場にして南北交易の中心たり、其繁榮實に夥しく河街正街、後街の三條大路は富商巨賈を以て駢べられ、遠く縣城外沿岸數清里の上流に及び、江中數萬の船舶は舳艫相接し、兩舷相觸れ、其集散の盛なるを示せり、聞く往昔涼船の未だ長江航路を開かざる以前は、北京廣東間南北貨物の交易市場として漢口と其盛を競へりと、

此地は長髮賊の亂に非常の大打撃を蒙りしも、忽ちにして其繁榮を挽回せしと云ふ、當地の商權は總て他省人の手中にあり、而して是等の商人を省別となし、何々幫と稱し、其所産によりて互に交易を行ひ、稱して湘潭の七大幫と云ふ、例へば福建商の建幫と稱して刻煙草を販賣するが如き、直隸、山東、山西、河南、陝西の直幫の名を頂き、藥材、唐紙、皮革を賣買するが如き、或は南幫の江南商を意味し、醬園槽

場を經營し北幫の湖北商は魚果店を開設し蘇幫の綢緞布疋、本幫の糧食、棉花、唐紙の如き等なり、而して山西票號の稱に至ては天下の皆知る處、又西幫と稱する江西商は當地に於て非常の勢力を有し、經營各種に亘りて如何なる種類の商業も西幫の名を聞かざるなし。

當地の重なる輸出品は藥材、唐紙、紅茶、白米、牛皮、油類、夏布、苧麻絲等にして洋貨、海味、洋糖、藥材、洋油、棉絲、洋布、綢緞、乾菓子、輸入品の重なるものとす。

此二三年間に於て全く他の製品を驅逐し、殆んど獨占の姿をなせり、海味は稀に南洋品の競争あるもわれ其の供給の主人公たるを得べく、雜貨に至ては劣等品の多く市場に現るるに拘らず、當地に於ける我が製品の信用は他地方の比に有らずして非常に珍重せられ、洋糖、金屬製品等が特に東洋なる名を冠して市場に顯はるゝが如きは大に喜ぶべきの現象にして、本邦商人が此の信用を利用して商品の販路を開拓するは、其の好時機ならんか、左に各商品に對する商情を略記せん。

本邦品の販路

日本綿絲の聲

目下湘潭市場に現はれ居る綿絲は其高は詳かならざるも、全額の約八分を占め其殘餘二分を印度絲、上海絲とす、武昌絲は湘潭に紡紗分局を設け居りし間は其銷路の幾分を保ち得しも前二年閉局以來今は其隻影を見ざるに至れりといふ、需要の多きは二十手、十六手、十四手の順序にして、賣行は明治卅四年には立馬第一、三ツ星、藍魚之に次ぎしが卅六年には三ツ星第一、立馬、藍魚の順序となれり、我紡績絲の湘潭市場に於て勝利を得つゝある主原因は色の純白なること、燃の順手なること、量目の重きこと等にあるものゝ如し。

洋布の販路は洋絲に比して大なるも未だ日本製入り込み居らず、約五十萬兩の貨物悉く外人製の勢力範圍たり、且綿絲には湘潭揚陸の際落地稅、釐金稅の一種を課するも洋布には之を課せず、従て綿絲に比して寧ろ有利の地位にあり、邦人にして若し能く洋布販賣に一飛躍を試みんか、湘潭市場洋貨の大部分を我勢力下に歸せしむること難きにあらず。

湖南地方に於ては人民多く質樸を好むが故に精巧なる洋布よりは寧ろ粗實なる土布を好み、その賣行き今猶洋布の上にあるといふ、然れども紡績絲の賣れ行

洋布の有望

きが始め十四五手、十六手、二十手の順序なりしもの今は全く顛倒したるを見れば、近き將來に於て洋布が土布を壓倒するの日なしといふべからず、要するに洋布の將來は最も好望なり、

扁卸子、洋傘は殆ど本邦品の獨占なるが如く、洋傘一ヶ年の輸入約三千「ダース」一本三百餘文なり、其他昆布の五千担、鱒の三百担等を重なるものとし、寒天の販路亦頗る屬望すべし、洋油は毎年約十萬函の需要ありて其販路は衡樞の二州より廣東、廣西の兩省に及ぶといふ、

湘潭は未だ汽船の長江航路を開始せざるに當りては長江一帶と廣東との中央市場として非常の繁盛を極めたりしが一旦長髮賊の打撃を被り後略ぼ舊觀に復せしも猶往時の盛に及ばざること遠しといふ、況んや長沙にして既に開港せられし今日、南部湖南の經濟的中心點を長沙に奪はるゝの虞なしとせず、要するに湘潭將來の運命は寧ろ好望にあらざるなり、然れども短日月の間に全くその盛況を失墜する如きことはこれあらざるべし、殊にこの地は從來小漢口と稱せられ茶、石炭等の大集散地にしてその港灣の良好遠く長沙に勝るに於てをや、

當時漢口と
其並ぶもの
不盛の漢口
埠頭の盛況
湘潭は漢口
の荷物の切
りずとす

茶の産地及價

茶は實に湖南産物の大宗なり、湘江流域は東平江より西安化、北は臨湘に至るまで之を産す、安化地方に於ては十三年前は平均一担二十兩以下なりしか、一八八九年茶樹を栽培するの法、採芽期節及採方、煎培方法等改良せられてより一八九一年には平均價格一担六十兩に上り、暫くこの價格を保ち居りしか、一九〇〇年頃には一担四十五兩となれり、現今は之を昔時に比すれば年々衰微に向ふもの、如し、

茶の取引

茶の湘潭市場に現はるゝは先づ毛茶と稱する粗製品也、而して茶商或は茶園主自身茶行なる問屋の手を経て茶號即ち製茶者に賣捌くを常とす、取扱口錢は九七七掛なり、其の授受の量目は實に複雑を極む、元來茶の量目は十七兩五匁を以て一斤となすの制なれども、茶行に於て取扱ふ毛茶は倍量乃ち三十五兩を以て一斤とするの規定なり、而して毛茶二百十二斤を以て茶號使用の夾秤百斤に對することゝなるなり、端數の十二斤は風袋控除等の名目を以て加ふるなりといふ、每百斤の價格明治卅五年に於て約十四吊文、卅六年に於て十六七吊文なりし由、取引は一切錢を用ゐる筈も銀を用ゐず、これ一般人民の計算に精しからざるに

原因す、一吊文は九百三十四文也、

以上の如き手續を経て買ひ入れたる毛茶は茶號之を精製して三等の茶を得、上を米茶、中を茶香、下を茶梗といふ、每百斤の毛茶より米茶七十斤、茶香十六斤、茶梗六斤を得る割合にして其不足額は乃ち目切なり、かく精製せられたるものは之を漢口に輸出す、茶買収より船積を終るまでに要する費用は百斤毎に四兩なりといふ、

近時茶業の衰退に赴けるを挽回すべく官民大に努むる處ありと傳ふ、或はこれによりて將來往昔の盛況を再呈することもあらん乎、實に湖南省の幸なり、湘潭に集中する茶は湘鄉、瀏陽、澧陵、衡陽、龍陽、寧鄉、祁陽及湘潭縣のもの多し、

漢口市場に現はる、牛皮の一部は湖南より出て湘潭はその中央集散場たり、原産地は資水流域の新化、安化、資慶、湘江流域の衡州、永州、萍鄉等にして其品質は河南、四川兩省の産に比してやゝ下位にあり、卅六年に於て每担の價黃牛皮は二十四兩、水牛皮は十六七兩なりし、

銅も亦重なる産出物の一なり、販路は直隸、山東、山西、河南、東三省等なりといふ、各

茶の衰退を挽回するを得は湖南省の幸なり

牛皮

銅及其販路

麻

土布

紙

茶油

招牌ありて優劣を定め價を附す、相場は同業者の公議に定まり無控無折、長日月間同一價を保たしむ、

麻も亦多くを産す、片麻、散麻、家麻、野麻の四種あり、銅錢灣、魚塘の産を上とし、咬才、錦市、花市、石潭のものはやゝ劣る、其取引は一割増にして口錢は每百斤四百文なり、毎年五月より九月の間に三度の收穫あり、

土布は湘潭に集散するもの毎年數十萬兩に上る、瀏陽、澧陽は其産地の重なるものにして各莊行共に此地に分店を有す、種類三あり、細、粗、漂白を以て之を區別す、價格は粗布每尺二分、中細布三分、細布六分乃至八分なり、

紙も亦湘潭に集散する重要貨物の一なり、産地は湘鄉にして紙行の主人亦悉く湘鄉人なり、漢口を経て北五省に輸送され、毎年取引百萬兩に上るといふ、

茶油は茶實又は山茶實より製し重なる産地は柳州、新市街、茶陵、萍鄉、朱陽、永新、醴陵縣等也、毎年十餘萬石の輸出あり、販路は江西、安徽、江蘇、浙江、直隸、廣東の諸省に亘る、十五兩五分を一斤とし、買入口錢三分、相場は卅六年に每百斤六兩二匁前後なり、

米の産地

藥材の取引八
百萬兩

煙草及信石

湘潭の金融制
度
銀號三十六票
號五、銀爐六

第二章 湘潭

三八

米は湖南の最重要産物にして湘潭に集散するは湘江流域のものなり、易俗河、沙灣、三門、涑口は多額を産し、雲湖、百石港、涑州、霞石埠、馬家河は早稻の良好なるものを産し、碧泉花橋は顆粒圓滿にして香味あるものを産すといふ、斛子は漢口に比して毎石三升六多し。

湘潭には大なる藥材行二十餘軒ありて毎年上下の藥材八百萬兩に及ぶといふ、秤は藥例平と稱し、湘平の九控にして其百兩は湘平の九十兩に相當す、猶河東、河西、寧鄉、郴州附近に煙草を産し、信石又は人信と稱する田虫を驅逐する

礦石を郴州、衡州の地に産す、以上は湘潭に集散する貨物の大綱なり、湘潭の金融制度は頗る發達し、信用書狀の發行、手形の運轉、切手の使用極めて盛んにして現金はたゞ決算時に使用するのみ、これらの金融機關として銀錢號三十六、票號五、銀爐六ありて専ら兩替爲替、鑄造に任ず、市場に流通する貨幣は錢、圓銀、銀票とす、取引には大抵銀票を用ひ、小賣買には錢を用ひ、各種の圓銀は之を打算して通用し、光緒元、墨銀、爛板(日本其他の貨幣を打爛せしもの)等數種あり、日常の用には却て信用ありて便利なり、支那各地の例の如く湘潭に於ても各自相對

湘潭の銀秤

の相場を毎日寶沅堂と稱する財神前に集議して定む、故に日々變動ありて高低常なし、本位銀としては九九五、駁用銀と稱する假定銀ありて市場流通の銀票額面は皆これによるも、實際の市場取引は現銀にあらざりて前述せし如く銀號發行の切手手形なり、故に苟も貨物の取引をなすものは皆銀號に關係を有せざるはなし、

湘潭の秤は湘平と稱し、漢口の佐平に比して千分二、四少なく、湘平百兩は佐平九十九兩七六となる、又之を長沙の長平(省平)に比して千分三、二少なく、湘平百兩は長平九十九兩六八となる也、されど佐平と長平とは大小相異なるなし、何が故に一方に對して千分二、四少く他方に對して千分三、二少なきか其理由を解するに苦しむ、或はいふ往昔現銀送附の際上河平、下河平の稱呼ありて上河平は二四、下河平は三二なりしが、其俗猶ほ残りてかゝる結果を生ぜしなりと

以下七幫董事及重なる商家を其業務に分ちて列記す、

湘潭七幫董事姓名(董事は取締の意名譽職なり)

江西、廣東、江南、江蘇、福建、湖北及湖南の七省商業組合を七幫と稱す

七附
董事の姓名

錢店

義	同	林	瑞	本	本	北	建	蘇	南	廣	西
生	豐	慶	源	湘潭錢店							
祥	厚	祥	祥	幫	幫	幫	幫	幫	幫	幫	幫
同	怡	同	義	王華冕同職臣	歐陽蕃同价人	聶會源同養之	王樹榮同雁生	徐之甲同時雲	蔣榮同雲階	陸鼎元同季雲	張振聲號石琴
福	和	豐	豐	本	本	湖	福	江	江	廣	江
祥	生	成	祥	地	地	北	建	蘇	南	東	西
萬	豫	榮	大	人	人	人	人	人	人	人	人
				和	茂	春	生				

第二章 湘潭

(明治三十七年十月調以下同じ)

四〇

大商家

仁	信	生	兩	蕭	谿	仁	全	王	大	厦	正	德
和	義	儀	怡	通	裕	仁	全	吉	德	泰	和	厚
興	生	記	正	豐	源	合	福	茂	生	豫	生	福
棧	亞	茶	茶	鹽	鏡	亞	藥	裕	吉	有	自	徵
榔	片					片	材				昌	仁
號	店	號	號	號	號	屋	店					
主人	主人	主人	主人	主人	主人	主人	主人	和	慶	慶	雲	厚
			朱子貴	蕭筱泉	周孚九	楊介仁	張石琴	乾	滋	恒	萬	
廣	江	湘	湘	江	江	湘	江					
東	西	鄉	鄉	西	西	潭	西	和	源	孚	春	
人	人	人	人	人	人	人	人					

第二編 都府及產業

四一

藥材店

仁	鄭	厚	西	賴	湘潭藥材店の重なるもの		
昌	恒	昌	協	德	福	北	蘇
網	豐	祥	盛	隆	建	直	州
綬	綬	綬	藥	煙	人	人	人
號	號	號	材	號	人	人	人
主人	主人	主人	店	主人			
			號				
			號				
			號				
			號				
			號				

油行典舖

仁	胡	大	生	全	湘潭油行の重なるもの		
和	怡	和	和	福	雲	同	安
瑞	興	行	行	行	昌	仁	吉
昌	怡	正	大	昌	行	行	行
義	成	昌	德	行	行	行	行
	裕	行	行	行	行	行	行
		行	行	行	行	行	行
		行	行	行	行	行	行
		行	行	行	行	行	行
		行	行	行	行	行	行
		行	行	行	行	行	行

票號

土號

洋貨號

煙店

仁	元	德	福	裕	裕	蔚	百
裕	記	昌	隆	通	源	泰	川
合	乾	行	行	恒	長	厚	通
信	昌	天	福	湘潭洋廣貨行	培	日	日
義		昌	茂		德	昇	昇
成		行	行		厚	昌	昌
仁		同	信		惠	天	天
慶		昌	茂			成	成
裕		行	行		豐	亨	亨
		鼎	銘		兩	蔚	蔚
		盛	德		宜	盛	盛
		行	行		正	長	長

(備考)此二家ハ最大ナリ

湘潭亞片問屋 雲南貴州四川産ヲ送り來ル

湘潭絲煙店 絲煙ハ福建産ニシテ漢口ヲ經由シテ來ル

姜	恒昌	太華	盧成	姜恒
賴德	賴元	賴和	賴黃	賴信
賴如	賴長	賴茂	賴復	賴恒
賴新	賴仁	賴和	賴怡	賴隆
賴泰	賴源	賴順	賴怡	賴隆
賴恒	賴源	賴順	賴怡	賴隆
廣利	賴源	賴順	賴怡	賴隆
怡茂	怡隆	怡和	怡協	
益豐	和行	正茂	行	蕭恒
益豐	和行	正茂	行	蕭恒
上米	同上	同上	同上	同上
上米	同上	同上	同上	同上
中米	同上	同上	同上	同上
下米	同上	同上	同上	同上
湘潭物價及工銀				

第三章 常德府

常德は湖南西部に於ける一大市場にして、府城は沅水の南岸にあり、人口約二十五萬、城内には常德府、武陵縣及湖南提督衙門等あり、城壁の周圍凡そ十清里、城門六あり、東にあるを永安と云ひ、上南にあるを神鼎、下南にあるを臨沅、西にあるを清平、北にあるを拱辰、西北にあるを常武と云ふ、

常德に於て商業の最も繁華なるを正街、常清街、及沅清街とす、此三街に於ては問屋とも稱すべき大買數多あり、重に江西人に係れり、此地も亦湘潭と同じく地方

猪	肉	每斤	八十八文
羊	肉	同	一百六十文
雞	肉	同	一百三十文
雞	卵	每個	六文半
(工銀)	人足賃一人一日食料ヲ	コメ	一百四十文

の商權は他省人の左右する所にして土地のものは眞の小商人のみなり、此地に於て取引する所の重なる物産は桐油にして四川省の秀山縣より産するを秀油と云ひ、湖南省の洪江縣より産するを洪油と云ふ、何れも船舶及其他の木造器具の腐敗を防ぎ光澤を美にする爲め用ふるものにして常國に於ては其需用極めて多きものなり、洪油は重に蘇州、杭州、揚州及淮安等の各地に於て需用するが故に鎮江に運出し、秀油は湖南湖北一帶の各地に於て需用するものなり、此他常德の市場に集まる重なる物産は米、材木、靛即ち藍及土布等にして、之に次ぐは獸皮、木製品、茶、茶油、及綿花の類なり、

江西商人

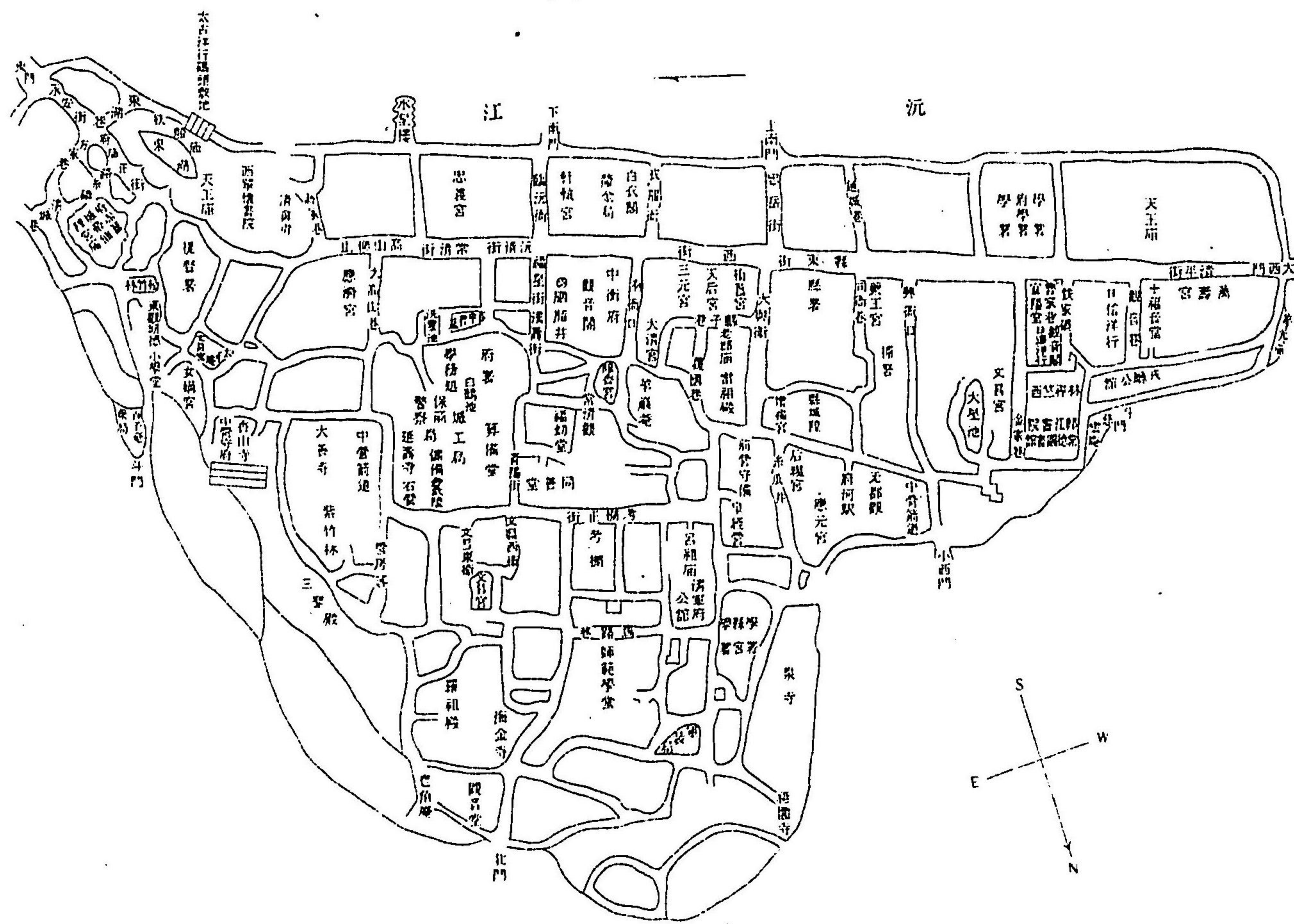
江西商人が商業上の勢力を占むるは獨り湖南の各要地のみにあらずして、四川、雲南、貴州の各地に至るも亦大なる取引をなせるは江西人なりと云ふ、江西人中の多くは吉安府、臨江府及南昌府の人にして、右三府の人は廣く支那内地の各市場に出商し、互に氣脈を通じ有無を交換するの便あるが故に、他省の人は容易に之に向て競争すること能はずと云ふ、

常德と涼船

常德に涼船の來りしは明治卅二年六月英國砲艦ウイロドラークの來りし以來間



常德府略圖



沅水上流に於ける鐵と砂金を

常德市上の綿絲

々小蒸汽船の來航を見しも未だ大小汽船の定期航運を開くものあらず、

沅水は常德の上流尙ほ數百清里の遠きに至るまで舟楫の便あり、此上流に在る辰州、沅州地方には鐵、石炭及砂金を産出す、村民農業の餘暇を以て僅に之を掘出し砂金の如きも更に器械を用ふることなく手づから之を淘漉するものなりと云ふ、但し一たび境を踰えて貴州に到れば清溪縣の鐵山にては洋式の機械を用ひ採鑛せりと云ふ、蓋し湖南省に於ては若し一たび洋式の機械を用ふるときは幾多の農民か各自の利を失ふを慮り、之に反抗して一揆騷擾を起すの虞ありとて遂に之を試みることも能はざるものなりと、

常德に於て取引する綿絲は一ヶ年二百萬兩を下らざるべしとのとなるも多くは同地近隣に於て紡績する所の地絲にして洋絲は十分四に過ぎずと云ふ、商業の盛なる季節は秋末より冬季にして夏季は之に反し至て閑散なりと云ふ、日本品中最も多く市中に現はるゝものは棉絲にして其賣行の多きは金象の二十手、英張順及立馬の十六手とす、相場は金象二十手一包八十兩、英張順及立馬十六手は共に七十六兩なり、漢口常德間の運賃は一包に付三百文乃至三百三十文を要

し此他落地税七百六十文諸雜費凡そ二百文を要すと云ふ常德に於て綿絲を取引する商賈中に於て彭信和を以て第一とす此他西洋雜貨店に於ては何れも多少の綿絲を店頭之列へ販賣せり常德に於て一商人の語る所によれば日本綿絲は近年漸く販路を開きたるものにして其商標常に變化するを以て一定の商標を標準として取引すること能はざるの憾ありと

綿布と土布

綿布も亦大布と稱し常德近傍の手織製のもの取引盛んなり洋布中に於ては元芳及義源の二種最も好販路を占む日本製金巾は未だ輸入なきか如しと雖も日本製の双子織は市中に於て小賣せり相場は元芳一疋(八斤のもの)三兩、義源(十斤のもの)三兩五錢にして日本製双子織は一反に付き上一兩二三錢、中一兩、下六七錢なり漢口及常德間の洋布運賃は一包三百文にして常德落地税二兩、其重なる店舗は吉大祥、泰和成、義豐泰、大和成及萬義茂等なり

土布の長處は丈夫にして長持ちするにあり故に洋布の販路は尙ほ未だ土布の如くなること能はず先づ土布六分洋布四分の割とす常德には土布の間屋二十餘戸あり右間屋にては近隣農民の二三段つゝ持來る白布を買集して名産の藍

日本品の市價

を以て種々の色に染め上げ再び之を沅水の上流辰州、秀山、同仁、洪江等の各市場に輸送販賣するものなり近來は土布中にも堅線には洋絲を用ふるもの多しと雖も横絲は凡て手紡きの絲を用ふ土布の長さは概ね四丈にして幅は一尺四寸、代價は一尺三十文を以て最低とし九十文を以て最高とす

日本産品の價は昆布一捆(百六十斤)六兩八錢、蝙蝠傘一「ダース」(六本骨)四兩三錢、ランプ眞鍮小形一個百三十文、玻璃製豆「ランプ」百五十文、同中形二百六十文又土貨の價は秀油百斤に付七兩七錢、洪油七兩一錢、水牛皮一斤百六十文、黃牛皮同二百八十文、五陪子百斤二十吊文乃至二十四吊文、藍靛百斤八兩、綿花同二十吊文なり又秤量は貨物により一様ならず桐油は十八兩五錢六分を以て一斤となし、茶油は十六兩四錢六分、綿絲は十七兩六錢、牛皮は十六兩三錢、藍は二十兩、棉花は十七兩三錢を以て各々一斤とす

銀號及估平

銀號の重なるものは裕通恒、惠慶裕及義源泰にして何れも漢口の諸號と相聯絡す、常德の常平一千兩は漢口の估平一千〇十八兩四錢にして其成色は千分の九九七なり、湖北鑄造の元銀一元を常德に於て銅錢に交換するときは一千文にし

師範學堂教官

日本商店

土地の巨商

て之を銀に交換するときは六錢七分三厘なり

常德師範學堂には理學士管野新一郎氏數年前より聘せられて其教官たり其他本邦人にして同地方に招聘せられたるもの數名ありといふ

日本商店としては本年三月日信洋行漢口より茲に出張所を設けて専ら綿花の採買に従事すといふ未開港場にして而も未だ汽船の航路開けざるこの地方に商業を拓開する同洋行の如きは敏にして勇なりといふべし吾人はその成功と繁榮を祈る。

以下重なる巨商を列擧す(明治三十七年十月調)

常德票號

蔚 泰 厚 蔚 豐 厚 蔚 長 厚 百 川 通

同大錢店

義 源 泰 裕 通 恒 惠 慶 裕 同 升 恒
劉 隆 慶 劉 恒 慶 祥 茂 永 福 茂 恒

德 昌 祥

同大布號

李 享 泰 蔣 萬 新 錦 豐 增 陳 永 立

常德大洋貨疋頭號

太 和 成 義 豐 泰 吉 大 祥 萬 益 茂

同大油行

楊 萬 鎰 立 成 行 楊 萬 源 恒 裕 行

同紳士

李 雷 錢 鳳 之

第四章 岳州府

岳州府の位置
及商業

岳州府は洞庭湖口に位置し長江と湖南の咽喉地となす商業は甚だ繁盛ならず

人口約五萬海關道以下の諸官駐在せり、有名なる岳陽樓は湖岸に沿ふて府城の樓門上に建築せらる、名勝の部に詳かなり、税關及居留地は七涇下流の城陵磯に設けらる、この地汽船の碇泊地たるに過ぎざるを以て居留地内税關官舎を除きては未だ一の商業的家屋なし、本港は一八九九年十一月十三日次第に衰退に赴きつゝある貿易を復興し且民船貿易を汽船貿易に移らしめんがため、又交通を迅速に且容易ならしめ輸入貨物に對する需用と輸出せらるべき産物の供給と兩ながら増加せしめんがために開港せられたりといふと雖、其實貨物の出入に課税するのみにして開港の効今に顯著ならざるものゝ如し、蓋し居留地規則の不完全なるも亦發達阻碍の一因ならんか

この地大商賈なし、只當舖二家公濟仁和あり、共に江蘇人にして數萬の資本を有せり、錢舖は二三十家あれども何れも小資なり、其中俞泰洪(江西人)戴某は稍大、十萬の資本あり、

此地土著の商民中二三萬の資本あるものは富者にして商業地として記すべきことなし、

第五章 輸出入物

湖南省より輸出し或は又省内に輸入し來る貨物の精確なる統計は到底之を得ること困難なり、已むを得ざる方便として漢口輸入品中「トランシット、パッサ」の下に湖南省に再輸出せし額より打算して其輸入額を概算し、諸種の報告を綜合して輸出額の梗概を知るの外なし、蓋し輸出入共に釐金局の手を経るもの多く而して釐金局經過貨物の數量價格等は到底正確に之を知ること不可能なれば也、

試に去千九百二年中漢口に輸入せし外國貨の數量を檢するに總計三千七百七十七萬六千二百一十兩にして同内國貨は二千一百三十九萬四千九百三兩也、内「トランシット、パッサ」の下に湖南へ再輸出せし額は二百九十八萬一千八百六兩にして之に支那産綿貨物の再輸出を加ふる時は實に三百一萬三千二百二兩となり、漢口より再輸出の總計七百五十九萬六千八百十八兩中の第一位を占む之を

漢口より内地
各省へ再輸出
の數量

表にて示せば左の如し、

漢口より内地各省へ再輸出總額 七、五九六、八一八兩
内

湖北省へ	七五二、五八八兩
湖南省へ	三〇一、三二〇二兩
河南省へ	五七〇、二八六兩
四川省へ	三六七、四七五兩
貴州省へ	一、一六四、〇五九兩
陝西省へ	一、五九二、四二八兩
廣西省へ	七二〇、三三三兩
山西省へ	二五一兩
江西省へ	六四、四九六兩

以て漢口貿易と湖南省とか如何に密接の關係あるかを知るに足らん、
盤金局の手を経て輸入さるゝものも亦少くも五六百萬兩を算すべきが故に湖

茶 米

材木及石炭

南省に輸入せらるゝ貨物は約八九百萬兩ならんか、或は一千萬兩以上にも上らんか、

輸出物に至ては其價格數量等を知らんこと輸入物に比して一層の困難也、今假りに諸種の報告を綜合して其概數を算出せんに、

第一、茶は漢口市場の大半を占め畧ぼ五百五十萬兩の價格に上る

第二、米は湖北民に供給するため漢口に輸出するもの頗る巨額に上り、毎年平均一百萬担、二百萬兩に達すといふ

第三、材木は沅江流域より出て常德を通過するもの毎年約六百萬兩なりと傳へらる、多くは漢口を経て支那内地に供給する也、

第四、石炭は頗る豊富にして所在露出人民は採て以て薪炭に代ゆ、無煙炭、煤炭共に産出せり、然れども有名なる萍鄉炭鑛に於て盛宣懷か新式の機械を用ひ一日千噸採掘の計畫を立て目下既に盛に石炭及、コークスを漢陽鐵政局に輸送するの外一般炭鑛は皆未だ採掘の術發達せず、且初期に屬するを以て現今に在りては毎年の輸出額五十萬兩を出でざるべし、

民船の隻數及貨物の噸量

其他安質母尼、桐油、麻、獸皮、諸種の礦物の輸出せらるゝものを併せて少くも輸出總額は千五百萬兩に上るべし、從來湖南の貨物輸送機關たる民船の岳州を通過するもの年々二萬五六千隻に達し、其中目的地漢口若くは其下流に至て破碎する石炭船あるを以て、之を考慮して計算する時は、民船の積込容量を平均五百担(三十重噸)と見積りて輸入は七十五萬噸、輸出は八十萬噸なるべしとは、某税關長の報告に見ゆ、湖南汽船會社員の取調には輸出總額三千萬兩、數量二百萬噸に及ぶべしとあり、二者共に當らずと雖遠からざるに似たり、

第六章 長沙開港第一回半期海關報告

湖南貿易の大部は今日尙民船に依て行はる

左に昨明治三十七年度の清國海關報告に由り、長沙開港後半年間の貿易統計を掲ぐ、本表は單に汽船隻數に由て行れたる貿易の初歩を示したるに過ぎずして、湖南貿易の大部分は今日猶別に數萬隻の民船に由て行はれ而して其數字は左

表に含ませざるものとす、而も汽船貿易に付ては確實なる統計なるを以て之を以て湖南貿易を窺ふの津梁となすに足れり、讀者之を諒せよ、

長沙税關報告

三十七年七月一日長沙税關開始以降同年十二月三十一日まで半期間の長沙港貿易高左の如し

長沙出入汽船

國籍	入港隻數	噸數	出港隻數	噸數	出入港隻數	噸數
英國	三三	二六,二〇〇	三三	二六,二〇〇	七〇	五二,四〇〇
日本	三六	三三,〇〇〇	三六	三三,〇〇〇	七二	六六,〇〇〇
清國	四四	三三,七〇〇	四六	三三,七〇〇	九〇	七五,二〇〇
合計	一一三	九三,〇〇〇	一一五	九三,〇〇〇	二二八	一〇四,〇〇〇

右汽船の内内河航行規則に據り長沙より直に湘潭に出入したるものを擧れば左の如し

湘潭出入汽船

國籍	入港隻數	噸數	出港隻數	噸數	出入港隻數	噸數
英國	二四	一七,九六九	二四	一七,九六九	四八	三五,九三八
日本	二七	一五,六六〇	二七	一五,六六〇	五四	三一,三二〇
清國	二九八	二六,六三三	二九七	二六,五一一	五九五	五三,一三三
合計	三二九	三六,二九二	三二八	三六,一八〇	六五七	七三,五七一

備考 清國汽船中其一隻を除くの外は總て小蒸汽船にして重に船客の運搬に止まる

以上の汽船に依りて長沙に輸入し若くは輸出したる貿易品の價格左の如し

國籍	出入港隻數	外國直輸入高	清國各港より輸入高	清國各港へ輸出高	輸出入高合計
英國	七〇	三,四七九・七	一〇,五五〇・五	三,五〇四・〇	一七,五三三・三
日本	七六	一,三七四・四	六,六五三・一	三,六四三・三	一〇,六九〇・六
合計	一四六	四,八五三・一	一七,一〇三・六	六,一四七・三	二八,三三三・〇

右輸出入高を輸出地及輸入地並に内外國製品とに區別すれば左の如し

輸出入地別	内外國製品の區別	價格	合計
外國及香港より輸入	外國品	四八五,三三二	
清國各港より輸入	外國品	一,五〇六・六	二,二〇五,五五七
清國各港重に漢口より輸入	清國品	二,四〇〇・〇	
清國各港へ輸出	清國品	六,四三九・五	六,一四七・三
清國各港重に漢口へ再輸出	外國品及清國品	二,四三八	
合計		二,八三三,三九〇	二,八三三,三九〇

右の内外國輸入品にして最も價格の多きものは左の二品なり

綿製品 (各種)	七四,六三〇	糖類	一,一九九・六
----------	--------	----	---------

輸入日本品の主なるもの及其價格

品名	價格	品名	價格
雲齋布	三五・五	生木綿	一八・九
天竺布	六〇〇	毛布	四九
綿子	一,三九	西洋手拭	一,一七五
コットン、ストラップ	二一〇	手布	六三

左記海産物中には清國品を混ずるも其大部分は日本品に屬す

品名	價格	品名	價格
綿糸	八三、三九 ^附	鮑魚翅	三二、二六 ^附
銅洋傘	六四、七五	長切昆布	九、九六
マツチ	七五、〇		

輸入清國品の主なるもの及其價格

品名	價格	品名	價格
金巾類	六七、八 ^附	上海製洋紙	三三、七 ^附
綿糸	一五、三	糖	二九、六七
土布(木綿)	七、六		

又土産品にして清國各港へ輸出するもの、中價格一萬兩以上のものを擧ぐれば左の如し

品名	價格	品名	價格
アンチモニ	六、二七 ^附	生皮	一八、五 ^附
書籍	一七、〇	豚油	一九、三 ^附
土布	一八、五 ^附	米	二五、八 ^附
綿花	一四、五 ^附	蓮實	六七、八 ^附
爆竹	五五、四 ^附		

長沙出入旅客

品名	出港		入港	
	外國人	清國人	外國人	清國人
漢口及中間港へ	四七	七、三 ^附	一〇、三	七、四 ^附
湘潭へ	一七	七、八 ^附	三	八、六 ^附
合計	六四	一五、一 ^附	一三、五	一六、三 ^附

湘潭輸出品の價格

外國及清國汽船に依りて湘潭より長沙へ輸出したる貨物の價格は左の如し

國籍	貨物	價格	國籍	貨物	價格
英國	船	一〇八、三九 ^兩	英國	船	一七五、八〇 ^兩
日本	船	一五、二〇	日本	船	二六、二九
合計			合計		

表中記載の價格單位たる兩は總て海關兩なり

第七章

左に昨年十月八日日清間に取極めたる長沙通商口岸租界章程を掲ぐ、第二項居留民警察規則以下の諸章程は清國地方官の發布せるものとす、今参考の爲併せて之を掲ぐ、

湖南省長沙開港ニ關スル取極書及諸章程(譯文)

(一)長沙居留地規則附居留地外借地規則

一長沙居留地ハ北門外ニ定メ其地域ハ城壁ヲ以テ界トナシ、東ハ定修ノ鐵道

ニ沿ヒ新碼頭ヲ以テ界トシ北ハ瀟渭河西ハ湘江ヲ界トス

二居留地ハ等別シテ貸與ス一等地ハ每畝百五十元二等地ハ每畝百元三等地ハ每畝八十元ノ借地料ヲ納ム可ク租稅ハ等別ナク每畝二元ヲ納ム可シ借地料ハ借地願出ノトキ一回納付シ再收スルコトナシ租稅ハ稅關長ヨリ毎年正月一日借主ヨリ代收シ、海關道ニ送り知縣ヨリ其領收證ヲ給付ス唯タ當年ノ租稅ハ必ス西歷正月中ニ完納ス可シ、借地者ハ毎年工巡局費用トシテ借地料ノ百分ノ五ヲ納ム可シ居留地居住者ハ借地料ヲ納ムルモノニアラサルモ居留地規則ノ利益ニ均霑スルヲ得而シテ其毎年ノ工部局ヘノ納付金ハ家屋借料ノ百分ノ四ヲ納ム可シ以上二種ノ費用モ稅關長ヨリ代收轉送シテ居留地一切ノ費用ニ充ツ

三居留地内ノ商業工業ハ居留地規則及工部局ノ各規則ニ照シ、借地ニ屋宇棧房ヲ建造ス可シ凡テ借用セントスル地ハ先ツ地方官ヨリ買上ケテ轉貸ス可ク持主直接ノ授受貸借ヲ許サス但シ洋商ハ領事官ニ清商ハ稅關長ニ願出テ先ツ一等地ハ每畝百五十元二等地ハ百元三等地ハ八十元ノ借地料及

願出ノ日ヨリ西歷年末迄ノ租税ヲ納付シ工巡局ヨリ許可狀ヲ給付ス可シ
清商ハ許可狀ヲ稅關長官ニ呈出シ海關道ニ照會セハ三枚ヲ發シ領事官は之
を簿冊に記載シ地券一枚は領事館ニ備付ケ一枚ハ借主ニ給付シ一枚ハ海
關道衙門ニ備置ク清商ノ地券ハ二枚ヲ發給シ稅關長ヨリ交付ス一枚ハ借
主ニ給與シ一枚ハ海關道署ニ備置ク借地ハ一人十畝每畝七千二百六十英
方尺ヲ逾ユルコトヲ得ス倘シ擴大ノ地ヲ必要トスルトキハ須ラク規則ニ
照シ願出ノ上實行ス可シ

四地券ハ三十年ヲ期限トス期滿書換ノトキハ又三十年ヲ定度トス書換ノト
キ租税及工巡局ノ費用ハ各國領事ト協議増加スルコトヲ得滿期地ハ地方
官ハ成ク可クハ轉賃ノコトヲ計ル可シ期滿チテ地券ノ書換ヲ爲サズ或ハ
一年ノ租税工巡局費用ヲ納付セサルトキハ該地券ハ取消シ土地ハ清國ニ
歸ス可シ

五地所ノ買上ケ家屋墳墓移遷等ノコトハ海關道主任ス可ク外國人ハ干預ス
ルコトヲ得ス

六居留地内ニ家屋ヲ建造セントスルトキハ先ツ工部局ノ許可ヲ得後チ起工
ス可シ惟タ各種ノ製造鑄煉等ノ工場ハ居留地ノ西南段ニ設クルヲ許サス
草屋及板屋ハ火ヲ引キ易ク別人ニ害ヲ及ホシ易キ恐レアルヲ以テ建造ヲ
許サス火藥爆裂藥ノ人身財產ニ危險アルモノハ收藏夾帶運送ヲ許サス石
油ハ必ス特別取扱規則ニ照シ蓄藏ス可シ又工部局ハ隨時規則ヲ酌定シ家
屋ノ堅固溝渠ノ清潔各居宅内ノ不潔物掃除等ヲ告諭シ以テ其保護平安ヲ
期ス

各居留者ニ土木ノ工事アリ公衆ニ關係スルコトハ必ス先ツ工部局ニ願出
テ許可狀ヲ受ク以テ其遺憾ナキヲ期ス可シ

七各國商人ノ居留地内ニ僑寓スルモノハ清國地方官ハ條約ニ因リ保護ス可
シ凡テノ工事警察ノ事及各項ノ規則ハ本省ノ大官ヨリ稅關長ニ請ヒ海關
道ト會議處置ス可シ倘シ違背スルモノアレハ各自國ノ律例ニ照シ處罰ス
但シ商人取締規則ハ海關道ヨリ領事ニ照會シテ酌定ス

八居留地内ノ輕營工事ハ道台稅關長會同シテ處置ス惟タ修造サル可キ官道

碼頭等ハ其隨時長沙開港圖說ニ記載ス凡テ官道ニ妨ケアル土地家屋ハ地方官規定ノ價格ニ因リ買收ス可ク該持主ハ成ル丈ケ推讓移遷シテ公用ニ便ス可シ又各商人ノ居留地ノ碼頭ヨリ稅關ヲ通過シ轉運スル貨物ハ其ノ已ニ納メタル稅金百兩ニ付貳兩ヲ納附セシメ碼頭ノ建築官道ノ脩繕費ニ充ツ

九居留地内ニ特別ノ工事アリ其取立金等一切ノ事ハ三處會議シテ定ム一ハ道台及稅關長二ハ領事官中ヨリ一人ヲ撰舉シ三ハ借地主及借家主ヨリ一人ヲ撰舉ス借家主ハ一年二十元以上ノ稅金ヲ納ムルモノニシテ始メテ撰舉セラル、ヲ得

十居留地外ノ地段ハ原ト借用ヲ許サ、ルモ長沙居留地沿河一帶ハ現今汽船ノ貿易ニ不便利ナルニ因リ特ニ議シテ稅關規則所定ノ貨物上下處ノ沿河地段乃チ永州碼頭ヨリ西門ノ魚碼頭マデノ間ニ各汽船業者指定借用ヲ許ス凡民船碼頭ニ連接セル處ニシテ華洋人ノ來リテ借用購買或ハ改造セントスルトキハ該碼頭ノ左右ニ一丈ニ過ギザル地ヲ寬讓シ官ヨリ買收シ以

テ碼頭ノ擴張通路等ノ用ニ便シテ衆商ヲ利ス可シ但シ此地區ハ居留地ニアラサレハ現在ノ民船碼頭ハ借用ヲ許サス又民船ノ停泊來往上下ニ妨害スルコトヲ得ス

十一凡テ此沿河ノ地段ハ各商人ガ直接持主ヨリ借用スルコトヲ得キモ各人ノ借ル所ハ三百英尺ヲ過クルヲ得ス惟タ借用地ハ每畝毎年居留地一等借料百分ノ五ヲ納メ以テ官定ノ附近清人ノ納附スル各種ノ稅金ニ抵ツ稅金ハ第二條ニ照ラシ稅關長ヨリ代收轉送ス

借用ノ上ハ洋商ハ必ス領事官ニ清商ハ必ス稅關長ニ届ケ出テ以テ道台ニ轉知シ備案ニ便ス可シ

十二此沿河ノ地區ハ窄狹ナルモ其借用ヲ許可スルハ汽船商人ニ便利ヲ與フル爲メナリ各商人ノ住居工場等ハ應サニ居留地内ニ設ク可シ此沿河地區ハ城壁ヲ界トシ原有ノ公共道路緯路ハ借主ニ於テ侵佔スルコトヲ得ス窄クモ寬十五尺ヲ保留セバ相互有益ナルヘシ

十三沿河一帶ノ借主ハ各種ノ工事乃チ碼頭磯岸ノ修築等ハ稅關長ニ届出テ

地方官ノ許可ヲ得テ起工スベシ

十四 凡テ地券ハ轉貸ノ場合ハ借主ノ清商ヨリ該地券ヲ稅領事官ニ呈出シ道台ニ通知シ押印ノ上施行ス

十五 各國官民ノ公園一ヶ處及墳墓一ヶ處ハ清國政府ヨリ適當ノ地ヲ撰定ス其經營費用ハ居留地内ノ外國商人ヨリ釀出支辨ス可シ

十六 凡ソ地方ニ益アル商務ヲ暢興スル等ノ各良法ハ清國政府ノ希望舉行スル所ナリ惟タ此等各良法ハ或ハ領事官或ハ各商人ヨリ道台及稅關長ニ會請スレバ隨時取捨轉達實行ス可シ

又各國商民カ本規則ノ未タ發布前借定ノ各地ニ產業ヲ設立シタルモノハ應サニ此規則ニ遵守ス可ク若シ改ム可キ所アレバ地方官ヨリ領事官ニ照會シテ取捨シ務メテ一律公平ヲ期ス

右明治三十七年十月八日日清兩國委員ノ間ニ協議締定スルモノナリ

(二) 居留民警察規則 (長沙通商租界設立 巡捕總章程)

一 長沙省城ハ業ニ既ニ大憲ヨリ工巡局ヲ設立シテ商民ヲ保衛スル事ヲ經ク

リ居留地界内並ニ沿河一帶ノ巡捕事務ハ宜シク監督ヨリ稅務司ト會商シテ辦理スベシ

二 巡捕衙督捕 (警長)ハ洋員ヲ用ヒ工巡局ヨリ選舉ス若其任ニ堪ヘズ又ハ罪過等ノ事項ハ監督及稅務司ヨリ之ヲ辦理ス

三 地方官ハ應ニ一員ヲ派シテ會審公堂 (裁判)ノ各事ヲ辦理スベシ

四 巡捕差役 (警)若干人ヲ要スルヤハ監督道ヨリ査定シ該差役ハ如何ニ巡察シ如何ナル服裝ヲナシ如何ナル器械ヲ使用スル等ノ事宜及毎月ノ俸給及任免等ハ一切督捕之ヲ辦理ス故ニ巡捕差役ハ一度就任ノ後ハ一切ノ事務ハ悉ク督捕ノ命ニ恪遵シ若又非常ノ事ニ會スレバ其事由ヲ督捕ニ報告スベシ

又該差役ハ左ノ各項ヲ遵守スベシ(イ)各差役ハ均シク巡捕衙門ニ在ツテ寄宿飲食シテ別住別食スルヲ許サズ(ロ)隨意亂走スルヲ許サズ(ハ)賄賂ヲ私受スル事ヲ許サズ(ニ)擅ニ人民ヲ拘留又ハ解放スルヲ許サズ(ホ)物件ヲ強買スルヲ許サズ(ヘ)銀錢ヲ勒索スルヲ許サズ(ト)勢ヲ借リテ人民ヲ威嚇スルヲ許

サズ倘シ商民巡捕ヲ控告セント欲セバ必ず先ヅ其情形ヲ巡捕衙門ニ聲明スベシ督捕ハ之ニ由リテ其事件ヲ調査シ果シテ巡捕ノ不法行爲アラバ督捕ハ律ニ照シテ之ヲ嚴懲ス(チ)凡ソ督捕司事巡捕差役等ハ其事務權限以外ノ事項即チ商業等ニ干渉スルヲ許サズ

五、洋商又ハ洋商ノ使用人又ハ洋行内ニ居留スル人員ヲ拘引スル時ハ必ず督捕ヨリ領事ニ照會シ領事ノ令狀ヲ得テ之ヲ執行シ華商ハ督捕ノ令狀ヲ以テ之ヲ執行ス但シ確實ノ人ヨリ其犯罪ヲ指報スル時ハ令狀ヲ有セザルモ即時ニ之ヲ拿捕シ又巡捕其現行犯ヲ看出シタル時ハ即時之ヲ拿捕スル事ヲ得ベシ之レ其轉折シテ逃亡者ヲ生ズルヲ防グニアリ又些小ノ犯罪ハ居留地取締規則ニ依リテ之ヲ處分ス而シ該犯人若シ保證金ヲ出シテ保釋ヲ希フモノアレバ之ヲ保釋シテ會審ノ時ヲ俟チ罪名確定ノ後之ヲ犯人ニ還付ス犯人若シ會審ヲ俟ズシテ逃亡セバ保釋金ハ之ヲ沒收ス又其保釋金ヲ出スニ當リ若シ之ヲ許スニ不便ナル時ハ其旨ヲ告示スベシ

六、居留地内華人ノ案件ハ會審公堂ノ審判ニ歸シ督捕之ニ參與シ洋商ノ案件

ハ上海會審公堂現行第二款及第三款ニ照シ洋人ノ牽涉スルモノハ必ず領事及領事所派ノ人員ヲシテ出席セシメ領事官之ヲ處分シ領事ノ駐在ナキモノハ會審委員ヨリシ條約國ノ一領事ニ請フテ之ヲ處分ス又外國ノ爲ニ服役シ又ハ洋人ノ延請ニ係ル華人ニ關スル犯罪又ハ訴訟ハ公堂委員ヨリ領事ニ照會シ領事ヨリ之レヲ洋人ニ轉告シテ之ヲ就縛セシメ審問ノ時ハ領事又ハ領事所派ノ人員ヲシテ之ヲ傍聽セシメル事洋人ニ干渉ナキモノハ洋人ヲシテ之ニ干與セシメズ又所得ノ罰金ハ官上ヨリ銀行ニ之ヲ保管シ必要ニ應ジテ監督道稅務司ト商酌シテ之ヲ使用ス

七、各國領事官若シ該國人ヲ拘引又ハ拿捕セントスル時ハ船中タルト陸上タルトヲ問ハズ均シク督捕ニ照會シテ之ガ幫助ヲ請フ事ヲ得拿獲ノ後ハ本章程第五第六條ニ照シテ之ヲ辨理ス督捕ヨリ拿捕又ハ拘引セントスル時モ亦然リ

八、居留地内ノ華洋各商若シ定章ヲ遵守セザルヲ巡捕看出シタル時ハ即時ニ巡捕衙門ニ報シテ之ヲ處分ス

- 九、居留地内若シ火災其他不測ノ災アル時ハ巡捕衙門ハ立處ニ差役ヲ派シテ之ヲ保護スト雖モ當直其他特殊ノ任務ニ從事スルモノハ擅ニ其任務ヲ離ル、事ヲ許サズ
- 十、巡捕衙門ノ執務事項ハ宜シク必ズ之ヲ冊ニ造リ何年何日何國人如何ナル犯罪ヲナシ又ハ原告被告ノ人名及其事項等ヲ詳記シテ以テ益々調査ニ便ニシ以テ地方官又ハ確實ノ正人衙門ニ來リテ閱覽ヲ請フ時ハ之ヲ許ス
- 十一、凡ソ犯人ノ在所及毎日毎時給與スベキ飲食等ハ均シク巡捕衙門ヨリ之ヲ辨シ地方官及確實正人ノ參觀ハ均シク之ヲ許可ス(監視規定)
- 十二、巡捕衙門ノ經費ハ毎月監督道ヨリ稅務司ニ交付シ稅務司ヨリ之ヲ督捕ニ交付シ督捕之ヲ各員ニ分給シ一切ノ會計收支ハ督捕ヨリ之ヲ稅務司ニ報告シ稅務司之ニ署名ノ上監督道ニ送付シ監督道ハ之ヲ將來ニ保存シテ調査ニ便ニス又毎月所得ノ罰金ハ督捕ヨリ監督道ニ送付シ報告スルノ外別ニ之ヲ巡捕衙門ニ揭示シテ公衆ニ觀覽セシム
- 十三、以上總章十二條ハ試辨ニ係ルヲ以テ若シ改訂ヲ要スベキモノアレバ隨

時ニ之ヲ更改スルヲ得ルモノナリ

(三) 居留地取締規則(長沙通商租界華洋商民應遵章程)

- 一、居留地内ニアリテハ華洋何レノ商民タルニ論ナク各種ノ銃器及爆竹等ヲ發放スルヲ許サズ
- 二、來往ノ汽船未ダ碇泊セザルニ端艇及人夫等ノ争フテ船ニ上リ又ハ荷物ノ運搬ヲ許サズ
- 三、凡ソ居留地内ノ船籍ハ大ナルモノハ稅關ニ登録シ小ナルモノハ巡捕衙門ニ届出テ鑑札ヲ受クベシ
- 四、凡ソ居留民ハ華洋人ニ論ナク每家四箱以上ノ石油ヲ藏スル事ヲ許サズ若シ石油商ヲ營ムモノハ巡捕衙門ニ届出認可ヲ得ベシ
- 五、居留地内ノ街衢ニアツテ馬ヲ馳スル事ヲ得ズ
- 六、午前七時ヨリ午後十時ニ至ル間ハ糞尿ヲ運搬スルヲ許サズ
- 七、午前七時ヨリ午後十時ニ至ル間ハ便器ヲ洗フ事ヲ許サズ
- 八、午前七時ヨリ午後十時ニ至ル間ハ糞船ヲ河岸ニ繫留スルヲ許サズ

- 九、街衢及家屋ノ付近ニ隨意大小便スルヲ許サズ
- 十、厠屋便所等ハ街衢ニ向ツテ開ク事ヲ許サズ
- 十一、賭博ヲ禁ズ
- 十二、富籤ノ買賣ヲ禁ズ
- 十三、塵灰穢濁ノ物ヲ道路又ハ河岸家屋附近ニ遺棄スルヲ許サズ
- 十四、華洋商民ハ凡ソ隣家及公衆ニ有害ナル物件又ハ地方ニ危険ナル行爲ヲ行フヲ得ズ若シ之レアル時ハ巡捕衙門ヨリ查明シ二十四時間内ニ之ヲ除去セシム若シ之ニ應ゼザル時ハ巡捕ヨリ之ヲ除去シ本人ヨリ其費用ヲ徴發ス
- 十五、旅館、食舖、烟館等ハ匪徒ヲ藏匿スルヲ許サズ夜間ハ十一時迄ニ必一般ニ門戸ヲ鎖スベシ
- 十六、華洋商人ハ如何ナル事由ヲ以テスルモ巡捕衙門ヨリ受クル所ノ鑑札ヲ所持セズ又ハ居留地内ノ負擔ヲ納付セズシテ各種ノ物件ヲ賣買スルヲ得ズ又旅館、飯舖、戲館、(芝)茶、烟館、質屋等ヲ私開シ又ハ許可ナクシテ酬神演戲等

ヲ行フヲ許サズ

- 十七、道路中ニ菜蔬等ヲ晒ス事ヲ許サズ
- 十八、官吏居留地内ニ來ツテ犯人ヲ拿捕スル時ハ先ヅ令狀ヲ巡捕衙門ニ送付シ督捕署名ノ上巡捕ト協同シテ之ヲ行フ若シ犯人追捕シテ界内ヲ過ルモノハ巡捕衙門與地方官交渉公事章程第四條ニ照シテ必ズシモ巡捕ノ署名ヲ俟ズシテ之ヲ行フ事ヲ得
- 十九、官吏界内ニ來リテ巡察スル時ハ何等ノ人家ニ對スルモ端ヲ籍ツテ訛索スルヲ許サズ
- 二十、居民ハ官道ヲ侵佔シ又ハ街上ニ陰蓬(田)ヲ行フヲ許サズ
- 二十一、凡ソ道路及河岸公用ノ地ニ向ツテ何人ヲ論ゼス貨物又ハ竹木等通行ニ害アルモノヲ堆積スルヲ得ズ若シ之ヲ堆積スル時ハ巡捕ヨリ廿四時間内ニ移轉セシム若シ之ニ應ゼザル時ハ巡捕之ヲ移轉シ其實費ヲ貨主ヨリ辨償セシム
- 二十二、小賣行商ハ擅ニ路傍ニアツテ擁擠シ又ハ路傍ニ貨物ヲ放棄シテ休息

スルヲ許サズ

二十三、凡ソ市場ノ店舗及牛乳屋、洗濯屋等均シク巡捕ノ督監ニ歸シ時々臨檢シテ其清潔ヲ保タシム

二十四、各家ノ養犬ハ均シク木札ヲ狗頸ニ掲クベシ否ラザレバ巡捕之ヲ控留ス又病犬及亂吠其他狂犬無主ノモノハ之ヲ斃殺ス

二十五、道路ニアツテ毀罵歐打スルヲ許サズ

二十六、花烟花賭ヲ私行スルヲ許サズ

二十七、放火ノ人ハ拿獲シテ嚴罰ス

二十八、凡ソ貿易所用ノ車馬ハ須ク巡捕ヨリ鑑札ヲ受クベシ夜間行車ノ時ハ必ズ點燈スベシ

二十九、凡ソ官吏ニアラザルモノハ何人ト雖モ凶器ヲ携フルヲ許サズ若シ外國軍艦又ハ水兵等ノ上陸スルモノハ兵器ヲ帶ビテ上陸スルヲ得ズ

三十、凡ソ牛羊等ヲ宰スルモノハ必ズ巡捕衙門ノ鑑札ヲ受クベシ

三十一、以上所訂ノ各章程ハ誠ニ恐ラクハ未ダ全備スル事能ハズ若又各國商

民別項ノ犯罪ヲ生ジ本章程ニ於テ罪名ヲ定ムル事能ハザルモ其犯罪事項ハ各國ノ法律ニ照シテ寛恕スル能ハザル時ハ巡捕總章第五第六條ニ照シ巡捕衙門ヨリ當該國領事ニ照會シ其本國ノ法律ニ依ツテ之ヲ處分ス

三十二、現定章程ハ試辦ニ屬スルヲ以テ以後若シ改訂ヲ要スルモノアル時ハ隨時之ヲ酌改ス

(四)長沙釐金徵收章程案

一、凡ソ民船ニ積ム所ノ貨物ハ長沙ニ到ルモノ、何處ニ轉運スルニ論ナク厘金ヲ納付セザレバ汽船ニ積込ム能ハズ

二、凡テ下水ノ民船ハ西湖橋ニ停船シテ檢査ヲ受クベク上水ノ民船ハ撈刀河口ニ停船シテ檢査ヲ受クベシ

三、湘潭以上ノ民船ニ積ム所ノ貨物ハ皆ナ湘潭厘金局ニ於テ輸出厘金稅ヲ預收シ西湖橋ニ到リテ再檢査ヲ施シ捺印ノ後通過セシメ再ビ厘金ヲ徵收セズ長沙省城ニ到リテ陸上ゲスル貨物ハ只陸上厘金ノミヲ徵收ス

四、汽船ニ積ム所ノ貨物ハ長沙ヨリ陸上ゲシテ通商埠頭又ハ外人倉庫ニ至ル

モノハ暫時厘金ヲ完納セズ、該貨物ガ一タビ清國人ニ讓與セラレテ、未ダ外人倉庫ヲ出デズ、又々通商埠頭ヲ離レザル以前ニ該外人ノ商店ヨリ貨物ノ斤兩件數ヲ厘金局ニ通知セシメ、該貨物ノ内地ニ入ル時、前後免狀ノ相符合スルヲ見テ厘金ヲ完納セシム、若民棧ニ倉入レシ又ハ商店ニ賣與セラレタルモノハ、普通厘金章程ニ依リテ徵稅ス

五、湘潭インフンタウハ内港ノ區也、故ニ汽船ノ來往ニ積ム所ノ貨物ハ、内港章程ニ依リテ辦理セラレ、均シク長沙汽船會社ニ在リテ厘金稅ヲ完納ス

六、西路(常德方面)輸出ノ貨物、若シ芦林潭ニ於テ汽船ニ積ミ込マル、場合ニハ凡テ輸出厘金稅ヲ完納ス、即チ芦林潭厘金局ヨリ章程ニ照シテ完納セシム、若シ輸入ノ貨物、汽船ヨリ民船ニ積ミ込マル、場合ニハ、子口單ヲ領有スル貨物ヲ除クノ外、其餘ハ各貨均シク内港章程ニ依リテ辦理ス

七、岳州、湘陰、靖港ニ於テ凡テノ民船ヨリ汽船ニ積ミ込マル、貨物ハ均シク芦林潭ト同一ノ章程ニ依リテ辦理ス

八、岳州以上各路民船積ム所ノ貨物ニシテ長沙ニ至ル者ハ、均シク撈刀河口ノ

厘金局ニ在リテ検査シ、完稅シ始メテ上駛ヲ許ス以後湘潭長沙ニ到リテ陸上ゲスルニ論ナク撈刀河ノ厘金稅完納證アル者ハ均シク只ダ陸上厘金稅ノミヲ徵收ス

九、穀米ノ一項ハ稅關規則ニ依リテ辦理セラル、其内地厘金及地方附加稅等ハ均シク汽船ニ積ミ込マレザル以前ニ一律ニ完納ス

第三編 水路及航業

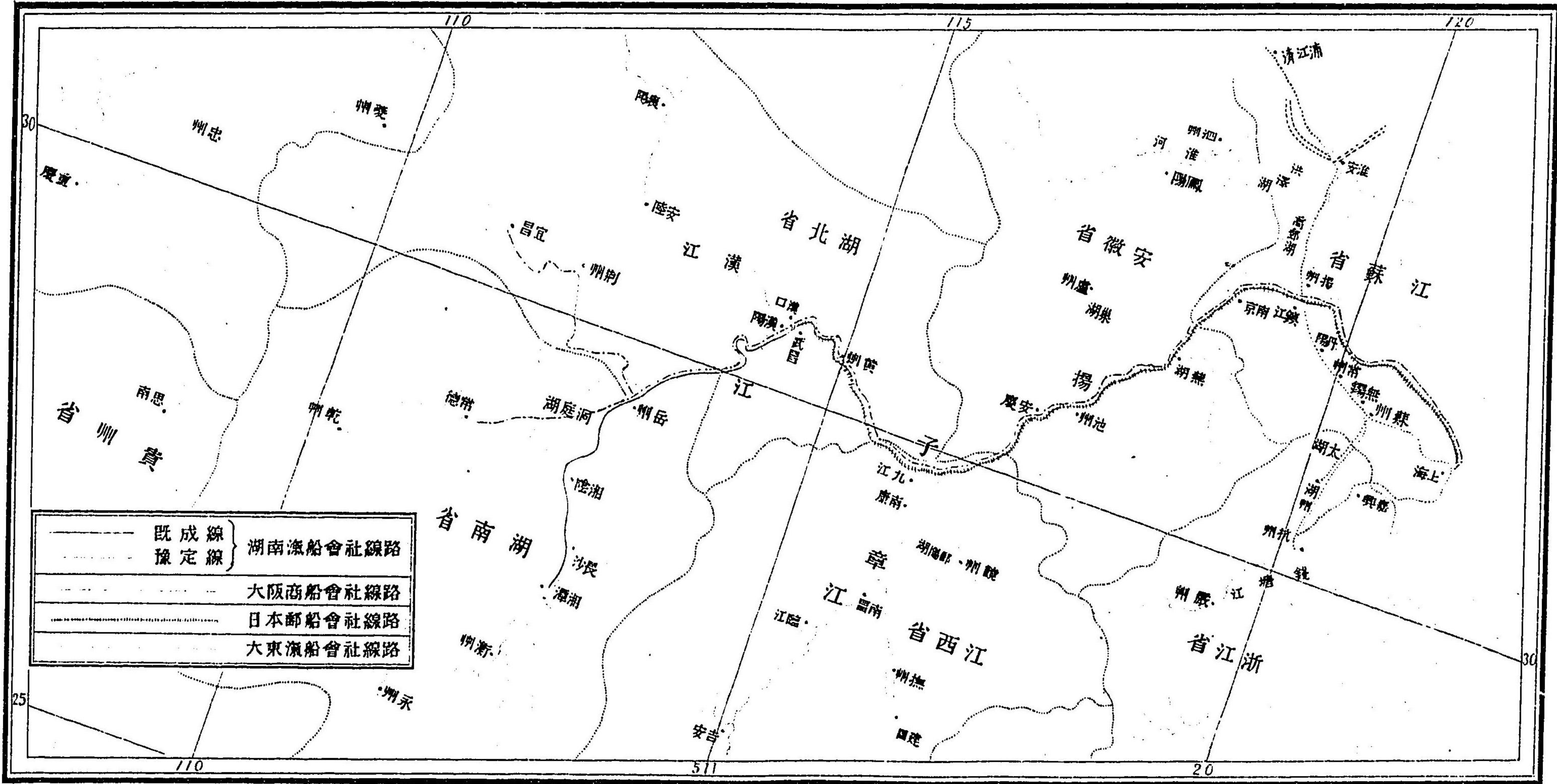
第一章 水路

湖南省の重要水路を分ちて二とす、湘水及沅水これ也、二水共に洞庭に匯して長江に合す、沅水は其水量及延長に於て遙かに湘水に比し巨大なるも、水路の一部狹隘なる淺處あるにより湖水の流船航通近年盛に開けんとするに拘らず、未だ内外流船の航通を見るに至らずしかも其久しからずして湘水と同じく航通の發達を來すべきは疑なきもの、如し、

これ等の水路に關しては明治三十五年七月時の愛宕艦長木村浩吉氏の報告、翌三十六年二月より三月に亘れる愛宕航海長四寇孝輔氏の略測記事、及同年十二月より翌年一月に跨る同航海長の實測圖及記事、水路報道第六十八號にその精細を悉せり、
茲に右諸報告及記事の一斑を抄出して本章を成す、思ふに木村艦長が長沙



揚子江航路圖



を訪はれたるは帝國軍艦の洞庭湖に向ひし初めにして、艦長は海圖なき水路を探り湖上を横ぎらんとして幾多の危険を試み後遂に本艦を岳州に残して短艇に移り、乗組將校と共に省城長沙迄視察せられたるは當時壯快なる事業として尙吾人の記憶に新たなる所なり、爾來四竈大尉は前後二回派せられて水路調査の任務に従ひ、後の一回の如きは渺茫たる嚴冬の風雪に曝露すること五十餘日、未開の内地に未知の水路を尋ねて之を測深製圖し以て能く其目的を達したりとふい、吾人はその水路報告を讀みて氏が卓越なる思慮と堅忍とを以て初めてこれあるを知る、聞く本邦汽船の此水路を開航するや實にこれを以て唯一の指針となせりと、

本章附するに一九〇〇年英國河川砲艦、ウードラック號の洞庭湖巡航紀事を以てす、覽者の彼此參酌せんことを望む、

第一網 岳州より長沙湘潭に至る水路

岳州より長沙に至る (海圖省略)

岳州より長沙
に至る航路
湖は化して一
大平原となる

第一章 水路

八二

岳州より長沙に至る間の航路は洞庭湖及湘水にして航行尤困難なる區域とす、此湖は想像の如くならずして其中に一條の滯筋あり、冬季は湖水枯渇して僅かに該滯筋は一流の河となりて殘存し湖は化して一大平原となる、而して湖の水は岳州を過ぎて流れ長江に合す、湖内滯筋中扁島の南に接する處淺さが如し、其他は湘水口に達する迄冬季にても一尋半乃至四尋なり、然れども三四月の頃より洞庭湖に注ぐ諸河水増水し、洞庭の平野は漸次湖水の靚を呈し來り、洞庭の平原を幾度か屈曲しつゝ流るゝ處の河筋は水面下に没入せられ所在を認むると難く、又水流水色にて識別すると能はざるを以て、航行汽船帆船の尤も困難とする處なり、絶えず此所を往復する者と雖も時々航路を失ひ冬季平野上に攔淺し増水を待ち之を卸すが如き事珍しとせず、六月頃に至れば洞庭湖及湖南地方の諸水は降雨のため増水する時となり、七月八月の頃よりは長江の増水に依り又其水量を増すに至る、即ち此季節には洞庭の平野は平均二三尋の水深あるを以て湖を横過せんとする諸船は容易に其上を航し得べし、但汽船及吃水大なる帆船は夏季と雖も滯即ち河筋を撰むを最も安全とす、

鹿角、磊石山
琴棋灣

此村落は増水
季水中に没す

白魚磯の拱北
塔

土星港

東西水道

鹿角を過ぎて後ち河岸にある著山を磊石山と稱す、二峰相連り川の東岸に立つ、其南西方約三裡に琴棋灣と稱する一村(冬季のみ)あり、二百戸以上の假屋を設け此に糧食及日用品等を販賣す、此村は増水期に至れば水中に没するを以て住民は此所を引揚げ各自の住所(重)に土星港に歸ると云ふ、

琴棋灣の西方約二裡湘水の西岸に一著樹あり、之を目標として河の中流に沿ひ南方に折るれば水深二三尋乃至六尋にして別に隠險なし、之れより上流は大水季に於て尙河の形をなせり何となれば明治三拾四年の如き非常の大水には兩岸の堤上を航過し得たりといふ、兩岸の堤防のみは其頂部を水面上に顯はせばなり、尙上流入湮に白魚磯あり此所に拱北塔と稱する寶塔あり、江幅此附近約五六鏈あるべし、但大水季には此堤防の内方は東西岸とも湖水となり洞庭湖の一部をなす、拱北塔附近中流の深さ五六尋を有す、常德又は長沙の方面より流れ來る筏は此附近にて大筏に作り換ゆるを見る、拱北塔の上流約五裡に土星港(夏季のみ)あり夏季帆船の風待をなす處とす、土星港と其對岸との中央に洲あり、湘水を二岐に分つ、西水道には中央に砂礁ありと雖も水深く殊に西岸に接する所深

きを以て汽船は其西岸に最も近接して此砂礁を避けつゝ航行す、夏季帆船は概ね東水道を通行す、

榮田市

虞公廟

湘水分れて二となり一は常徳に至るを得

蘆林潭

一二尺家屋に浸水すれども尙商賣を止めず

烏龍嘴

土星港を過ぐれば約二裡に榮田市あり戸數約二三百、東水道の中央は大水季は二尋半乃至四尋あれども冬季に至れば概ね干出して僅かに其跡を残すと云ふ、榮田市の南方低地は夏季水中に没す、尙ほ溯ると五裡虞公廟あり赤色小丘上に立つ、對岸の洲は夏季航行するを得べく、冬季は帆船碇泊すといふ、其中流水深約六尋あり、これより上流約四裡に至て湘水分れて二岐となる、一は本流なるも甚だ淺く分れて常徳に至るを得べく、他は岐流なるも深く長沙に至る常航路なり、多少の糧食を得べき蘆林潭なる一村は此處にありて數多の帆船風待をなす、其岸甚深く大水季に七尋を越ゆる所あり、蘆林潭は戸數二三百戸あれども皆假屋にして増水して一二尺家屋に浸水するも尙商賣を止めず、其以上に及べば皆本住所なる湘陰に歸ると云ふ、此處湘水上下の汽船寄港して常徳其他の地方へ船客貨物の揚卸をなす、蘆林潭より烏龍嘴に至る間水深三尋半乃至五尋四分三ありて兩岸共平低なれども右岸には樹木點在す、蘆林潭の上流八裡に一寶塔ある

湘陰縣

洞庭伏波の二字あり扁担夾

毫河口の淺堆

灣深口

樟樹港

青泥望唐

小丘あり其寶塔の南方半裡河流あり、其南岸なる小村落を烏龍嘴と云ふ、數多の磚窰あり粗造陶器及瓦等を製造す、湘陰港は烏龍嘴の上流約二裡半にありて稍繁華なり上下汽船常に寄港す、又河岸に洞庭伏波の二字あり、河岸に一小塔あり又内方に一寶塔あり、之れより上流約一裡半扁担夾あり、戸數約一百何れも粗造の茅屋也、其中流平均二尋半扁担夾の少しく上流の對岸に平低なる地あり、大水季には湖水と化す、又上流一裡半にして一支流あり、淺くして冬季全く枯渇す、夏季は小帆船通行す、湘陰の上流約九裡の地は本支流の合する處にして毫河口と云ふ、是迄は湘江の東岸に接して上るときは約三尋の深さあり、此邊一帶に淺くして航海困難なる所とす、俗に之を毫河の淺堆と云ふ、

毫河口の上流約二裡半に灣深口あり、此に一廟宇を立つ、其廟宇に沿ふて流るゝ支流は扁担夾の上流一裡半の所に會すべし、灣河を過ぐれば水深七尋乃至五尋あり、上流二裡を隔てゝ一村あり、樟樹港と云ふ、顯著なる白色家屋あり、之れより上流東岸深く約五尋あり、尙ほ溯ると約三裡の對岸に青泥望唐なる一村あり、此に百餘の粗造なる民屋を認む、樟樹港と青泥望唐間は江幅約四鏈あれども、兩岸

より互に突出する砂堆のため航路狹隘にして、殊に青泥壘唐寄は二尋半の處あり、此處を過ぐれば水深六七尋に及ぶ、然れども再び減じて屈曲する處に至れば僅に三尋乃至四尋となる、東岸屈曲點に一廟宇あり、此の所を以て東岸砂堆の終る所とす、尙ほ一湮を距て、廟あり顯著なり、此附近の河岸は石堤を築き崩壊を防げり、廟宇の上流五湮に銅關と稱する處あり、丘陵上に多くの磚窰あり、瓦及粗造の陶器を製造す、又其對岸には靖港市あり、稍繁華にして米の輸出多額にして汽船の立寄港なり、此所に小川あり八九十隻の民船寄泊するを認む、靖港の上流中央に洲あり、其西水道は水深二尋半に過ぎざる處あり、洲を超ゆれば西岸に新康市あり、附近水深約三尋中央より東岸寄の方淺し、靖港の上流約十湮に丁字灣と稱する一村あり、高峰其後に連るを以て一見之を區別し得べし、又丁字灣の東方に著山あり、花崗石を出すこと夥し、此花崗石は性質善良にして建築材として長江一帶の各地方に輸出せらる、丁字灣の人家百に満たざるが如し、丁字灣の附近水深六尋の所あり、底質は砂石なり、其對岸に白沙洲あり、丁字灣の上流約二湮に香羅洲あり、此洲の東方は可航水道にして二尋半に過ぎざる處あり、香羅洲を

銅關
五及陶器を出
す

靖港

新康

丁字灣

白沙洲

香羅洲

三叉磯洞庭宮

長沙より湘潭
に至る航路水陸洲一名牛
頭洲

過ぐれば水深稍増して三四尋に至る、東岸に右牛石あり、現時水面上に現出すること約四尺に及べり、右牛石より約四五湮の上流に下泥磯港と稱する一村あり、之れより上流中央は水深三尋乃至四尋あり、西岸平地にして東岸には丘陵あり、下泥磯の上流の西岸に三叉磯と云ふ一村あり、三叉磯には人家少く洞庭宮と稱する一廟宇あり、江の中央二尋半冬季に於て難所の一とす、此の所を上げば遙に長沙府を眺望するを得べし、

長沙より湘潭に至るの間芭蕉灘及泥鉄灘の二淺灘あり、最低水に於て三呎以内
に減じ舟行の難を極め、昭山の麓に存する黄土潭も亦狹隘なる水道となる、長沙
湘潭間の水路に於て二呎の吃水を有する船舟が航海困難を感ずるは陰曆十一
月十二月及正月の三箇月に渡るべし、但降雨の多少春雨の到來遅速により固よ
り一定せず、

左岸 長沙城壁の對岸江の中央に横はるものを水陸洲と曰ふ、此砂洲は其上流
に於て牛頭洲と連り全長通じて二湮半なり、此砂洲の周圍にある砂堆中、西側は
冬季最低水に於て江の左岸に至る迄全部干出し、東側は右岸に接して約二鏈の

幅に水路を殘すの外は總て干出堆となる、又牛頭洲の上端より南即ち江の中央に向ひ八鏈の間砂堆干出す、

洪山の對岸より上流は距岸四分三鏈の幅に江底干出し、筵家河の前面に於ては其幅増加して一鏈半に及ぶも之より俄かに其幅を減じ寶子嶺の對面に於ては距岸約半鏈となり平塘の上流約一哩トシカンに至て起馬洲に接續す

平塘の上流に小溪あり、此前面に當り岸に接する二暗岩と距岸一鏈に存する二箇の干出岩あり、此干出の高一は三呎にして一は一呎なり、又其より上流三鏈の處岸上に白廟、古祠、小白色廟あり、其前面の江中には最高干出八呎岩を最大とし距岸一鏈の沖合に至るまで數多の石頭散在す、

起馬洲は白廟古祠の少しく上流より干出し始め江の中央に横はるものなり、其北端に近く單樹あり増水季洲の隱没したるときと雖其位置を認識し得べき目標たり、洲の西側は觀音港附近冬季干出して水路を通ぜずと雖東岸は地質砂なるに拘はらず陡界にして北端の單樹より殆ど一哩間は洲に接續するを宜しとす、觀音港附近に至て俄に其高を減じ端唐前面に至るときは距岸僅に三分二

起馬洲

鏈まで干出するに過ぎず、

右岸 長沙湖南碼頭附近は岸に接するまで水深く、其南方四鏈にある壽佛宮の處より其上流九鏈に存する溪口まで岸に接して江底少しく干出す、此附近底質砂或は砂利なり、之より距離六鏈の間は陡界にして洪山赤崖前面の如きは距崖半鏈にして冬季と雖二尋より深き水深あり、而して此赤崖終る處より猴子石に至るまで一¹/₂哩の間距岸四分一鏈乃至一鏈の幅を以て冬季干出す、其下半は礫子堆にして上半は砂底なり、猴子石は突角にある奇形の石頭にして上流より遠く認識し得べし、其上流に接して赤崖あり、其南端の江に瀕する處岩坡にして距岸五十碼以内に接近すべからず、

猴子石

之より上流は岸に沿ふて一帯の干出砂堆にして寶子嶺の前面に於て距岸一鏈半干出し、平塘上流白廟古祠の對面に於ては三鏈の沖合まで干出す、是より漸次其幅を減し新舖子に至て僅に半鏈の幅となる、其上流は礫子堆に變して芭蕉灘の上端に達するまでは一鏈乃至半鏈の幅あり、而して尙ほ平均半鏈の幅を以て江岸に平行干出す、

芭蕉灘

芭蕉灘 芭蕉灘は長沙の上流七湮半にあり、年々十一月より正月に至る三箇月間は水深三呎内外に過ぎず、航行船舶をして大に困難を感せしむ、灘の存する處江幅四鏈あるも、冬季は左岸より擴延する砂堆は殆ど江幅の三分の二を干出し、又右岸よりも半鏈の間礫子堆干出するが故に、其中間に水路として存する水面の幅は、僅に四分三鏈を超えず、水流も亦之が爲め増し三節以上の速度あり、此灘は礫子底なるが故に、淺處の位置は年々一定不變にして、其全長半湮、上端は東窰港、溪口の下流約四鏈砂底より砂利底に變ずる處に始まり、水深最も少なく、冬季三呎を欠に至る、材木置場を過ぐれば、一時水深四呎餘となるも、又減して著樹前面に於て再び三呎となる、此著樹は殆ど其下端の目標として差支なく、之を過ぐれば再び砂底に變し、水深俄に入呎を有すべし、冬季汽船に對する此航路の困難は、吃水小なるを要するは無論として、往復の民船多くは此處に至て操縦の自由を失ひ、或は他船を避くるの暇なく、互に衝突する等甚しき混雜を來すを以て、假令三呎の水深ある、水路の幅は四分三鏈ありとするも、其半部以上は障害ある區域として豫期せざる可からず、寧ろ満足なる航行をなすは僥倖と見て可なら

泥鯨灘

黄土潭

んが、但民船は日没後斯かる難處を駛行するものなし、
端唐湖潭間 東窰港より包爺廟に至る間は右岸に接して水深あり、包爺廟地方にてはバラケイシヤヲと發音すは江岸にある廟宇にして上流下流より遠く望見するを得べし、包爺廟より上流約七鏈半間は冬季航行極めて困難なる區域にして、水勢疾く水路曲折して狹隘に江底礫子にして最淺處三呎に過ぎず、航行の困難なるは寧ろ芭蕉灘に優る、之を泥鯨灘と曰ふ、

泥鯨灘の上流昭山チヤウサンに至る間は右岸より半鏈以上干出する處なし、與馬洲は端唐より始まり昭山に至て終る中洲にして冬季干出の全長約二湮半あり、而して洲の西側には冬季尙ほ江水涸渴せずと雖、西側の水域には駛行する隻影を認めざるより考ふるときは水深極めて淺きものならんか、其東側に存する水面は即ち本流にして水深亦大なり、

與馬洲の上端より干出する淺堆は礫子にして冬季干出七呎に及び、暮云司と昭山の間、於ては右岸との距離僅に八十碼に過ぎず、其間を黄土潭と稱し、底質硬坭にして水深一樣ならずと雖、最減水季八呎を降るものなし、水流二節以上なり

昭山古寺周の
昭王巡遊の處

黄土潭より易家灣に至る間右岸は山秀て水深く最深九尋あるを測得ず、此處江底多岩なる事疑なし、而して對岸より冬季は江の中央まで干出する砂堆延伸す、此砂堆は易家灣を過るの後漸次其幅を減じ、鶴子岩に至て終るものなり、昭山の頂上に昭山古寺あり、周の昭王巡遊して此處に至り崩御せられし處と云ひ傳ふ、上流及下流よりの好目標たり。

昭山に連なる丘陵は易家灣に至て終るものにして、易家灣より上流二湮にある右岸突角までは冬季干出する泥堆、砂堆及礫子堆、江岸に相連なるあり、易家灣は戸數三百に近く、磚瓦の製造極めて隆盛にして、窰の數約二十に及ぶ、其前面に於ける冬季の干出泥堆は陡岸にして堆縁に接して尙ほ二尋より多き水深あり、而して磚窰を過ぐれば砂堆に變じ、突角に至て終る、易家灣より鶴子岩に至るの水域は江底泥土にして、錨抓極めて善良なり、水流亦甚緩慢なるが故に錨場として撰定することを得べし。

鶴子岩

鶴子岩は昭山の上流一湮半左岸崖角上にある小街にして、戸數二三十僅に民船の夜泊地たるに過ぎず。

湘潭以上の水
路

夏季吃水三呎
なれば四呎三
十清里上流の
衡州迄溯航す
るを得べし

鶴子岩の上流左岸約一湮間は丘陵江に濱し岸に接して深水あり、然れども其上端なる赤崖の前面は多岩散布するを以て距離一鏈以内に近寄る可らず、此等の岩頭は増水季に至れば總て水面下に没するものにして、其最高ものは冬季最減水季に於て干出七呎に達す、此多岩なる赤崖に近く廟宇あり、羅氏宗廟と云ふ、同廟宇前面より上流湘潭に至る間は左岸に沿ふて砂堆干出するを以て能く水路を暗するものにあらざる限りは夏季左岸二鏈以内に接航すべからず。

右岸は易家灣の上流約二湮より高崖、江岸に聳ち延長一湮半に及びて漸く江岸を離る、其丘陵上に寶塔あり、湘潭附近より遠く認識し得る好目標なり、文昌閣に對する處より上流左岸に平行する礫子堆あり、冬季干出す、其幅半鏈内外なり、湘潭の上流 湘潭より上流の水域は未だ汽船の航行するものなく、又此に航路を開かんことを企つるものなし、然れども湘潭の上流九十清里なる礫口市に至るまでは三呎以下の吃水船は冬季尙ほ溯航し得べく、夏季増水の候には四百三十清里上流なる衡州まで溯ることを得べしと云ふ、但衡州に至る間には二險處あり、三門灘及昭陵灘と曰ふ、前灘は冬季の水深二呎より少く、後灘は四呎を下

たることなしと雖險岩横はり水路の幅冬季三丈餘夏尙ほ十餘丈に過ぎざるべしと云ふ、

湘潭より馬家河に至る間左岸に一市街あり、易俗河市と曰ふ、米穀の産地にして市街亦稍見るべきものあり、民船の此處に泊するもの約二三十艘、

湘潭以上の水先人

馬家河は湘潭を距る十一裡(四十清里と稱す)江の左岸にあるものは石灰焼場多く之を窰と稱し、米穀の産地を以て名ある馬家河市は實は對岸に存する市街なり、冬季は左側一面干出堆となり河水は僅に右岸側に残るのみ、

湘潭上流の水先人 湘潭に水師營官陳文欽氏あり、此人に談ずれば部下砲船々長をして水先をなさしむることを得べし、同氏の談によれば、先年英人の汽艇にて溯航したるときは同氏自ら其水先をなし礮口市に至れりと云ふ、

航路概説

思ふに洞庭湖並に湘水の流域たる夏季大水季には江水氾濫して江岸を没し、如何なる吃水の船舶と雖も航過し得べき水深を有するに反し、冬季減水季に及んでは所々江底を干出し、江幅を狭め吃水僅に二呎に充たざる小舟と雖も深さを

増水季減水季の差

水標設置の必要

測り路を探て非常の困難を排し、漸く徐航し得るに至る、而て各地の淺灘は概ね硬質の粘土底にして、水量の増減に因て揚子江岸の如く江底の大變遷を見ることなきが如し、故に一旦江底の状態を精測し得ば比較的長年月の間之に據て航行し得べし、然りと雖も減水期に於ける航行の能否は主として水量の多寡に因るを以て、例令精測の圖ありと雖も絶へず水量の増減を知り得べき機關なくんば到底安全なる良好の航行を期し難かるべし、現今該水域には只其機關として存するもの城陵磯に於ける税關の水標及長沙に於ける湖南汽船會社の測定に係る水標の二あるのみ、而も後者は未だ公衆の用をなすものにあらざるなり、又前者は揚子江本流の水量に左右せられ窰も湘水の水量を表示することなし、又芦林潭に於ては沅水資水の吐口を擁するが故に之より下流は其水量の影響を蒙むること大なるべく、必ずしも長沙の水標と消長せざるべし、後來は同地方に於て水標を設置するの必要あらん、最後に湘潭は長沙の上流なるを以て別に水標を設けざるべからざるは論なきなり、要するに各地水量の關係は甚だ分明し難しとす

水、水季中の増

第一章 水路

湘漢間鐵政局の曳船

湖南汽船の最
初航及終航

又汽船問屋並に水先人により聞く所によれば、毎年多少の差異ありと雖も十月より翌年二月に至るを低水季とし、吃水大なるものは四ヶ月小なる者は大抵二ヶ月運航を休止するも、往々低水期に於て降雨等の爲め一時多量の増水ありて休航中再び航海をなし得ることありと云ふ、

湘潭漢口間に石炭を運搬する民船は煤炭船と稱し、大小數種あり、吃水三尺乃至八尺全長三十尺乃至六十尺幅十尺より十四五尺何れも舳艫尖銳式にして吃水小ならざるを以て冬季減水季間は自然運搬量微々たるものにして増水季に至て初めて汽船の曳航を初めらる、現今漢陽製鐵所に屬する汽艇三隻炭船牽曳用に供せらる津通、津利及臨祥之なり、前二者は吃水五尺五寸にして上航六隻下航八隻を曳航し、臨祥は四尺五寸の吃水にして上航四隻下航六隻を牽曳すと云ふ、但し炭船を曳くには之を一行に繋かず二隻づゝ對艇として三列或は四列に連繋す、三月十三日岳州附近に於て炭船五隻を曳行し下航し來る津通に遭ふ而して此五炭船中の二隻は大形の「カゴボート」にして吃水六尺なるを實見せり、本航路に於ける湖南汽船會社の船舶は昨年三月十日を初航とし十一月三十日

を閉航とし、又本年は二月二十八日漢口發初航船は無事湘潭迄溯航し其水量は已に航行に十分なりしと云ふ、

第二綱 常德水路

常德水路即ち沅水(海圖省略)

甲乙二水路

臨澧口より常德に至るに甲乙二水路あり、甲は南湖洲、沅江を経て白砂塘に出て常德に至るもの、乙は塞梓廟より蚌市を経て洞庭に出て湖を横ぎりて白砂塘に至り甲の航路に合するもの是なり、甲路は支那人間に常用する航路なれども最減水季に至れば一呎まで減する王口灘、馬王灘の二淺處あり、乙路は甲に比して尙ほ一呎の水量多きを以て冬季民船の吃水稍大なるものは止むを得ず通過せざるを得ざるの水路なり、

臨澧口より塞梓廟に至る

臨澧口より塞梓廟に至る 臨澧口は臨澧口、陵吉口、或より塞梓廟に至る四漕の間は其形狀運河に異ならず、特に西岸の堤防は全く人工を以て成れるものにして河幅平均五十碼岸高は冬季水面上三丈を下らず、水流は冬季に於て三節あり故に

上航船は概ね臨泚口に於て舟子を増し塞梓廟に達して之を解備するを常とす、臨泚口より上流約二湮半に九十度の屈折をなす所あり、然かも一度右に折れて又直ちに左折せざる可からざる處にして百呎以上の長さの船舶に對しては冬季に於て極めて困難なる地點たるを免れず、若し他船舟の障害となるものなきにもせよ舵のみを使用して此流勢に逆らひ回頭を全ふし得るは或は不充分なるべく、寧ろ兩舷機を適宜に加減使用せざる可からざるに至るものならん、但増水季に於ては河幅幾分か増加すべきにより冬季に比して幾分の困難を減ずるものと思考せらる。

此屈折點を除ては他に航海上困難を感ずる處なし、其水深は中央を通過すれば最減水季に於ても尙ほ十七呎より多くして障害なし、底質概ね堅粘土なり、此間の水路は狹隘にして流勢強く三六九の目一箇月中九日間ほ筏の下航日と定め如何なる船舟と雖筏に對して航路を譲らざるを得ず、若し下航し來る筏に衝突せらるゝ等の災禍に罹るも此三六九の日に於ては彼に對し何等の苦情を申し込み能はざる約束あり。

筏の下航日

塞梓廟に到れば北に向て支流あり、此支流は蚌市に至て湖水に入るものにして常徳に通ずる乙航路の分岐點なりとす、水流方向冬季は北より南に向て流れ洞庭の水は總て此河口に於て來り會す。

南湖洲

塞梓廟より南湖洲に至る 塞梓廟より上流南湖洲に至る間は河幅増加して百乃至二百碼となり水流亦甚強からず、冬季の流勢僅に一節以内なるを常とす、水深は岸に接航したるに關せず最淺尙ほ三四呎を下たるものなく中央を航するに於ては尙ほ多量の水深を有すること疑なし、白馬市は塞梓廟の上流一湮にある小市街にして生糧品等は僅に之を求め得べきに過ぎず。

關公塘

關公塘 は白馬市の上流三湮の右岸にある民船の假泊地たり、此小村落を過ぐれば其上流一湮に於て水路二岐に分る、一は南に向ひ將軍廟に於て南湖洲より來る支路と合し、喬口に通ずるものなり、喬口の部を参照すべし

此岐路の上流一湮に姑嫂樹と稱する小村落あり、此處に雙腕の著樹ありて遠く望見し得べし、姑嫂樹の上流一湮に至て再び二岐に分る、其大なるものは常徳航路にあらずして將軍廟牌口を経て喬口に出づるものにして冬季は水涸れて

甘河口常徳府
水路との關
係

通せず、而して他の一路は即ち常徳に至るべき本水路とす、
南湖洲より甘河口に至る

常徳府は省内二大市場の一たるに拘はらず、其水路の未だ何等の國民間にも汽船航運業を開始せられざる原因は全く水路航行の困難に基因せるものにして、今は只民船の専有に歸するの状況なり、其原因たるべきもの冬季に於て二三の淺處を生ずると一は南湖洲より甘河口に至る間の水路航行の極めて困難なるによるを信ずるなり、此間は水路狭く且つ灣口曲折し水量の増減に依ても河幅を増減することなく、最初より僅に民船の通過に適するの目的を以て開鑿せられたる運河に過ぎず、其最も狭き處南湖洲の上流一湮間は河幅僅に二十乃至三十碼とし、民船と雖も稍大なるものは僅に二隻の反航を許すに過ぎざるべし、而して斯る狭路こそ彎曲極まりなき部分にして船の全長百呎あるものは航行困難なること固より疑なし、但前年獨逸船「フォルワイルツ」及英艦「スナイプ」は最大増水季に於て此水路を通過し得たりと云ふを以て見れば固より、絶對的航行し能はざるものにあらざるは實驗の證する所なり、今曳船の航行に就て考ふる

に曳船たる汽船は進退自由を得んが爲め七八十呎を超過せざるものとし、曳かるゝものも亦同長を有するものとせんか、總數三隻より成れる一列は最大極限と見て可なるものゝ如し、之れ南湖洲上流一湮に存する屈曲點の如き古樹港、北湖塞、屈曲の如き何れも曳船に對し最も困難を感ぜしむべき地點にして、殊に他民に遭遇するに當ては寧ろ不可航と斷定するに差支なきものなればなり、北湖塞を過ぐれば河幅漸く廣く最狭處と雖五六十碼を下だらず、加之屈曲少なく航行又容易なり

大林港

大林港は南湖洲を距る四湮半江の左岸にあり、民船の泊地にして砲船此に常泊し夜泊の民船を保護す、市街と稱するに足らざる小村落なれども多少の生糧品を得ること困難ならず、

大林港を距る半湮より上流は冬季の難處にして王口灘と稱するもの是なり、全長四分三湮にして其間淺水を生ずること二箇處、一は灘の下端にして左岸より擴延する砂堆のため、水路僅に右岸に接して十五碼を越ざる間に残り最減水季に於て一呎内外となるものにして、一月航過の際は一呎半ありし一隻の民船

甘河口より沅江縣に至る

漸く航過し得るのみ、而して此處一呎半の淺處は其長僅に二三十碼に過ぎず之を過ぐれば水深一時二呎餘となるも尙ほ四分一鏈を過ぐれば再び左岸より干出堆擴延し水路を狭む、此干出堆は全長半湮に亘り中央部最も廣くして對岸を距る僅に二十碼まで干出す、又右岸には左岸干出堆の中央より上流に始まり殆ど河幅の二分の一を占め、其全長半湮即ち甘河口に達する干出堆あり、該兩岸より干出する砂堆間水深最も淺く二呎より減ずること殆ど半湮に亘り、最淺處は右岸堆の南端に接し水路の左側よりして右側に移る處に存し其水深僅に一呎内外あるのみ、此淺水を過ぐれば甘河口に出づるまで左岸に接航するを要す、甘河口は此運河と資水との會合點にして其河口は兩岸角より淺堆突出し中間に於て僅に一呎三吋の水深ありしのみ其幅亦十碼を起えず底質砂泥なり、甘河口を出づるの後は江幅廣くして吃水の許す限りは長二百呎未滿の船舶に對して先づ航行し得べきものと言はざるを得ず、甘河口より沅江縣に至る

河口より西すれば益陽縣に至るべき水路にして又北に向ふものは即ち沅江縣

冬季干出堆

に至るべきものなり、

冬季干出堆 甘河口對岸瓦四磯の西端に始まる、干出堆は最減水季に於て江幅の中央以上に擴延する細砂堆にして石氏家廟前面に至り俄に其幅を減じ一時陡界となるも、之より再び江中に延伸し右岸に沿へる柳樹林より一鏈の沖合まで干出し樹林上端に至て岸に接し消滅す、

左岸 甘河口より上流二鏈間は左岸に沿ふて冬季干出する淺堆なり、此干出堆の上端は江岸堤防にある著樹に至て盡くるものにして著樹より菘湖口に至るまでは左岸總て陡界なり、

菘湖口

菘湖口 (齊湖口とも書す)に支流あり増水季に於て吠口、蚌市を経て臨泚口に通ずる水路にして此河口北角より南西に向ひ冬季四分三鏈擴延する泥堆あり、最減水季に於て七八呎水面上に顯はる、

菘湖口河口の上流三鏈までは陡岸なれども之より上流左岸は冬季全く干出し魯公口一名育公口に至て漸く減却するものなり、其幅最も廣き部分に於て三鏈以上に亘る、

馬王灘

馬王灘（右岸沅湖口より上流二哩半の間は冬季の淺水にして最低水にては一呎とし底質砂にして淺洲所在常に一定せず故に最減水の際に於て此灘を通行せんとするものは唯其水勢と水面の模様とを觀察して航路を判斷せざる可からず灘上の水流最も急なる處と雖三節に過ぐるることなし。

育江口より上流の干出堆は育江口對面（右岸）に始まり對岸（左岸）を距る一鏈の處に沿ふて一哩の間平行す此洲の上端より半哩間は兩岸陡界なるも之より右岸に沿ふて再び砂堆干出し大潭口の下流約一哩の處に盡く。

之より上流右岸は陡界にして左岸より淺堆干出し大潭口の對面に至り一時盡くと雖圖上旗竿の處より再び干出を始め其上流七鏈に至れば右岸より擴延する淺堆との間に冬季の淺水狹路を残し瓦窰塘の東端に於て盡く。

瓦窰塘

瓦窰塘の對岸より擴延する淺堆は最大幅一鏈半に及ぶものあり其外端なる干出五呎部は砂泥にして容易に其位置を變ずべき性質のものに非らず。

瓦窰塘の上流一哩に存する左岸突角には小干出堆あるも其長僅に三鏈最大幅亦半鏈に過ぎず此對岸は全く陡岸にして最低水と雖距離十碼に沿航するとき

凌雲塔

は六呎より多き深水あり。

此突角より上流凌雲塔に至るまでは深水左岸に接して存し右岸側は土地平低にして江の中央より右岸までは冬季尙ほ干出する淺堆なしと雖水深の極めて少なることは疑なし此淺處は凌雲塔の對面に至りて遂に水面上に干出し水路の幅を一鏈弱に減縮す。

凌雲塔より沅江縣に至る間は兩岸稍高く江幅一鏈強にして淺堆の干出するものあるを認めず。

沅江縣

沅江縣 沅江縣は資水の右岸にある市街にして江岸に沿ひ其長約一哩に亘るも街衢至て小さく江岸に沿へる二條の主街と之に直交する二、三の道路の稍見るべきものあるのみ商賈亦甚大なるものなし河街に知縣衙門沅江營及厘金局等の官廟あり街上商賈中最も多く見る所のは麻商及魚商なり而して麻は此附近より産出するものにして麻問屋に於て販賣せらるゝものは何れも麻苧のみ一も麻布として出來上りたるものなし。

錨地 中流と右岸との間は水深くして冬季と雖距岸四分一鏈なれば三尋より

深し而して左岸側は概して水深少にして水流も右岸側より微弱なれども通行舟筏少なき故に錨地として中央より左岸に近く適當の水深を測りて投錨するを可とす底質泥にして錨抓よし、

生糧品 豚肉、魚肉、鶏及卵は多量に求め得べく殊に鶏卵は廉價なり、野菜亦求め得べしと雖甚多量なるを得ず、

交通 舟楫の便あるが故に陸路は殆ど之を用ふるものなしと云ふも可なり、冬季水涸るゝのときは長沙省城に至るに殆ど一週日乃至十日を要すべく、常德に至る亦一週日を要すべし但風の順逆によりては固より差異あるべきなり、
河流 冬季に於て沅江縣前面の流勢は殆ど皆無と云ふが如き有様にして靜水に異ならず、

沅江縣より新
堤口に至る

沅江より新堤口に至る

沅江を過ぎ約一哩にして北岸に開通する支流あり、之れ常德に至る航路なり、其本流の觀を有するものは連珠湖に於て連珠湖に合するものなり、
此分岐點に一燈竿、單屋及二著樹あり七星樹と稱す湖水より遠く望むことを得

七星樹

べし、

七星樹より新堤口に至る間の水路は恰も運河の如き觀を呈し淺堆等の存するものなし、故に水路の中央を航すれば最深水を得べし、

七星樹より此支流に入れば河は直ちに西に折れ殆ど半哩にして西岸丘陵に達し、之より再び北に折れ低丘に沿ふこと一哩餘にして丘陵は此處に水路より離れて西北方に走るも、河は尙ほ北方に向て遂に新堤口を通して洞庭湖に入るものなり

新堤口

新堤口 は近年開鑿したる新水路にして其幅僅に五六十碼を超えず、冬季は湖水より流出する水流此河に於て半節乃至一節あり、

新堤口には冬季數軒の茅屋あり、砲船此處に一隻常泊するを以て民船の夜泊地たり湖口に一旗竿あり、救生局の旗旒を翻へす、

増水季に至れば此附近總て水面下に隠没して只旗竿の存するあるのみ、固より茅屋等のあることなし、

新堤口より白
砂塘に至る

新堤口より白砂塘に至る

白砂塘より羊角腦に至る

新挖口を過れば純然たる湖水にして低水季に於ては常に水色清澄なり、底質粘土或は細砂を混したる粘土にして如何なる處と雖、錨抓良好なるも概ね水淺く白砂塘に至るの間は三呎乃至六七呎に過ぎず、故に平穩なる天氣にあらざるよりは湖内に錨泊するを得ず(普通民船の航路は新挖口を出つれば北西へ北に向て三哩進み白砂塘の赤崖竿あり)を西₁/₂南に見るに到らば之に向て進航すれば最低水季に於ては二呎半より多き水深を得べし、斯くて白砂塘赤崖に近き會舖(層埠)突角を南₁/₂西₁/₂西に見は左に折れ層舖に向ふべし、
白砂塘より角腦に至る、
白砂塘より羊角腦に至る間は丘陵西側に連亘して湖水其間に介在す水深くして甚靜かなり、冬季三箇月(清曆十、十一、十二)間は數多の柵を設けて鯉魚を捕ふ、鯉魚は此地方に於ては年魚と稱し新年には必ず之を用ふるが故に需用甚大なり、
○白砂塘は甲乙兩水路の會合點なり、
白砂塘を西方三鏈に離なして層舖に向ひ層舖突角を東方一鏈に見て南₁/₂西に向ひ二哩半を進めば竹雞塘に到るべし、竹雞塘には著樹及家屋數軒あり、此突角

茶館

羊角腦

を近く繞りて針路を南西₁/₂西に改め同突角を艦尾に保ちつゝ、二哩進めば茶館あり、茶館には年々茶の輸出季に至れば臨時厘金局を設置し通行船舶に對し厘金税を課す、
茶館より羊角腦を過ぎ太平口に到るまでは航行最も困難なる地區たるを免れず、之れ此水路附近には卑低なる粘土堆多數散在して其間に存する水路を航行するの必要あればなり、冬季水低き時は却て諸堆の頂部水面上に干出するを以て航行比較的容易なりと雖、一旦増水して是等の諸堆を隱没するに至らば水路を熟知するにあらざるよりは到底航行し能はずと云ふて可ならんか、
羊角腦には人家約二三十あり、兵船二隻此處に常泊して民船の夜泊するものを警戒護衛す、
羊角腦に近く丘上に二著樹あり最も顯著にして遠く識別し得べし、又同著樹の南西₁/₂西一哩三鏈に單樹あり著明にして艦位を定むる爲に好目標として撰擇するを得べし、
羊角腦より西すること三哩餘再び河流の形狀ある處に入るべし、而して之より

太平口

河幅殆ど一鏈にして其方向東南東西北西より偏西して又西北西となる、此處に二岐に分れ北に向ふものは太平口と稱するものにして本水路に出づる爲め開鑿したる水路なり、其幅僅に三十碼に過ぎず水流二節を越ゆ、

太平口 を出づれば左岸堤防高く増水季と雖容易に没水することなし、

太平口より十數哩を経て沅水に出づる處接港口迄は純然たる運河の形狀を具へ兩岸に築かれたる堤防は水面上二十呎乃至三十呎堤防の内方は悉く水田或は畑地にして土地豊饒なり、水路は水甚深く其中流を航するときは冬季と雖も十呎より淺き水深を見ること稀にして又河幅狭き處と雖尙ほ八十碼を下だらず平均一鏈なり、

掉尾

掉尾 太平口を距る殆ど二哩の上流左岸にあり、人家三四十の小村落にして兵船一隻此處に常泊す、

遊巡塘

遊巡塘 掉尾の上流一哩の左岸堤防上にある村落にして部落の延長殆ど一哩に渡り、戸數二百餘あるも特に商賈と稱すべきものなく、多くは農民及漁民なるが如し、

岩羊湖

遊巡塘の對面に二岐の水口あり一は南西方に一は南東方に通ず、

遊巡塘より岩羊湖に至る間は十八河と稱する處にして水路十八ありと稱す、其何れを取るも岩羊湖に出づるを得べしと雖通常民船の通航するものは海圖上水深を記入せるものに限る、之れ此水路には右岸に一の岐路なきが故に水路を誤るの患なく特に無風の日挽索を用て船を曳航するに當ては是非とも此航路を撰擇するの必要あり、之れ右岸を曳行するに於て曳子は屢々支流に會して渡河の困難あるべければなり、

岩羊湖 遊巡塘の上流殆ど五哩にあり、此に始めて南に向て一支流を出す舟は宜く右折北の方に向ひ湖の中央を航して深水を得べし、

岩羊湖の上流二哩半に皇樂院あり尙ほ約二哩の右岸に大菱湖あり大菱湖の上流約一哩に一砂堆あり、江の左岸に近く冬季干出一呎にして其面積僅に三坪に過ぎず、此洲と左岸の間は甚深からず冬季最淺六呎を得べし、然れども該洲と右岸との間は水路の幅約百碼にして水深亦極めて深く江の中央を航するときは水深八尋より下ならず、

接港口

沅水本流に比すれば遙かに大なり

該洲の上流半湮餘に周文廟あり周文廟を過ぐれば殆ど三湮の間を接港と稱す接港とは此運河の沅水に合する處を云ふ地名なり、接港口に砂洲あり分岐點突角より延出し居るを以て航行船舶は宜く注意して之れを避べし、

沅水本流 接港口を出づれば即ち沅水の本流にして常德に至る迄江幅二鏈乃至四鏈あり、冬季の水流平均一節内外なり江河としては湘水に比すれば遙に大河たるもの、如く地勢の然らしむる所奔流急湍等の存するものなく淺堆等も冬季干出するもの極めて少なし、但處々に存する堅粘土底の地區中或は深水中に存する淺堆あり概ね細條堆にして江流の方向に横はるものあり又は流向に直角なるものあり、一見其流勢のために形成せられたるものにあらざることを推知するに足る、

接港口を出てたる後は右岸一鏈に沿航すべし、是れ左岸に近く冬季干出一呎に及ぶ淺洲あるを以てなり、

龍陽

龍陽 接港口の上流三^ノ湮の右岸に龍陽縣城あり小城壁を以て繞らし支那市

街としては稍清潔なり、街上商賈の大なるものは米商、麻苧商、染師(藍を最良とす)藥種材木商にして吳服商及雜貨商之に次ぐもの、如し、外國雜貨は日本及廣東方面より輸入せられたるものにして主に價格の廉なる裝飾品、日用品及玩弄物等なり、

今尙ほ外國人の居住するものなし、清國郵政局あり電信局は未だ設置せずと雖來る光緒三十年二月頃に至れば長沙及常德に通ずべしと云ふ、官廨は知縣衙門あり、

昨年當地に中學堂を設置し日本に留學せし支那人を聘して泰西の學を講せしむ、其學科中には日本語の教授をも含ましめしと云ふ、然れども此學堂は現在休校しつゝあり、生糧品は多量に求め得べし、

錨地 龍陽前面は概して水深く冬季と雖距岸五十碼に及べば三尋乃至十尋にして底質泥、水流緩にして錨泊に便なり、比較的淺水は江の中央より此側にあるもの、如し、支那形船は總て兩岸に接して繫泊す、

龍陽より常德に至る

龍陽より常德に至る

龍陽より常德に至る間には冬季と雖三呎より少なき淺水あるを見ず、概ね一尋を超え可航水路の幅も亦大なり、水流急ならず航行極めて容易なりとす、龍陽の上流一湮に到れば左岸は水深からず、然れども冬季尙ほ干出するまでには至らず、又右岸は概して深水なるも此附近に數條の危險なる細條粘土堆ありて水中に横はる、其最も高さものと雖水面に露出するものなく、頂部の水深僅に五六時に過ぎざるべく堆の幅員は長四、五十碼幅十碼内外なり、而して堆と堆との間は水深極めて不規則なり、但冬季水量少き時は水清澄なるが故に淺堆の位置を認め得べし、航行船舶は中流を航するを安全とす、ツアンホーコンを過ぐれば淺堆淺水等なくして滄港に達し得べく、右岸總て陡岸なり、比較的淺水は左岸側に存す、滄港は戸數二百餘なる小村落にして固より見るに足るものなし、只此附近米穀の産地なるが故に穀物商多し、滄港の溪は水多き時節に於ては内方水路を通じて岩羊湖に出づるを得べし、

滄港 より上流約二湮にある獠牙嘴に至る間は左岸より冬季干出する淺堆あり

滄港

姊妹樹

かて岸に平行す、右岸には深水あり、獠牙嘴を過れば左岸高く、右岸は平地にして夏季大水の節に至れば岸上に溢るゝことあり、深水路は左岸一鏈に接航して之を求め得べし、獠牙嘴の上流三湮の右岸にある姊妹樹は冬季の河岸にある双樹にして増水季右岸の隠没したる時に當て河岸を識別するの好目標たるべし、姊妹樹を過ぎ一湮四鏈溯らは漸次左岸に遠ざかり、牛皮灘對岸溪口に向て江を横ざるべし、小河口は沙市に通ずべき水路にして溪口に沙洲あり、冬季干出三呎に及ぶ、嘗て増水季に於て獨艦、フアルサイルツ、及英艦、スナイプは此運河を航して藕池口或は大平口に出で沙市に至りたることありと云ふ、冬季は水少なくして到底行船すべきにあらず、

牛皮灘

牛皮灘 は戸數二百内外の小村落に過ぎず、而して對岸の溪は汎洲及小汎洲間を通過して徳山の下流なる星々に到るを得べし、

牛皮灘の上流一湮餘に芷灣里なる小村落あり、村落の東端に小塔あり、高約四十呎なり、

芷灣里

芷灣里 を過ぐれば右岸より擴延する冬季干出砂堆あり、而して左岸側は水深

く距岸四分一鏈乃至半鏈にして深水あり、已に世海里の上流一¹/₂湮に到り左岸に存する孤屋の一鏈沖合に達せば南¹/₂東の針路を以て右岸突角叢樹林に向て江を横過すべし、斯くして右岸沙堆と左岸に存する細條砂堆との中間を過ぐるを得べし、之より右岸一鏈以内に沿行し其上流一湮餘にある大溪口に達せば左岸より延出する淺堆を避けつゝ、星々に向ひ星々の上流半湮餘に到るまでは中流より左側に近寄る可からず、

星々上流一湮に及びては左岸一鏈以内に沿航し石馬舖(社木館)前面は左岸に接航し右岸より擴延する干出堆を避くべし、此淺堆は砂利底にして冬季干出四呎に及び最外端は江の中流に達す、

石馬舖

石馬舖より中流を航しつゝ、其上流三湮にして蘇家渡あり、對岸の寶塔礎下の碼頭と相對し渡船場のある處なり、

蘇家渡

蘇家渡の上流半湮に磚瓦窰あり、磚瓦の製造盛なり、

德山

德山は磚瓦窰の對岸にある市街にして、舟筏の常に碇泊するもの多く、特に大形の木筏は常徳に繫泊し能はざるを以て此處に碇繫す、其大なるものは長百碼

幅六七十碼なるべく、水面下の吃水十呎に達するもの珍しからず、街の東端なる揚酒廟與善堂は顯著なる建築物たり、德山市街の對岸は丘陵起伏し其最も高きものは頂上に高寶塔及寺院あり、其山麓亦大寺院ありて僧侶の此處に學を修むるもの常に百を下たらずと云ふ、

德山に次きて二嶽寶殿の西に二大石橋あり、堤防内側にある湖水に通ずる溪流に架せらる、

溪口に存する淺堆は礫子にして距岸一鏈に擴伸す、二神橋古鎮江寺前面に達する迄は左岸を距る一鏈に沿航するを安全なりとす、

德山の上流一湮半の左岸に常徳下卡(厘金局)あり砲船常泊して厘金を徴收し脱稅者を監視す、對岸に近く一隻の屋形船の碇泊するあり、厘金局に屬して厘金局官吏の居住に供す、

下卡より常徳に至る距離二湮半、此間の左岸堤防には茅屋散在す、堤防の内側には村落水田等の存するあるも江河より望見するを得ず、水面低きを以て故に詳かならず、

第三編 英國砲艦の洞庭湖巡航報告書

英國外務省は一九〇〇年出版英國議院報告書中白第三六〇號に左の記事を公表せり頗る趣味多きを以て茲に其全文を抄譯す

海軍省より外務省へ交付(十月六日受領)

拜啓長官の命を受け我がウードラーク號艦長の洞庭湖地方巡航報告書寫と八月十六日附支那駐屯司令長官の山來寫とを貴外務省書記官の御參考のため送呈仕候但し地圖は御返却被下度候 頓首

エウアン、マツダレゴリア署

封入書の一

海軍中將サア、イー、シーモリアの報告

御參考のため交附す今年初小官はサア、クロイド、マクドナルド氏と謀りて全十月ウードラーク號の重慶に向て航行前洞庭湖を一遊弋せしめんことを決せり、此事は今に至て之を行ひたり今小官は此次第を報告す此報告たる實に海軍少

佐バートン氏が卓越せる判断才能思慮を以て頗る異常なる事情の下に其命を遂げたることを表はすものなり

氏の視察は最も成效したるものなるべし諸官吏は其漢口を發する時より頻りに此行を止めんことを勸め又之がため途中起るべき種々の困難を示せりと雖到る處人民にはよく歓迎せられたり

今やウードコック、ウードラーク兩號の重慶航行の期の通れるがため小官は其前に再び洞庭湖に其一艦を派遣することをなさざりき

小官は海軍少佐バートン氏の報告の寫を北京駐劄の我公使に送り置きたり

ガイルス君のウードラーク艦長なる海軍少佐を補佐しるは偉なりき此事たる今回の如き事に際して領事館員の行員中にあることの如何に利益多きかを表彰せり

一八九九年八月十六日

イー、エッチシーモリア署

封入書之二

第三編 水路及航業

海軍少佐 バートン より海軍中將 シーモリア に送れる書

拜啓茲に我 ウードラーク 號洞庭地方視察の報告を謹呈仕候漢口出發前英國領事 ハースト 君は小官の求により通譯兼補手として館員 ガイルス 君を附し申候今回の效果の大部分は ガイルス 君の大力量と才能とに歸すること併に同君の支那の事情に精通するにあらずんば小官は我國旗が長沙に於て好遇せられたる事を必し得ざりしは贅言をまたず候 勿々頓首

一八九九年七月廿六日

於在漢口 ウードラーク 號

アイアン、バートン 署

封入書の三

洞庭湖に於ける女皇陛下の皇艦 ウードラーク 號の巡航報告書
我 ウードラーク 號は七月七日岳州に著す其到着するや數名の清國官吏來訪せり其一人は此巡航中我等の辨事者として我等を紹介し或は接待するを周旋せんがため同行せんとを總督より命せられたりと告ぐ

六十人許りの兵士と二本傘

水路の困難土民の要撃

砲彈を試發して返禮に來り蘇する道臺を威り

七月八日午前九時三十分補手 ガイルス 君と小官とは究屈なる輿轎に乗り六十人許りの兵士、二本の傘等に護衛せられて岳州道臺を訪問せんがために出立ちたり街路は支那街としては頗る清潔の方にて到處人民の群がり來るありしも全く靜穩に候ひき道臺は快く我等を接見せるが如かりしも談ずると少時の後 ウードラーク 號が長沙の急湍渦流等に達するは非常の困難なるべく又若し此危難を冒して彼地に達すとも土民のために要撃せらるべしと云へり小官は之に答ふるに我等は兩國の信誼を厚うせんが爲めに友誼上の巡航をなさんとて來れるものなり而して土人の襲撃はよもあらざるべしと信ず然れども一朝これあれば我等は防衛の道に出でんのみとの答を以てしたり翌日道臺が返禮に來りしとき後のためにせんとして マキシム 彈を半帶許り試發したるに彼の土民要撃のとは再び口にせざりき道臺を訪ひたる後提督知府及地方長官を回訪せるに彼等は悉く土民の兇猛なるを唱へて此行を差止めんと試み候ひき
七月九日午後六時道臺衙門に於て道臺は吾等の爲めに彼の三官吏と響應西洋式を催し重なる官吏等も席に連りし中二人の英語をよくするものあり談話は

概ね長沙に到達するの困難なるのみなりき、

七月十日道臺は親切にも小蒸汽船を貸與したればガイルス君と共に新開港場なる城陵磯に赴けり、城陵磯は岳州より五哩半楊子江より一哩許りありて現今は一寒村に過ぎざるも、特に此處を撰びて開港せる所以は終年頗る碇泊に宜しきと長江に甚だ近接せるとにあり、向後は岳州府よりも多くの川蒸汽船の出入を見るべきか、岳州府は由來碇泊に便ならず、又長江より甚しく遠ざかり居れり、我等の本艦に歸るや一使者來りて此行に關して最後の談合をなさんがために道臺の來るべきとを告げたり、

條約を引て長沙行を拒む

午後七時岳州の知府來りて長沙府よりの特派使を紹介す、彼の使命は我等の長沙に到るは條約に反するを以て行くとを得ずとの旨を齎せるものなるも、我等は其大に誤解せるとを告げ一刻も早く道臺の來るを待ちたり、

道臺との談判

午後八時道臺と我等の辨事人たるべき者來る、而して之より十時廿五分迄彼等は種々遁辭を設けて我等を吃驚せしめ以て此行を停止せしめんとせり、中にいへるあり、曰く長沙府は此事件を北京に打電し北京より又英國水師提督に打電

保護の砲艦は我等の襲撃者なり

して其停航を要求し該提督は之を容れたりと、小官は答ふらく、上海にある該提督は充分に余の行に就て了得せしものなれば若しかゝるとあらんには余に報じ來るべし、然らざる上は明朝午前八時を以て長沙に向て出帆せんと、次に長沙に至れる時の待遇に就ていひしに、巡撫は衙門にて諸君を待たざるべきも衙門外ならば何處にても應待を容るべしと述べ且可能の妨害を盡く列擧したり、併し十時廿分に至り小官等は答へて若し衙門に於て接待せずんば如何なる場所に於てするも我等は訪問せずして直に歸艦すべきのみといへり、彼は擁護のため三隻の砲船を曳かすとを求めたるも、小官は一隻に減じたり、又かの辨事官は此中に乗込めり、此曳船のとたる彼の談合中最も緊要なるものにて砲船乗組人等は見張番をなし居りて、我等の碇泊するや小艇を卸し忽ちにして數百隻となり我等を襲撃せんとするものなれば斯く一隻に減じたるは小官の最も喜ぶ所なり、翌朝午前五時岳州を發し正午難なく湘陰に着す、湘江は巾廣くして流れ緩かに、湘陰は商賣微々たる一小驛なり、著後直ちに地方長官と二三官吏と來り訪ひ小官等は之に答訪して歸艦、午後三時湘陰を發し同六時長沙の下流二十哩の

艦員一同湘水に沐浴す

處に泊し、こゝに艦員一同湘水に入りて沐浴せり、河の流れは甚だ穏かにして全く澄明なればなり、

七月十二日午前九時、ウッドローク號は長沙に到着せるに數千の土民河岸に群がり終日去らざりき、

二百許りの兵勇に護せられ長沙衙門に赴く

明くれば七月十三日午前七時半長沙の二長官來りて陸上に小官を擁護し、二百人許りの兵勇は小官を護衛せり、此時砲船は各砲船より放たれ、街區は我等を見んと欲する土民を以て満たされしも、一人の突撃するものもなく、其兆候だも見られざりき、衙門に着するや開門せられ、小官等は直ちに奥堂に入りたるに湖南省の高官は皆小官等を迎へんがために茲に列したりき、既にして我等は次室に導かれ巡撫に紹介せられ、一同一卓子を圍み、シャンペーン酒の饗應に興りたり、此時巡撫小官の來意を問ふ、小官答ふらく、英清兩國間の交誼を鞏固ならしめんがために來ると、巡撫曰く兩國は常に厚き交情を有す、今回卿等の來訪は大に喜悅する所と、小官の側に座を占め居たる一吏員も英國を最良の友國と思ふ旨を云へり、時に衆皆常德に到るには急湍ありて甚だ危険なれば行かざるを可とす

又常德行を拒む

水先案内者斬罪を以て擬せらる

と勸めて止まず、衙門にあると半時許りにして退出し直ちに本艦に歸りたり、中途の平穩もとの如くなりき、半時許り後布政使、鹽法道、督糧道及長沙道臺の答訪あり、此四人は湖南省官吏中第一等の頂子を有す、彼等は巡撫病氣に付返禮せざるを謝したり、これ少くも事實なるらし、小官は若し彼を待ち居らば失ふ所尙多かるべきを思ひ之を待たずして出帆せざるを得ず、されば直ちに出帆の用意をなし午後二時卅分長沙を抜錨せり、其晩水先案内者は若しこれより先を案内せば斬罪に處せらるべしとて案内を拒みたり、之れ思ふに道を知らざる故の申譯ならん、茲に於て小官は辦事人の乗組める砲船より一人を得しも道筋を知るとは申し乍らさて非常の困難なりき、翌日鹿角嘴に着するや、彼亦之より先に行かば破船の恐ありとて前進を拒みたり、されど方向を確かめ得たるを以て小官自身にて船を遣り兩岸頗る高き巾三十乃至五十ヤードの運河を進み、既にして圓形に急轉せる後、新案内者はこれを正路なりと云ひて案内をとりたりき、

午後三時半沅江縣に著す、沅江縣に到る間の水路は水量豊多なるも、ウッドロー

長沙より沅江
の状に至る水路

第一章 水路

一三六

クの如き非常に輕快なる船形にあらざれば急轉するに難し、道縣一小驛にして著しき商況を見ざるも、沅澧兩江より來る大ジャンクは大抵此處を通過せり、沅江縣の地方長官と諸官員等來り訪ひ、一行また之に答訪す、到處土民は全く平穩なり、彼等は皆常德に到るの不可能なるを云へり、されど吾等は前にも新案内者の嚮導し得る旨を言ひたるを記せり、

小官等は午前六時沅江縣を發し少しく轉進するや湖中に入る、此所障牆ありて一側に竹を併列して屈曲せる狹路を作れり、此水路中最淺部五呎、此後は殆ど三十哩間南方沅江の河口に達するまで二間半乃至三間半の中に湖水の縁を取りたる所を行くにて混雜せず、但しこれ通常ジャンクの通路にはあらず、此唯一の通路は繁茂せる水生蘆に沿ふ、既にして艦首二尺許り泥中に推し入りたるも十分間許り「スクリュエ」を廻轉する中損所なくして深水中に出づ、此れより小官等は百ヤードの幅にて流れ急なる一河中に入りしがやがて五十ヤードの中となり六筋の水流となる、

途中二隻の清國砲船に會す、我等に禮砲し護衛せんと申し出しも水流急なるが

艦首二尺許り
泥中に入る

沅江は巨大に
して如何なる
大船も通過す
れば航行容易な
り

又常德に入る
を拒む

常德に至り碇
泊所を求むる
の苦心

常德は人口五
十萬一都會
なり

故に之を曳かざりき、

龍陽より十五哩許りにして沅江の本流に入る、此河は巨大にして巾平均五百ヤード以上ありて如何なる量如何なる大きさの船と雖若し關門を通過することを得んには航行容易なり、水流凡そ四筋、増水期には六筋とす、小官等は午後三時半龍陽に着し一時間許り經て地方長官の來るあり、或る武官も亦來る、

既に龍陽に到りたれば諸官員は是より常德に到ること難たしと云へり、翌朝昨日の答訪をなし、薪として試用すべく木材若干を積入れ、九時半龍陽を發す、河の沿岸は到處土民の群るあり、或者は始めて、此河に來れる蒸汽船を見んため數哩の遠路を歩みて來れるもあり、

二時卅分常德に泊す、小官は碇泊所を求むるに非常に苦心し、半時間の後漸く「ジャンク」より二十ヤード許り離れて九間半程の場所を得、

常德は一大都會にて小官等の行きたるもの、中最大なるものなり、而して巨大なる「ジャンク」貿易場とす、人口約五十萬、河に沿ふて一哩半許り展開し、何れの方

英砲艦の到着
は非常に人心
を衝動せしむ

第一章 水

二二八

碇泊所を見ず小官等の到着は非常に人心を衝動し、數千の士民我等の對岸に集り附近にありたる者共は皆逃れ去りたりき、地方長官及諸官吏來り訪ふ、かくて小官等は知府訪問の準備をなし翌日諸官員を答訪す、輿轎に乗りて巡行中小官は一店舗に外國品の少許陳列しあるを見る、諸店舗は甚だ佳良に、街路は支那の都會としては随分廣濶なれども小官等を見んと欲する群衆餘りに多くして時々止まりては之を追拂ひつゝ徐々として進行したり、士民は全く平穩にして唯頻りに小官等を見んと欲するのみ、出帆前小官は一噸三弗四十錢にて木材十噸を購入す、先の試用にて良好なりしに依るものなり、

七月十七日午後二時半常徳を發して午後七時龍陽に泊す(Hang-Kung-Tue)に通ずる水路は以て艦をやるべしとのとなりしも甚だ狹隘にして夜中狹路に於て急湍に遭遇せんことを虞れて行かず翌朝六時下航水流五節の所にて十四度の一角を廻轉するに際し小官は岸に上りて之を指揮せり、されど五分間にして通過するとを得、凝汽器に泥の充填せる外に更に損所なし、午後三時南湖に到る、此地倣々たる一小驛に過ぎず、地方官の來訪あり之に答禮し、午前五時此處を發し湖

岸に上りて廻
轉を指揮す

岳州に直航せ
んとし果さず

道台木材六噸
を贈る

中に入るや小官は岳州に直航せんと計りしも二三呎の水中を航すると三時間の後凝汽器の屢々泥と蘆とに塞がるゝため之を遂げ得ざりき、午後二時沅江縣を經同七時鹿角嘴の下流半哩の所に投錨、翌朝六時廿分解纜、午後二時岳州に到着、此行軍備品四分の一を費す、

小官等は茲に道臺を訪ふ、此時木材六噸を求めたるに之を贈呈すべき旨をいひ小官等の如何に固辭するもさかず、唯答へて曰ふ、これ余が贈物なり、提督に傳へよと、此道臺初めは小官等の巡遊を阻止すべく頗る力めたりと雖爾來最も鄭重にして非常に小官等の便宜を圖りたり、因て小官は答訪の後諸事宜しく取計らひて新開港場城陵磯に向ふ、

七月廿一日城陵磯を概測し、漢口に下るべき水先案内者を求めて之を得しも翌朝午前七時出帆の際に來らざりければ小官自身船を操縦し、午後三時漢口に歸着せり、

女皇陛下の皇艦、ウツドラーク號艦長海軍少佐

アイオン、バートン署

第一章 航業

航業を分ちて二となす、曰く汽船航業曰く民船航業今先づ汽船航業を説き次て民船航業に及ぼさん、

第一網 汽船航業

第一 當初の汽船業

汽船が湖南省に入りしは明治卅一年駐清英國公使が内河の開放を總理衙門に迫り、清國政府は遂に之に關する章程を同年九月一般に發布せし以來のこと也、最初に此章程に應じて漢口長沙間航路を開始せしを兩湖輪船公司とす、この公司は湖南湖北兩省の縉紳によりて創立せられ、株式組織として五百兩の株二百十萬兩の資本を以て開業したるものなり、

明治卅四年に至りては開濟、長清、兩湖の三公司ありて漢口長沙湘潭間の航業に

從事せり、
其資本金及船舶は左の如し、

會社名	創業年月	資本金額	株主國別	所屬船舶數	航 行
開濟公司	明治卅二年四月	約五萬兩	清 人	一 隻	不 定期
長清公司	同 年 十 月	未 詳	同	三 隻	約二週一回
兩湖公司	同卅三年六月	約十萬兩	同	二 隻	不 定期

又右各社の使用せし汽船名は左の如し

船 名	所屬會社名	製造年月	總噸數	吃 水	船 價	速 力	船の長及巾
永 吉	開 濟	明治卅二年五月	七〇		二萬兩	七 哩	巾長 一丈八尺
楚 寶	長 清	同 廿 四 年	七九		未 詳	六 哩	巾長 一丈八尺
問 津	同	未 詳	八〇	七呎五	同	八 哩	巾長 一丈六尺
楚 功	同	明治廿四年	八五	六呎五	同	七 哩	巾長 一丈八尺
湘 泰	兩 湖	未 詳	九五	七呎	同	八 哩	未 詳

湘 陰 同 同 九五 同 同 七哩半 同

これ等各公司の營業は其船舶固より貨物を積載するの量なく、單に乗客の運搬を以て目的としたるものなるが、元來水路に適合したる船舶にあらざるが上、無經驗なる清國人の管理する所にかゝり、弊端多く營業幼稚にして只に各公司の利潤を獲る能はざるのみならず、風浪季減水季に際しては往々にして帆船の安全にして快速なるに如かざることあり、されば何れも盛大なるを得ずして數年の後本邦及英商の航路を茲に開くに及びて次第に其營業を轉廢し、今はたゞ兩湖の一公司を剩せるのみ、

第二 現今の汽船航業

明治三十五年の六月英商怡和洋行は初めて昌和號を廻航して本航路を試航し、翌年に至り英商太古洋行も亦沙市號を以て本航路に従事せり、繼て三十七年の三月我湖南汽船會社の沅江九湘江丸の二船は相次て本航路に定期往復を開始し、同年七月長沙は外國貿易に開放せられ、茲に湖南過去の交通は全く面目を一新したり、

現今の各汽船會社及其船名左の如し

會社名	船名	國籍	噸	數	船長
湖南汽船會社	湘江丸	日本		九三〇	島 欽之助
全 上	沅江丸	全		九三〇	米 山 庸 義
怡和洋行	昌和號	英		一〇五六	
太古洋行	沙市號	同		一〇三〇	ダブルユー スミス
兩湖公司	湘泰號	清		九五	清 國 人

本表兩湖公司の湘泰號は専ら乗客の運搬を以て其目的となす、又本表の外永吉永平等の小蒸汽船あるも録するに足らず、又長沙湘潭間を増水期中定時駛行する小蒸汽四隻あり、何れも二三十噸大のものとする、

聞く太古洋行は今、回新たに「湘潭號」と云ふを建造し、近日の内本航路に就かしむべしと、又兩湖公司も湘泰と同形のもの一隻を新造したりといひ、我湖南會社も豫定の第三船を建造せんとすと傳ふ、本航路の發達は數年の後更に見るべきものあらんか、

第三 常德航路

常德には民船の外未だ汽船の航通開けず、數年前獨逸商人は小蒸汽船二隻を以て沙市常德間の航路を開かんとしたるも二三航行にて廢止し、近時土人の長沙常德間に曳船小蒸汽船の航通を試むるものあるも不定期にして微々たり、聞く英商太古洋行は一昨年中已に碼頭に必要なる地所を買入れたりと、吾人は我汽船業者の長沙航路に成功したる如く本航路にも成功せんことを望むや切なり、

第四 湖南汽船會社の組織及營業

湖南汽船株式會社は資本金額を壹百五十萬圓とし、清國內地各省の湖河諸線を開通するを以て目的となし、湘江航路即ち漢口、岳州、長沙、湘潭線約三百二十哩を其第一線とし、沅江航路即ち漢口、岳州、常德線約四百哩を其第二線と豫定せり、湘江九及沅江九の二船は最輕吃水二呎九吋の淺底姉妹船にして大坂鐵工所の製造とす、明治三十五年八月工を起し翌年十一月工を竣る、その總噸數は各九百三十噸、乗客二百五十人を容るべし、聞く本船を營業地に回航するには黃海を横さらざるべからざるを以て頗る冒險の業たり、而も恰も冬季風浪激しき季節に

湘江九及沅江九
の新造及其回
航の困難

長沙に於ける
二船の歡迎

際したるを以て長崎に風待ちすること五十餘日、最後に辛ふじて無事彼岸に達することを得、しかも倅にして少しの損壞なかりしは回航の衝に當れる、大坂商船會社の清水、大坂鐵工所の坂井二船長の熟練に由るといふ、

明治三十七年三月沅江九はその十五日に、湘江九は二十日に、各其初航として長沙に到着、小西門外なる同會社新設碼頭に繋留し、市民の縦覽に供せり、之より先我官民知名の士湖南を訪ふもの少からず、又同社碼頭工事は二年に跨りて市内最繁盛の河岸に築造せられたるを以て、新船回航の噂は早く已に地方一般に喧傳せられ、老幼婦女來り觀るもの堵の如く、數日の間は船の上下見物人を以て填充せられたりと、同月二十三兩日同社は特に巡撫趙爾巽氏以下重なる土地の官民を船内に招きて營業の披露をなし、我永瀧領事は中畑書記生と共に漢口より之に臨席せり、

營業の前途

同社の營業は開業日尙淺くして未だ蔗境に達せざるべきも、既往一ヶ年の成績は頗る良好なりと、長沙湘潭の同社繋船場は何れも一等地にして他の同業會社に比し商業上の好位置を占むるのみならず、汽船及蘆船も亦他の設備に優越せ

本支店及その
役員

り、殊に土地の紳士紳商にして同社の株主たるもの少からずといへば營業前途の有望なるべきは蓋しトするに難からず、

同社は本店を東京に、漢口に支店を置き、木幡恭三氏を主任とし、長沙に出張所を置き、田島岩平氏を主任とす、又大阪商船會社漢口支店を其の代理店となせり、會長を加藤正義氏とし、白岩龍平、土佐孝太郎の二氏を専務取締役となし、男爵有地品之允、中橋徳五郎氏は其取締役にして、大谷嘉兵衛、田邊爲三郎氏は其監査役たり、又近藤廉平、益田孝、安田善次郎、大倉喜八郎の四氏は推されて同社の相談役たりといふ、

沅江丸の船長は米山庸義氏にして氏は既往十年の久しき揚子江航路に經驗あるの人、又湘江丸船長小關世雄氏は病氣の爲め辭職し代りて船長となれる島欽之助氏は久しく郵船會社船に勤務したる人なりと、

第二編 民船航業

汽船航業は明治三十一年内河開放の章程定めらるゝ迄はこれあらざりしにて

民船の數

其以前は悉く民船に由りて貨物人員を輸送し、汽船の交通盛に開けたる今日も尙貨物の大多分は舊來の民船に由りて輸送され、汽船は僅々其一部に過ぎず、故に湖南貿易と民船とは固より重大なる關係ありとす、

湖南人の有する民船の數は幾許あるべきか容易に計り知るべからず、或は大なるもの二萬餘、小なるもの數萬と稱し、漢口出入の民船一ヶ年七八萬、其一半は湖南船なりといふ、

民船の種類

民船に數種あり、一は滿江紅船にして専ら官吏の乗用に供し、大さは積載量七八百擔乃至二千擔若くは其以上に及ぶ、長さは七八十呎或は其以上にして幅亦十二呎乃至十九呎、深さは五呎乃至七呎あり、二は把杆船にして重に衡州府の製造に屬し、大中小の三種ありて人員、物貨を搭載して往來し、三は乃ち釣鈎子船にして積載量一千擔以上三千擔、四千擔に及ぶ、長幅深共滿江紅船と大同小異也、四は小駁船にして重に衡州府の製造に係り、積量千擔以上三千擔以下なり、前者は下水に煤炭を積み、後者は下水には同じく煤炭を載せて長沙漢口に赴き、上水には貨客をのせて歸る、五は倒坝子船也、

下水には煤炭若くは米を載せて漢口に至り、上水には貨客をのせて歸る、六は烏
扛子船にして時に煤炭を載せて漢口に下ることあるも重に省内に在て各碼頭
に往來する小形船也。

次に掲ぐるは三十餘年間湖南の民船に従事せりと稱する一老船頭より其所有
せる把桿船に付て語り出たるものの一節なり、民船に關する參考として茲に之
を掲ぐ。

民船に關する
資料

一此把桿船は衡州府に屬し始終湘潭長沙と漢口との間を往復す、下りは荷物
を積み上りは船客多くは官吏を搭載す

下りの荷物は皆漢口行にして其種類は
紙(最も多し)米、粳皆ばら積なり、牛皮、銑鐵(多し)藥材、茶、石炭、梅檀木、桐油、漆等
なり

上りの荷物は悉く、パックス付にして其種類は

紡績絲、綿布、藥材籠にする竹、檀香、昆布、石油、乾貝類、鰵、乾海鼠、煙草等なり
右は何れも長沙湘潭に揚陸す

二運賃は上下共大抵百斤に付七八十文より百二三十文の間なり

三船客は大抵船室一切を貸切にする方法による一人前の運賃は漢口長沙間

二元八十仙、食事は船にて給すれども之に當る代價を得

四本船は一ヶ年間に先づ十一回航をなす其内一回は衡州まで歸るを常とす

五漢口と湘潭の間順風なれば三日間少し風悪しければ十日乃至十五日間以

上、通常の風にして一ヶ月に二度往復することを得

六冬期は北風多き故上りは容易なれども下りは十五日位を要す

七四五月の頃は水満ちて碇泊地少なくなる故民船のためには都合宜しから

ず九月十月の頃最も可なり

八本船は民船中の最大なるものにして若し貨物のみを滿載するときには往航

百六十元復航百三十元位の運賃を收入す、貨物のみを運送する船あれども

何れも本船より小なり

九湖南湖北の間に於ては岳州と資塔州との兩處に於て釐金を徴收せらる其

率は定額ありて餘り高からず

十洞庭湖面の風浪には光緒十五年に民船五六十艘破壊したることあれども其後は一ヶ年間に五六艘位の破壊に止まり用心せば先づ安全なり
 十一石炭船の如きは復航荷物なきに苦しみ空船にて歸ることあれども本船の如きは別に荷物の不足に困む如きことなし

十二之を三十年前の景況に比較するときは湖南民船の貿易は今日の方寧ろ衰へたり是れ廣東地方との貿易轉して海運と長江汽船の便によることなりしを以てなり

十三本船は四年前に二千餘兩にて造りたれども今日にては三千兩の價あり先づ三十年位は使用することを得べし乗組は船頭とも十二人水夫一人の給料食料付にて一ヶ年貳十四兩なり

民船の荷物運賃

左に民船に由りて運搬する貨物運賃の一般を掲ぐ
 長沙より漢口に至る(船の需給水量の多寡によりて高低あり)

米	米	米
包	バラ	積
積	積	積
每石	每石	每石
百文	八十文	百文

紙	桐	茶	菜	夏	棉	苧	茶	牛	芝	牛	油	湘潭より漢口に至る
每擔	油八十餘斤每	油六十餘斤全	油全	布每捆	布每捆	麻每捆	箱每箱	皮每擔	料全	油每擔	紅茶二頭字	全
百文	八	六	全	四十	四十	百	百	百	全	百	每箱	四三
文	十	十	文	文	文	文	文	文	文	文	百	全
	文	文									二十	文
											文	

子	茶	花	茶	餅	蘇	條	東	白	頂	帳	古	白	全	葯
茶	茶	香	梗	餅	銅	銅	山	菓	泡	簾	簾	米	包	材
茶	茶	茶	子	鐵	包	包	紙	紙	紙	紙	紙	積	積	大
全	全	每	全	每	全	全	每	每	全	全	全	每	全	小
包	包	包	包	批	全	全	塊	塊	全	全	全	石	件	件
九十	八十	八十	二百	七千	九千	八千	九十	七十	七十	三十	三十	八十	百	百
文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
				一批三百卅餅每餅四十八斤	一批百五十箱每箱重百斤	二百件雙包								

民船の乗客運賃

夏	牛	茶	全	細
布	皮	油	紙	料
全	每	每	每	每
五十	斤	大	小	百
文	斤	簾	簾	斤
		百	百	六
		六十	六十	十
		文	文	文

搭客賃銀は船の大小によりて多少の差異あるも長沙若くは湘潭と漢口間は一
船借切りにて一日一元乃至三元然らずして個々の搭客は每人五六百文より二
三元の間において女客は倍を加ふ

第四編 名勝

衡嶽は巍々、九疑は連綿、沅湘は洋々として雲夢濶たり、洞庭八景は尙しく邦人の耳に熟する處、岳陽樓の名は范希文の記と童孩も亦之を諳するに近し、況や武陵桃源の勝歳、時花神に依りて、今も猶秦時の遺韻を留むると云ふをや、湖南名勝も亦富めりと謂ふべし、茲に山嶽洞巖、江湖谿泉、名所舊蹟、陵墓寺觀等の各項に分ちて之を記述し、繋ぐるに古來騷客の詩賦歌行を以てす、如し其詳を擧げんと欲せば、莫然たる大冊も能く盡す所にあらず、今極めて簡略に従ふ、庶幾くは瀟湘に遊ぶの士、憑吊諷詠、之に依りて一段の吟思を惹くを得んか。

第一章 山川

第一 山嶽洞巖

嶽○麓○山、○黃○陵○山、○汨○羅○山、○磊○石○山、○水○蓬○洞、○韶○山、○大○禹○山、○小○壘○山、
 一五○溪○山、○鷓○鴒○山、○花○園○洞、○石○魚○山、○洞○空○山、○靈○龜○洞、○印○心○石、○皇
 雲○山、○石○鼓○山、○崎○崎○峯、○回○雁○峯、○衡○山、○祝○融○峯、○紫○雲○峯、○石○鳳○峯、
 蓮○花○峯、○聖○鐘○巖、○香○零○山、○西○山、○石○角○山、○澗○山○巖、○朝○陽○巖、○鏡○石、○高
 山、○安○定○山、○月○巖、○太○陽○原、○五○如○石、○九○疑○山、○斜○巖、○吳○望○山、○陽○華○巖、
 楓○門○山、○雲○山、○寶○方○山、○都○梁○山、○同○保○巖、○豈○勿○山、○巴○邱○山、○君○山、○連
 雲○山、○暮○阜○山、○石○門○山、○平○山、○陽○山、○綠○蘿○山、○欽○山、○桃○源○洞、○漁○仙
 洞、○虎○溪○山、○壺○頭○山、○羅○公○山、○東○山、○魚○鱗○山、○黃○岑○山、○雲○秋○山、○馬
 嶽○山、○彭○山、○夾○山、○藥○山、○大○清○山、○天○門○山、○檳○榔○洞、○鬼○谷○洞、○韓○張
 山、○巖

嶽麓山

嶽麓山 は單に麓山ともいひ又靈麓峯ともいふ、衡嶽七十二峯中の一にして其足を形成するが故に麓を以て名けしと傳ふ、長沙の西岸、湘江を隔つること六清里にして第二十洞、眞墟福地と稱せられ、道林嶽麓の二寺あり、湘西の古渡より岸に登れば、喬松徑を夾み、泉澗盤繞して、諸峯巖り秀て、湘江を下瞰するを得べし、有名なる嶽麓書院、學校書院の部に詳かなり、は其山下にあり。

游嶽麓詩

宋 張 拭